

三條終に病
を發す

三條は之を憂へ、西郷等に告げ、右府以下參朝の日を待ちて、之を上奏、聖裁を得べしと。西郷曰く「連日の評議に於て、廟謀は既に決定せり、何ぞ右府を俟つの要あらんや」と。三條切に一日を猶豫せんことを望みて散會し、三條は退朝の途、岩倉邸に到り、西郷の書を示して、反覆談論する所ありしが、各其説を執りて合せず。大木喬任等は、猶三條に抵りて説く所ありしかば、其夜、三條は大木と共に、再び岩倉邸に赴き、日來西郷に同意せし心事を語り、稍之を悔ゆるの狀あり。三條、其歸邸、晨に及び、劇症を發して人事を省する能はず。十八日、三條首相病を發して起たず、時に木戸は久しく病と稱し出仕せず、伊藤博文を岩倉に薦むるのみ。伊藤、大隈、黒田、吉井大宮内等、多方に周旋、岩倉並びに大久保に、此際奮發參朝して、事後を善くせんことを勸告す。二十日、聖上は三條邸を訪はせたまひ、歸途、更に岩倉の邸に臨みて、親命するに三條に代りて太政を攝理すべきを以てせらる。二十二日、西郷以下四參議、岩倉を其邸に問ひ前の内決に據り、三條の意を繼がんことを求めたるに、岩倉は峻拒して曰く「三條の意見は三條に在るべきも、余には又余一人の意見あり、且や、余今特に輔弼

岩倉代りて
太政を攝理す

の大任を蒙る、故に兩説を陳述して宸斷を仰がん」と。二十四日、遂に遣韓大使の議を止むる旨の上諭あり、伊藤は參議に拜任し、工部卿に陞る。

大久保日記云、十八日、三條公今晚來就大病、伊藤子大隈子入來。伊藤子は岩倉公へ參上せしに、形行を小子に通しくれとのことに付、參り候とのことに候。尤、大隈をば、伊藤誘引いたし候とのことなり。楮條公御大病に付ては、今日、岩公へ御奮發無之候ては、國家の事去る」との趣を以て御進め申上候處、公も此に至りては、不得止、斷然可振起」とのこと故、小子へも、是非奮發いたし候様切に忠告有之候。小子勘考の次第有之、同意いたさず候。十九日、條公へ參上、詳細御様子承り候、全精神錯亂の御容子に候、しかし今日は昨日より少しく御くつろぎの御容體なるよし。松方子、小西郷子道從、黒田子入來。黒田は此因難を憂ふること實に親切なり、予も此上の處、他に挽回の策なしといへども、只一の秘策ありて之を談す、同人之を可とす則同人考を以て、吉井子へ示談有之候様、申入置候。○木戸より岩倉に呈せし書あり、大久保參議は、沈重謹慎にして、不拔の志、確乎維持、奉仰候。又、

木戸は伊藤
を旋めて周
旋せしむ

伊藤博文は、孝允十有餘年の知己にて、兼て御承知も、被爲在候通、剛毅強直の性質に御座候處、近來專意を着實に用ひ、細案精思、其力亦孝允の同朋に稀有の者に付、此際登用したまはば、必御一臂の御用も相勤可申と奉存、全虚心を以言上仕候、按、伊藤は洋行中より木戸の側を離れ、大久保の羽翼となれりとの説あり、此に至り、木戸の特に伊藤を薦めしは、前の嫌疑を去るの作略に出でし歟。又、西郷より桐野、別府の二士に與へし書は、二十一日のものに似たり、三條岩倉の進止を説く。「今朝副島氏入來にて、岩倉公太政大臣の代理を相勤候筋に相決し、明日は又又使節一條、御評議相成候間、出仕との事に御座候に付、別して大幸の譯故、罷出候様可致候。其上、如何相成候哉、御決着の處を以て、進退も可相定との事に御座候間、何分の議、明日は相分可申候。少しは跡戻いたり候心持なれ共、副島氏も、是迄の御評議に不相決候は、可退申」との事に候故、いづれ共御決定と相考居候。副島の咄に、條公は、前晚迄は、岩倉卿へ向ひ、「海陸軍を率ひ、自討征可致」と御返答被致たる位に候由。可憐、御小膽故、終に病を發せられ候、殘念の仕合

岩倉四郷を
排して宸斷
を得

に御座候」云々。

當時、西郷、直に入宮して陛下に上奏するやの疑ありしも、遂に其事無し。二十三日、岩倉上奏、本月十四日、内閣朝鮮遣使の議、三條太政大臣及具視は、「事の先後、勢の寛急を慮り、宜く順序を追ふを以て可とすべし、今俄に使臣を發遣すべからず」と論す。衆參議皆之に同意す。然るに、獨、西郷參議速に使を遣ふことを主張す、因て大久保、大隈、大木、三名を除くの外は、議論稍々動き、其事決せず。十五日、又其事を議す、大久保等前議を執りて動かさず、衆參議は西郷の論に同意するを以て、三條も竟に其議を可とす。是に於て、具視或は國事を誤らんこと憂懼し、病を稱し朝せず。十八日、三條氏病を發し事を執る能はず、則具視議論の合せざるの故を以て、家居すること能はず、議事の顛末を奏聞し、謹て聖斷に仰ぐ。本議、臣竊に之を考ふるに、維新以來纔に四五年のみ、國基堅しとするに非ざるなり、政理整ふとするに非ざるなり、治具備ふるに似たりと雖、警虞測り難し。則、今の時に方りて、未輕く外事を圖るべからず、且、樺太の事亦頻に起る、是の目前の急、最注意せずんばある可からず。而も頓に一使節を朝鮮に發し、

萬一の變ありて、後事續かずんば、悔ゆると雖復追ふ可からざるなり」と。二十四日、天皇、岩倉の奏議を裁可したまふ。

朕、繼統の始より、先帝の遺旨を體し、誓ひて保國安民の責を盡さんとす。頼むに衆庶同心協力、漸く一致の治體に至る。是に於て、國政を整へ、民力を養ひ、勉めて成功を永遠に期すべし。今、汝具視の奏狀を嘉納す、宜く朕が意を奉承せよ。

やがて、五參議を罷めらる。

二十二日、岩倉より大久保への書に、「只今三木中入來、西副板江へ出會候處、一件談論、少く彼是有之候得共、小生前議貫徹、此上は宸斷御決定可然、尤拙意見、何迄も國家の御爲と存候一條を、言上可致の旨、及演舌候處、夫にては無致方」との事にて相分れ申候。併、彼より進退の咄も無之、引取候。其様子、疑らくは赤坂出頭、萬中の一とも難計存候と雖、別紙徳大寺宮内卿返事、御一覽置可給候。副島主張の「更に評議」と云ふ事、先止み、江藤の「條公の意を繼ぐ」云々、大分の議論にて、相濟候也。岩倉峻拒の狀と、赤坂當時の皇居直奏

の擧に備へし事、以て微見すべし。而して大久保の返答に、「二冊返上、乍失敬、加筆仕候、伊藤子は文才に富み候故、御圖り被成可然と奉存候。扱も、明日の處、國家安危に係る御大事、只公御一身に基する一擧と奉存候。乍去、不拔の御忠誠、必御貫徹あらせられ候事と、毫不容疑候。熟々往事を回憶すれば、丁卯の冬御奮發、一臂之御力を以て、其本を開かせられ、終に今日に立至り候處、豈圖如此大難を生し、偶然、御責任に歸し候も、畢竟天賦と云ふべし、是れ天の閣下をして始終を全うせしむるの謂乎と愚考仕候云々。

第十一章 民選議院の建白及佐賀の暴發

西郷引退後の政府 六年十一月、西郷、板垣、副島、後藤、江藤の五參議を罷む。西郷は決然郷に歸り、篠原、桐野等の將校下士、從ひて東京を去る。政府及び軍隊大に震ふ。政府は、物情の鎮靜を希ふの情切なるを以て、多方辭歸者を抑留せんと試みしも効なし。府下警邏の卒伍に至るまで、職を棄てて去るを見る。

黒田清隆祭、西郷隆盛文云、壬申冬、樺太之案起、君將請于朝、置鎮營於北海道、

自都督之使、篠原國幹、將樺太戍兵。因告余曰、吾與子情誼甚厚、當共同死生、北海道子所管之地、我北行之意決矣。遂謀之當路諸公、事未行、而廟議又有朝鮮案。君折東與余云、樺太與魯國相涉、非旦夕所能解、韓事則太促矣、機不可失、我請自行、北海鎮營、吾不能踐約。余謂、君是國家柱石、不宜輕舉、又謂當路諸公曰、今論事輕重、宜以樺太爲先、然朝廷若先韓事、而遣西鄉君、則吾請代往。而君終以意見不合、遺書于余曰、事勢至此、吾不忍獨留、違約之罰、當謝之于地下耳、罷職而歸。

西郷及び桐野の職を辭するや、近衛兵動搖、殆制御する能はざる形勢なり。二十五日、徳大寺宮相は、勅旨を奉して、其將校、少將篠原國幹、中佐山路元治、北村重頼等を召集し、聖上也小御所に出御あらせられて、親しく誨諭したまふ所ありしに、篠原は病と稱へて出でず。勅語に曰く、西郷正三位病氣に付き、參議近衛都督等を免したるも、大將たる舊の如し、且、國家の柱石と依頼致すの意に淪ることなし、皆々決して疑念を懷かず、是迄の如く職務を勉勵せよ、云々。朝野の論、或は軍人如是の進止を非として、警保權助川

路利良等は、將卒共に綱紀を紊すは太不可なり」とて、諷告する所あり。土佐人山路北村は留任せりと雖、片岡健吉、谷重喜の軍職を去りしは此時とす。薩人阪元純熙、東京遷卒總長として、府下の警戒に任し、夙に征韓論に同意したり。西郷辭職の後、大久保黒田に告げて曰く、征韓の議已に納れられずんば、我部下皆其職を辭し、國に歸らんとす、願はくは諸兄之を謀られよ」と。又、岩倉に要請す。陸軍大輔西郷從道、阪元を招ぎ、竊に諭して曰く、明年三月、政府は將に征蕃の役を興さんとす、足下宜く部下を諭し、之をして暫らく其職を奉せしむべし」と。阪元之に答へて曰く、征韓の議敗れ、今日其職を辭するは、前言を踐むなり」と、三百餘人一時に歸國。明年(甲戌)三月に至り、阪元上京して前議を促すこと愈切なりしかば、政府遂に征蕃の役を興して、薩州壯士を徵發し、以て其雄心に對酬したり、又、政府が軍人の慰藉に勞して、操守の固からざりしを想ふべし。論者、因りて疑ふ、岩倉、大久保等の内治論は、西郷以下を排擠せる一辭柄に過ぎざる歟と。

西南記傳云、明治八年、江華海事變起るや、副島種臣は岩倉具視を訪ひ、之を詰りて「僕等三、四年以前に於て、韓國の事は、區區議論の能くすべき所に非ずと爲す、諸公も今に及び其事の勇斷に出でざる可らざる所以を發見したることし」と云ふや、岩倉之を聞き報然、洵に然りと對へ、後、其將に死せんとするや、尙副島に懺悔するに、征韓論に反對したるは、余が學生の過失なりしことを以てしたりとか。蓋、當時、西郷の讒をして行はれしめん乎、韓國の運命三十七八年役を俟たずして決定すべかりしなり。而して、佐賀、熊本、秋月、及び西南大亂の慘劇をも演ぜずして已むべかりしなり。韓國を擧げて純然たる第二の琉球と爲さんも、當時に於ては必しも空想と爲す可らざりしなり。

政府は、時に大藏省より内務、工部の二省を分ちしが、其内務は大久保自之を督し、大隈を大藏卿に、伊藤を工部卿に居る、又、川路利良を擧げて、警視の新廳を總督せしめ、以て急要の施設に着手す。寺島宗則が副島に代り、海軍卿と列せしむ、此際なり 即、一革後の政府は、全く大久保一人の手に支持せらるゝの概あり。

十月二十五日、大久保より伊藤に與へし書に曰く、内談申上度、義有之付、今晚六字比より、大隈子方へ御出懸被下候様奉願候。此際に乗し、うろつきたる事に相成候ては、實に天下に面皮も無之候に附、十分に廟堂上の目的

内務卿大久保に支持せらる

確定、其實績を擧げて、政府の基礎相据り候迄は、一步も不讓決心不相付候ては、相濟不申候云々。而も此夜、大久保は兩士と會し、至尊の輔導を置くこと、大臣其體を得べきこと、同僚協力することの三項につき謀議し、後、岩倉吉井の同意を得たりといふ、(大久保利通傳)則、宮中まで變革の波及せるを見るべし。

警察なる名稱は、近世唱道する所なりと雖、其事務は古昔より存在せり。江戸幕府の時、都會には町奉行あり、郡邑に郡代、代官ありて、各治下の警察事務を兼れ掌る。別に火付盜賊改、及び水陸の番所あり、之に附屬する專官を與力、同心といひ其他、見廻、目附、横目、十眼等あり。諸藩邑、其の名稱は一定ならずと雖、警察機關は能く設備せられ、國事警察あり、安寧警察ありて、風儀、宗教、祭禮、出版、衣服、制度、濟貧、賭博、賣淫、火災、古物商、質屋、贓物、遺失物、埋藏物、旅人、奉公人、請人、浪人、遊藝人、變死、疾病、行倒、藥兒、迷兒、牛馬車、駕輿、鳥獸、漁獵、度量衡、道路、塵芥、掃除、關所、番所、水路、橋梁、堤防、井戸、乞丐、浮浪、無宿、湯屋、料理店、寄席等に關する諸掟、其他、罪人、惡漢、缺落者の召捕に關する手續等、一として備はらざるは莫し。明治維新の初め、民心恟々、匪徒之に乗し、所在に出沒し、其制暫くも怠る可らず。是に於て、舊江戸(南北)町奉行を改め、(南北)市政裁判所を置き、府市を管す。市中の警邏査察は、各藩兵專之を掌りしが、後、府兵に引渡し、四年十月、東京府兵を邏卒と改め、凡三千人あり、諸府縣又之

警察

に倣ふ。五年、司法省警保寮には別に巡査を置く。七年一月、東京警視廳を置き、巡査、巡卒を其の部屬とし、後其巡卒を停む。東京巡査凡六千人、府縣は漸次之に倣して設置せらる。當時、警察官吏に士族出身の者多きを以て、人民を視ること、猶舊藩の侍が其の領分内の町人、百姓に於けるが如き趣あり。殊に警察は兇を押へ暴を制する等、單に司法警察に流れたりしが、追々規則訓令等を定め、行政警察を以て、人民の安寧を保護し、幸福を増進せしむるに至れり。〔明治法制史〕

民選議院論の建白 明治七年一月、前參議板垣、江藤等、民選議院を興さんことを左院に建白す。公論を張りて、廣く會議を興すの御誓文に本づかんと欲する也。或は傳ふ、西郷去年京を去らんとするや、板垣は西郷に告ぐるに、民選議院の建議を以てす。西郷は答へて、民院の建議、不可なるに非ず、然れども、言論によりて政府を倒さんとするが如きは迂なり、寧我に政府を奪ひ取り、以て議院を開くの捷徑なるに如かずと曰へりと。

明治五年、征韓論の初めて廟堂に起るや、西郷、板垣兩參議は、首相三條に請ひ、朝鮮支那視察員として、陸軍部内より、薩土の人、北村長兵衛、別府晋介、池上四郎、武市熊吉等、其の選に中り、滿洲に赴き、備に其情を探りて復命す。西郷、板垣、諸參議の辭職するや、武市憤激以爲らく、陛下の聰明を墮蔽し、征韓論を阻抑したるものは右

岩倉を要撃す

創始に於ける議會政治の非難

大臣なり」と。七年一月十四日、同志の土佐士族九人と、赤坂噴邊門に身を潜め、岩倉の退朝を窺ひ要撃せしも、之を逸す。後四日、彼の建白左院に呈出せらる。是蓋政府が方に板垣、後藤等の行動の、何の所に出づるを知らんと欲するの目なれば、板垣等は此建白の手段に因り、以て暴舉に與みするなきを明かにしたる也。或は謂ふ、江藤の朝に在るや、裁判の民利を分ちて、法治の基礎を定め、將來憲政を建設せんとするの志ありしも、當時尙早論を唱へて曰く、立憲政治は、守成の制度にして、創業の政に適せざるものなり、故に國家統一の基礎を確立して、然して後、此制度を適用するは、固より不可なきも、國家統一の基礎未確立せざるの今日に於て、此制度を建設するは、日本をして老成國の爲を學ばしめんとするもの也」と。故に江藤の左院副議長たりし時も、國憲制定の議に賛成せざりしと。然れども、今退きて板垣等と其議論を上下するに及び、民選議院設立の已むべからざるを感悟し、板垣に同意して、此建議に署名するに至りしなり。副島に至ては、學問淵博、古今の事體に達し、無偏無黨の王道主義を懐抱したり。故に、建議案の、君主專制の語を見て、有司專制に改む、曰く、議院を設立するは大に理あれど、君主專制に論及するは、勤王の大義に於て、之を非認せざるべからずと、議院に之に決す。又當時、民選議院建議の稿成るや、板垣は別に一本を寫し、特に林有造を鹿兒島に遣はし、西郷に面晤せしめ、其賛成署名を求めたるに、西郷は之に答へて曰く、民選議院設立の議は、至極當然にして我等の固より賛成する所なるも、天下の事は獨議

論のみにて行はるゝものにあらず、故に我等は他の手段により今の政府を改造
變革し、然して後其目的を達せんとす」と、林之を強ゆるも能はずして止みたりと
云ふ。是即、其建白署名に西郷の名を存せざりし所以にして、亦實に征韓黨中に、
尙武派と民権派との區分を見るに由る。〔西南記傳〕

該建白書首に有司專權の害を擧げ、

臣等伏して方今政權の歸する所を案するに、上帝室に在らず、下人民に在ら
ず、而して獨之を有司に歸す。夫有司は上帝室を尊ぶと云はざるには非ず、
而して帝室漸く其尊榮を失ふ。下人民を保つと云はざるには非らず、而し
て政令百端、朝出暮改、政刑情實に成り、賞罰愛憎に出づ、言路壅蔽、困苦も告ぐ
るなし。是の如くにして天下の治安ならんとを欲す、三尺の童子も猶其不
可なるを知る、因循仍改めず、恐らくは國家土崩の勢を致さん。臣等愛國の
情、自己む能はず、乃之を振興するの道を講求するに、唯天下の公議を張るに
在るのみ、天下の公議を張るは、民選議院を立つるに在るのみ、則有司の權限
る所ありて、而して上下其安全幸福を受くる者あらん。
次に、政府は宜く人民の強援に假るべきを述べ、

今、我國既に草昧に非ず、而して我人民の從馴なる者、既に過甚とす。然らば
則今日我政府の宜く以て強援とすべき者は、民選議院を立て、我人民をして、
其敢爲の氣を起し、天下を分任するの義務を辨知し、天下の事に參與せしむ
るにあり。則、闔國の人、皆同心なり。夫の政府の強き者、何を以て之を致す
や、天下の人民同心なればなり。臣等必しも遠く舊事を引きて之を證せず、
且、昨十月政府の變革、征韓論を云ふに就いて之を驗するも、岌々乎として其
危い哉、我政府は孤立するに非ずして何ぞや。

終に、尙早説の非を斥けて曰ふ、但、臣等竊に聞く、今日の有司、持重の説に藉り、事
多く因循を務め、世の改革を言ふ者を目して、輕々の進歩と爲し、之を拒むに尙
早の二字を以てす」と。尙早説は、加藤弘之、森有禮、西周等の論駁に見ゆ。而も
又、中村正直、津田真道の賛成説あり、西村茂樹の熟議の建白となる。その他、古
澤、福地等は、新聞紙に據りて論争したり。

加藤弘之云、今日、深く情實を察せずして、一涯に民選議院を設立するも、其
公議決定する所の果實は、恐らくは愚論取るに足らざるものゝみならん。

愚論猶可なり、或は是に由り國家の大害を生せざるを保つ能はず。凡、人民の知識未開けずして、先大に自由の權を得るときは、之を施行するの正道を知らずして、爲に却て自暴自棄に陥り、遂に國家の治安を傷害するの恐れあり、豈懼れざる可けんや。

西村氏の大日本會議上院創立案によれば、上院の議員は、舊諸侯を以て之に任し、其舊臣をして代議員たらしむべし、代議員の數は舊大藩三人、中藩二人、小藩一人たるべしと云ふに在り。而も之を聞ける華族諸家は、徒に沈吟して考慮するのみ。偶、尾崎三良は英國より歸り、木戸參議に説く、其意は華族を以て王室の藩屏とせんとするにあり。西村謂へらく、既に土地人民を失ふ、單身の華族、安んぞ王室の藩屏となることを得んと、其議合はず。此年十月、征韓論の破裂より、五參議其職を辭し、明年一月、民選議院の事を政府に建言す。西村も亦之を聞き、該建言の採用、方法の熟議を左院に建白したり。○敬字文集曰、自民選議院之説起、是非未決、論議紛然、或問曰、子以爲何如。余曰、天下之事不可目睹者、似是則可行、今設民選議院、似

是、故可行也。何以謂設之似是、曰、今日之政堂、名曰君主專制、而實則有司決事也、其有司之爵祿、則陪鑿寡旗之賞典也、此雖出于一時不得止之計、而至于今日、已見其弊端、故欲救此弊、不可不別求一法、則未有踰於設民選議院者。或慮其尙早、恐生弊害、則余對之曰、凡事未有全利而無弊者、弊多而利少、則去而除之、利多而弊少、則就而從之、如此而已矣。今有司決事之弊、已現其端、沿襲不已、則弊將日多、而利將日少、民選議院之利、已發其兆、設立試驗、則利將漸多、而弊將漸少。故曰設之似是、若設立之後、有弊害生、則當其時改之耳、云々。木戸の政規論と板垣の民權論 去年、木戸の西洋立憲公議の國に視察して歸朝するや、早く此に感ずる所あり、政規論を作る。而も板垣、江藤等の征韓論を喜ばず、介立孤行す。

孝允才識、謝劣、學問空疎、而るに叩りに要路に當る、惶悚に勝へず。曩者、使命を歐米各國に奉ず、專對當を得る能はず、上以て朝廷の特旨に稱ひ、下以て人民の跋望に副はず、其罪寔に少とせず。然り而して、經歷の際、其制度文物を視て、沿革の由る所を察し、其風土民情に就き、異同の岐する所を考へ、之を我

邦維新前の事態に較し、其施設措置の得失を熟思するに、則各國事蹟の多少、文鄙の異ありと雖、其の廢興存亡する所以の者を原ぬるに、政規典則の隆替如何にあるのみ。嚮年、戊辰の春、東北未平定せざるの初め、已に百官有志、及び諸侯伯を闕下に集め、親しく天神地祇に祈り、誓言五條を制し、之を天下に頒たる。是れ、朝意の歸着する所を示し、萬民の方嚮を一定する所以にして、其題言載せて、大に國是を定め、制度規律を立つるは、斯誓言を以て目的と爲すの語あり。遂に諸藩還籍の請を允し、侯伯を廢し、而して國力を統一せらる。是れ、豈五洲強國の通論を取るに非ずや。然らば、則此五條は、寔に我國の政規典則たるを知るべし。夫れ政規は、一國の是とする所に憑り、以て之を定む、百官有司の意に隨ひ、妄りに臆斷を爲すを得ざるなり。天下細大の事務、此を以て處置の准則と爲す、其慮る所の深き、期するの遠き、億兆士民、誰か敢て宸衷の隆渥を感戴奉承せざらんや。但、文明の國、君主制を擅にせず、國人民、一致協合、共に其意を致し、以て國務を條例す。而して後、其裁制を課し、之を一局に托し、名けて政府と謂ひ、有司をして各其事に當らしむ。其有

司たる者、亦皆一致協合、民意を保全し、重く其躬を責め、國務に従事す。故に非常の變に遭ふと雖、民意の與みする所に非ずば、則敢て措置を縦にするを得ず。政府の嚴密斯の如きあり、而して人民猶能く其超越を戒むるを得、議者猶能く事に就き査檢し、有司の臆斷を抑制するを得、是れ其政治の最も美なる所以なり。若、夫れ人民未文明の化に浹治せざるときは、則暫く君主の英斷に依り、以て民意の協合する所を迎へ、而して國務を條例し、其裁判を有司に課し、以て漸く之を文明の域に導く、是れ亦自然の理なり。竊に惟ふ、曩者誓言の盛舉、叙慮の主とする所、蓋其れ此に在るなるべし。然らば、則我國、未、議士あり、事々査檢を加ふるの舉あるに至らずと雖、詔令の重、事務の大、歐米各國の民意を體して政令を布く者と、毫も殊異無けん。即、今の有司たる者、亦重く其身を責め、當に五條の政規を奉して標準となし、政府の事務に従ひて勉勵すべし。但し、政規は精神なり、百官は支體なり、若、精神其命を傳へ、而して支體之に應せず、或は命を俟たずして妄動する如きあらば、必、全國の事務、錯雜紛亂して、物情安からず、其勢、將に測るべからざるに至らんとす、

云々。
木戸の意、蓋漸次立憲に在り、おのづから板垣、江藤等と同からず。時に、政府不服の士民は、所在に同志を糾合し、討論日夜、氣焔測るべからざる者あり、而も政府に警視廳の制新に成り、之を以て反抗鎮壓の利器を爲さんとす。板垣、江藤等は、既に議院公論の建白を爲す、今、其公論を張る、必公黨を結びて、陰私凶暴の疑を去るを要す。故に愛國公黨の宣言あり、天賦人權の唱道を爲す。

愛國公黨

明治七年一月十二日、板垣、後藤、副島、江藤、由利、公岡本、前大藏、三郎、小室、信、古澤、滋等、相會して愛國公黨本誓署名式を舉行す、其旨趣書は左の如し。

天の斯民を生するや、之に附與するに一定動かす可らざるの通義權理を以てす。斯の通義權理なる者は、天の均く以て人民に賜ふ所の者にして、人力を以て移奪し得ざる者なり。然るに、世運の未開けざるや、人民動もすれば斯の本然の通義權理を保全し能はざる者あり。況、我國家數百年來、封建武斷の制、其の民を奴隸にせし餘弊未全く剷除せざるをや。今日の事は、由りて道を求め方を改めざれば、我國威を揚げ、我國人の富を欲

天賦人權

するも、豈得可けんや。我輩一片至誠の心、大に此に發憤するありて、同志の士と相誓ひ、我國人の通義權理を主張し、以て其天賜を保全せんと欲す。即是、我君を愛し國を愛するの道なり。

一、我輩已に愛君愛國、一片至誠の上より發憤し來りて、斯の人民の通義權理を主張保全せんと欲す。之を爲すの道、即我天皇陛下御誓文の旨意を、徹上徹下し、唯斯の公論公議を遵守するに在るのみ。

一、我輩の政府を見ること、斯の人民の爲に設くる所と倣すより他無かるべし。而して吾黨の目的は、唯斯の人民の通義權理を保全主張し、以て斯の人民をして自主自由、獨立不羈の人民たるを得せしむるに在るのみ。是即、其君主人民の間を、融然一體ならしめ、禍福緩急共に相分ち、以て我日本帝國を維持して、昌盛ならしむるの道なり。

一、我輩斯の通義權理を主張せんと欲するものは、亞細亞洲中の首唱にして、固より天下の大業なり、之を期すること尋常歲月の功を以てすることを得ず。故に、吾黨の士は常に宜く其忍耐力を培養し、假令艱難憂戚、

亞細亞洲の首唱

【今代大政維新編】
百折千挫するも、敢て少しも屈撓すること莫く、至誠の心、不拔の志、終生
勉焉として、唯斯の通義權理を主張するに竭盡し、死に之くも他なきを
要す。

而も、江藤は急に西に赴き、遂に佐賀の兵亂を見、此愛國公黨の結集も、一蹉躓に
會ふ。陸奥完光が、別に薩長攻撃の鋒鏖を呈露して、日本國は當に日本人に治
めらるべしと言へるも此時とす。

七年一月、陸奥宗光、薩長政府攻撃の檄文を草して曰く。王政復古、前後各所の争
亂を平定する、薩長の二藩、其功勞最も多く、土佐之に亞げり。肥前追うて起り、三
藩と比肩すること、いなり、薩長土肥の稱あり。然れども、薩長の功勞最も卓然た
れば、隨て其權力も亦重大なり。此時に方りて、我國三百藩及び三千有餘萬人の
中にて、僅に此三四藩のみ、樞要貴重の官職に就くを許可し、世以て當然の事とせ
り。然れども、賞典は既往の功勞に報ひ、官職は現未に對し責任を盡すべき者な
れば、之を混同して看做す可らず。古言に云ふ、官を以て人に賞する勿れと、今夫
の政府の體裁を見るに、内閣議官、諸省の長官、皆此黨の人なり。海陸將卒、其他樞
要の職務に居るは、皆此黨の人なり、之を薩長等の政府と云ひて可ならんか。西
人謂ふ所の「滿國人民一般にて、一般の幸福を分享し、一般の危難を分任するの本
義」毫も存することなし。則是れ、權威を窺みて官吏を黜陟し、威福を私して人心

を畏服せしむる者。昔時、平氏の盛時、世人之を目して、平氏の族に非る者は、人間
に非ずと云へると一様なり、今や薩長の人にあざれば、殆人間に非るもの、如
し、豈痛歎すべきにあらずや。而も當路の顯要者は、尤猶疑嫌忌し、就中、薩長の間
外に和して内に離る。四五年間、政府數回の變動、常に人民の惶惑を醸造し、政治
の進歩を防障せしこと、枚擧に遑あらず。而して此争論たるや、決して政府と人
民の間より生したるに非ず、又外國と内國との間に發せるにもあらず。皆是れ、
薩長の私情に出るものにして、其大害は、政府及び國內、一般に波及せるものなり。
豈、寒心の事にあらずや。惟ふに、我滿國の日本人、其義務を盡し、其權利を達し、獨
之を政府者、即薩長等の人に委託せず、積年萎靡せる氣力を更張し、將來の幸福を
收拾することに注意せば、庶幾はくは日本人の日本人たる所以乎。

江藤島の兵亂 七年一月、江藤は、薩土の數士と共に西歸し、諸縣の動靜を觀
察す。政府は、佐賀縣權令岩村高俊をして、熊本鎮臺兵を佐賀城に迎へ、以て士
族の動搖を壓伏せしむ。當時、佐賀に三黨あり、江藤の率ゆるを征韓黨といひ、
之に對し守舊の一黨を憂國といふ。又前山長定の一黨あり、中立を標して、政
府鎮臺に欺を通す。佐賀の先輩島義勇前開拓判官、郷國の内訌を聞き、歸省
の途に岩村縣令の兵を發するを見、大に駭きて佐賀に至り、遂に江藤と謀り又

兵を擧ぐ

七年一月、島は憂國黨の人士より其歸縣を促されしを以て、新任の權令岩村高俊（土州人）と同船して、西航の途に就きしに、岩村は島と同船中、詰次佐賀人を罵りて曰く、彼等は鷲鷲として兵を誅し、動もすれば虚喝を爲すも、廷弱烏合の衆、亦何ぞ能く爲さんと。島之を聞き深く憤り、尋いて岩村の愈兵を率ゐて佐賀に入らんするを見て、以爲らく、是れ終に忍ぶべからざるなり」と、端なく暴發の首魁となる。岩村の舎弟林有造、異志あり走せて薩州に至り、切に擧兵を共にせんことを西郷に請ふ。西郷曰く、木戸は久しく予を殺さんと欲するも、土佐の予を助くるを恐れて、敢て發せざるのみ。是故に、予の望む所は、土佐が木戸を助けて、速に兵を加ふることは是なり」と、談論固より合はず。而も林は西郷の志の向ふ所を知り、歸途、長崎に於て江藤に會晤し、其躁急或は事を誤ることを戒め、別れて又船に上り、神戸に着するや、佐賀の暴發の報ありしとぞ。（自由黨史）○林氏舊夢談、七年一月、長崎客中の江藤は、予の寓所に来り問うて曰く、只今、島義勇着港せり、岩村君は佐賀縣令の職を奉し、熊本鎮臺の兵を率ゐて、將に我縣に入らんとす、岩村とは貴君の同胞ならずや」と。予聲を勵して曰く、兄弟固より其心事を異にす、君決して疑ふ勿れ、男兒大事を企つ、豈親を問ふに暇あらんや。但し、其兵隊を任地に引率す、是れ何の道理ぞ、高俊の舉動此の如し、諸君の笑は猶忍ぶべし、外國の輕侮を奈何せん。然れども、彼は戊辰の役に於て、軍事の經驗あり、若一戦争とならば侮るべからず」と。乃、江藤と再會を期して別る。余は當時征韓黨と其志を同うするは固よりなるも、長崎を發して神戸港に着すれば、已に佐賀の警聞頗に至る。余急に東京に上るや、程もなく江藤の敗報至り、余覺えず之が爲に慙然、萬事以て休みたり。

林有造の異志

佐賀城の攻守

二人乃征韓憂國の二黨を合同し、壯勇を募集する二千五百（曾従の士卒を合せ）、器械具せず。先、本營を川上實相院に置き、軍隊を編成す、二月十三日の夕也。十五日、鎮臺兵の一隊、海路に由る者、佐賀城に入る。十六日、江藤は進みて八幡社内、營を移し、攻城を指揮す。三晝夜にして、臺兵食糧なし、覺に支へず、岩村縣令を擁して、後門より走る、佐賀兵尾撃、筑後川に至る、（臺兵死傷凡二百）中立黨の士族も出走る。

島四位が擧兵にあたり、宮内省式部寮へ送呈したる上奏文、

年來中興の大業、五方の人民目を拭ひ、信賞必罰、萬機其處を得候半と希望罷在候處、豈圖らんや、奸臣專横、中興第一の元老、島津從二位、西郷正三位、板垣正四位、後藤正四位、江藤正四位、其他有功の士を退けて無賴を擧げ、權謀術數のみを施し、猥に殺伐の氣を起し、忠諒なる肥前を初め、肥後よりして、

封建を希望す

元勳の薩州を伐ち、土州に及ばんとの結構、今般鎮臺兵を發し、佐賀士族を伐ち掛け、依之不得止暴兵を打攘申候。此上は大政を御變更被爲在、外は不逞無禮の朝鮮國を御征討被成候は勿論、支那露西亞其外たりとも、我の臣僕とする御目途被爲立候はでは、不相濟候。内は御仁德を被爲施、封建郡縣、並び行はれ候はでは、神州治り候目途、決して無之候。此段、宜御執奏奉願候也。

明治七年第二月

從四位 島 義 勇

發難の倡首

江藤は文法の吏、論辯の才ありと雖、軍事に長せず。其郷人亦武名無し、故に自耻ぢて薩長の下風に居る、江藤之に憤る年あり。今、鎮臺兵の來討を見る、慨然として衆に説き、必勝の略あるにあらざるも、死して發難の倡首と爲らんとす。曰く、今、政府の爲す所を見るに、兵力を以て將に我黨を屠らんとす、事既に此に至る、亦何をか議すべき、手を拱して死に待たんよりは、寧先んして彼輩を制するに若かずと、衆以て然りと爲す。乃、遠近に移檄して、義舉の由を告ぐ。

夫、國權行るれば則民權隨て全し、是を以て交戰講和の事を定め、通商航海の

約を立つ、一日も權利を失へば、國其國に非ず。今茲に人あり、之を唾きして而も憤らず、是れ人にして其權利を失ふ者なり。嚮に朝鮮我國書を擯け、我國使を辱む、其暴慢無禮、實に言ふに忍びず。因て客歲十月、廟謨盡く征韓に決す、天下之を聞きて奮起せざる者なし。已にして二三の大臣、儉安の説を主張して、聖明を壅閉し奉り、遂に其議を沮息せり。是を以て、今、同志相謀り、誓て此大辱を雪かんと欲す、是れ蓋人民の義務のみ。然るに、彼の大員其己れに便ならざるを以て、來りて我に兵を加ふ、狀勢此に至れば、則先年長州大義を擧ぐるの例に據り、其處置をなす、亦已むを得ざるなり、云々。(二月十九日に、此文を東京式部寮に送附して、奏聞を乞へり)

島義勇の「一書にいふ、征韓憂國の兩社共、決して不羈不其の企無之、時世柄、尊王憂國の赤心より相發候儀のみにて、岩村縣令程に説諭を被爲加候ても、可相濟候處、左は無之、宇内外國の驕慢輕蔑は度外に被差置、有志の士を、堂々たる鎮臺兵にて被爲討候儀、如何にも口惜き次第、依之不得已防戰、倉卒の際、義勇より式部寮へ御届仕候。全體、政府より亂暴を被爲好候ては、武士の習として、父母墳墓の地を蹂躪さるゝ時節、傍觀難致、用意仕候、云々。

【第十二章 民選議院の建白及佐賀の暴發】

武士の習

諸縣の之に
應じて起つ
者無し

【今代大政維新編】

三八四

蓋當時、熊本、福岡、萩、井、薩土の士族、窃に策應の志ありと雖、江藤の舉を以て急激に失すると爲し、遂に起つものなし。

佐賀縣の嘯集の變報、東京に到達するや、島津久光は大に之を憂へ、歸縣して西郷を諭さんと乞ひ、允可を得て鹿兒島に至り、首に西郷に説きて、宜しく兵を率ゐ、佐賀に赴き、効を政府に致すべしとあり。西郷陳謝して、堅く之を辭退す。島津氏、更に其侍臣中山忠左衛門を、白川^本佐賀の二縣に遣して、士族に説諭せしむる所あり。或は云ふ、熊本の名士鎌田景弼は、佐賀に至りて謀る所ありしも、其軍失敗の速なりしに由り、終に之に應ずることを得ず、愛知縣權令鷲尾隆聚、山口縣歸休の前原一誠の如きも之に同じと。又、岩倉右府が二月廿八日、大久保の西下せる陣中へ送る書に曰ふ、

「東伏見宮征討總督に被任、陸海軍より山縣、伊東等、參軍被命、近衛兵其外、三大隊引率の事に候。此度の儀は、佐賀縣のみの事に候得共、大舉堂々と威令を四方に示候方、關西を鎮壓するの一助とも相成可申、旁以被仰出候。併、宮御下向迄に、鎮靜に可相成と存候。三月一日御出發の積に候。高知

肥人敗走戦
に拙なり

縣の處も、何歟掛念に候へ共、佐々木の始末にて、愈以靜謐相違無之候。板垣氏も歸縣、山路、北村、杯も承服の様子に候。右情實は福岡、後藤、土方、中村等より内々申出候。久光卿下向後、報知無之候へ共、必都合克諸事相運候事と被察候。政府の情實、これにて覺らるゝ所あり。

十九日、陸軍少將野津鎮雄、官兵を率ゐ、本道久留米、筑後川より進む、中立黨是が嚮導たり、陸軍少將山田顯義、別軍を以て筑前三瀬より進む。是に於て、江藤は本營を神崎驛に進め、令を諸隊に下して防戦せしむ、利あらず。二十三日、江藤は島に告げて曰く、我軍勢日々に非なり、余親、軍を監して勝敗を一舉に決すべしと。時に本道の官兵勝に乗して進み、而て佐賀軍は田手村を扼して之を禦ぎ、返し戦はんと欲すれども、八千の隊伍擾亂、復、江藤の命を聽く者なし。是に於て、江藤佐賀に歸り、衆に告げて曰く、我軍潰散收拾す可らず、宜く隨意に潜伏して、我再舉を待て、我輩は是より薩摩に走りて之を動かさん、薩人應せずんは土佐に入らんと。二十七日、官軍境原に進戦し、佐賀の遺衆大敗、降伏する者、前後相望む。

【第十二章 民選議院の建白及佐賀の暴發】

三八五

大久保嘗て江藤を評して曰く、江藤は身自作る所の新律に因りて罪状せられたるは、其迹頗泰の商鞅と相似たり、予は江藤の刑名家たるを知る。其辯論の精悍なる、立法の技術に富める、眞に商鞅の流亞なり。否、或は之を罵するものあらん、然れども、又之に及ばざる所あり。凡べて人は自固く信する所ありて事を成すも、其失敗すること少からず、況や自信せず、徒に人をして信せしめんとするに於て、豈失敗なきを得んや。江藤の兵を擧げたるは、天下に一信無かりしなり、彼が兵に將たる能はざるは、自家能く之を知る。而も、江藤さへ兵を擧げたりとて、天下の人をして之に應せしめんと圖りしは、無理なりと謂はざる可からず。〔夢平閑話〕

二月下旬、大久保參議は、其内務卿の職を木戸に托し、叛亂鎮壓の事に専任し、出て、福岡に至り、三月一日を以て佐賀に入る。江藤すでに敗れ、身を以て走りて鹿兒島に赴く、西郷之を納れず、江藤更に高知に逃れしも路無し、黨與皆捕へられ、大久保執法の吏を指揮して嚴治せしめ、巨魁皆斬に處せらる。江藤は、去年初めて泰西の律を酌み刑法を改定す、此に至り躬先、其定むる所の刑條に觸れて死す、世之を奇として泰の刑法官商鞅に比す。

〔江藤新平〕
南白遺稿序(大隈伯)云、君在藩爰稱文傑、然非其志也、家居讀漢籍、卓見出人、

江藤以下の
利死

南白不勝技
痒

文武の争端
にあらす朝
野の分界な

表。時尊攘之論方盛、君涉獵泰西譯書、洞察世變、謂德政已弊、法治將興焉、網維布心、不勝技痒、脫藩上京、因忤世困頓、意氣益厲。及明治中興、乃脫穎而出、收江戸城、主辨民政、奸猾屏息、還更藩政、父老不敢違、既試其小矣、將大展其材、講法律于左院、遂定司法之規模、以堅法治之基、其績著在天下之耳目、至今受其賜焉。然君之志未止于此、將張綱紀、賑財用、以開富強之道、輒爲所掣肘、不勝技痒、脫京還鄉、遭甲戌之變、而斃身。噫、天生材有限、如君者不易得、乃倉猝喪之、可謂國家之不幸矣。○副島蒼海云、江藤新平君、氣魄勃々、奇傑之士也、蓋其爲人好謀善斷、其成大名於天下、誠在於此、其招集敗禍於躬、亦在於此。自由黨史云、世の膚淺なる史家、往々にして征韓論を以て、明治政府に於ける文治武斷兩派の軋轢に歸し、征韓黨同志の行動の、常規を逸するを説くものあり、其史眼や眞に盲せりと謂ふべし。是蓋時勢の境遇を知らざるの過に坐す、苟、歴史の眞相を究むる者は、六年の變を以て朝黨野黨の分水界となし、藩閥と非藩閥とこれより岐れ、後の自由、民権の運動のこれより派出せるを悟るに難からず。たゞ其同志の行爲の、動もすれに常軌を逸せるが如く見ゆるは、血誠の士の心事、到底學者机上の論を以て之を律するを許さざるなり。抑、徳川幕府は階級特權の制によりて、專制武斷の政を施し、その弊、人民をして其の志を暢ぶるの道なからし

めたり。是故に、尊王といひ、攘夷といふも、其實は名を之に藉りて、事制の政治を覆し、階級の害毒を掃蕩し、以て國民の多年の積鬱を霽らさんが爲にして、其基因する所は、實に皇權の回復と共に、民權を舒暢するにあり。さればこそ、維新の新政府は、公議輿論を以て其唯一の政綱となし、従前の專制・抑壓に反して、一意に公明・自由の政治を標榜したるを見る。然るに、世人或は民權・自由の首唱を評して、單に、時の政府より失落せる不平黨が、連・泰西文明の輸入せらるゝに方り、歐米の制度學說を模擬し、士民輿論の利器を奇貨とし、權勢爭奪の野心に供せるに過ぎずと爲すは、大に誤れり。

第十三章 征臺の役

島津久光の入閣 西郷去るの後、岩倉大久保は集權政府の柱石たりと雖、稍重力を失ふの看あり。天皇、即西郷等の舊主島津久光を以て内閣顧問と作し、廟議に參せしめ、以て物情を鎮めしめたまふ。島津は、主上の優旨に對へ在朝すと雖、固より新政を贊する者に非ず、心、太之を反せり。嘗、之を三條岩倉の二公に質問する所あり、其中に曰く、先王の服を、洋服に改めらるゝこと。太陽曆

と稱して、西洋の正朔を用ひらるゝこと。玉座を初め、各官省の建造、皆洋風に擬すること。洋人を雇ひて、彼教示を受くること。學校の規則、海陸の兵式、洋風に基くこと。邪教を防かず、外人と婚すること。束髮・帶刀の御國風を賤むること。以て、當時の謂はゆる頑固風と開化風との方向、如何を見るべし。

六年四月、島津久光上京、其建白せし條項中、兵式・學制・服制の三條は、建言の要目にして、其他は枝葉なり、之を採用なくんば歸縣せんといふ。而も、人の慰藉するありて、猶滯京す。偶、征韓論破裂して、西郷の辭職・歸縣となるに及び、久光を内閣顧問に任せしめんと云ふものあり。岩倉は大久保を招きて之を問へるに、大久保は、以て、意外なる詰問と爲して應せざりしとぞ。〔大久保利道傳〕而も、尙、内外物情鎮靜の必要ありて、遂に其任補を見る。

大隈伯昔日譚云、文久以來、西郷が屢島津久光の憤怒に觸れたる一事は、西郷一息の運命の上に、容易ならざる關係を遺傳せしものありと知るべし。廢藩の後、久光上京、三條勝等の諸氏は、余、大隈をして久光を説かしめんとし、西郷も深く之に同意して、共に余に勸誘する所あり。即、首相三條邸に會合して、胸臆を吐露したるに、余が解説に依り、稍覺らざりしにはあらず、さればとて、全く政府に對する不滿・不平の念を消滅するには非ず、特に西郷に對する激怒・深憤に至りては、毫も減少する所なかりし如し。

佐賀の變に、島津公は西歸して士民に解諭し、政府の爲に力を副ふる所ありければ、其再び登京するや、陸せて左大臣を拜せしめらる。蓋亦岩倉の方寸に出づ。而も島津は、特に在廷の大臣、大久保大隈等の自擅私富を疑ひ、之を喜ばず。大久保は多方、舊君の情意を融和調節せんと欲すれども、遂に之を翻さしむる能はずして止めり。

大久保利通傳、七年四月二十七日、島津は左大臣に任せられ、五月二十三日に至り、建言書を三條岩倉に提出す。

禮服復舊。租稅復舊。雜稅、新規の分を免す。遠式註違の中、苛酷なるは除く。兵士復舊、陸軍を減し、海軍を盛大にす。不急の土木を止む。皇居は、此涯造營あるべし、尤西京の體に依らむ。

右之件々、大久保異議ある時は、免官。若御採用なければ、僕奉職も無益に付、辭職奉願候。大隈參議、免官の處置相濟迄、參朝差控罷在候。

大久保之を聞き出仕せず、六月六日に至り、島津は二十三日の建言書を撤回し、大久保も又再び參朝す。而も大隈に關する問題は、猶未定なり、六

月七日、三條は大隈を招見、説諭する所あり。大隈は、是れ予の不徳に依る、希はくは、獨參議のみならず、大藏卿、蕃地事務長官をも之を辭し、暫時閑散の地に就かん」と請ふ。已にして、大隈は、島津が、重信の在官、作奸して私富を得たり」と彈劾せるを聞き、大に憤りて書を三條岩倉及島津に贈り、飽くまで讒構の由を明にせんことを求む。大久保以爲らく、今、臺灣蕃地に於ては、既に職端を開き、其要務は擧げて數ふるに遑あらず、宜しく大隈の辭職を中止せしむべし」と。大隈も大久保の好意に感激して、斷然留任す。久光は是れより病と稱して參朝せず、八月十五日、特に勅旨を傳へて其出仕を促させ、僅に無事を保つのみ。

征臺論 征臺論は久し、征韓論に亞ぐの宿題なりき。而も、西郷副島等は、之を以て枝葉に過ぎすと爲し、專朝鮮に注目し、先遣韓使節を急にせんとしたり。而も、岩倉、大久保等之に同意せず、因りて六年十月の大破裂を生じたり。已にして、岩倉、大久保は、都鄙の壯士激昂して止まざるの狀を視、之を收めて他に轉し、以て政府の願使に供せんと欲す。即、征臺の事を以て、私に薩人坂元純熙、樺

山資紀等に告ぐ。開拓使長官黒田清隆、近衛都督西郷從道老南洲等、亦此に周旋する所あり、佐賀暴發以前に屬す。

大久保利通傳曰、七年一月、政府は大久保大隈をして、生蕃問罪の事を調査せしむ。時に米國人李仙得リゼンといふ者あり、久しく清國厦門アモイに在り、臺灣に往復して、其情形に精通す、因りて李仙得を傭聘して諮問し、二月に及び、臺灣蕃地處分要略を建つ。曰く、土蕃部落は、清國政權の逮ばざるの地にして、其證は、從來清國刊行の書籍にも著明す。殊に昨年、前參議副島種臣使清の時、彼の朝官吏の答にも判然たれば、無主の地と見做すべきの道理備れり。就いては、我藩屬たる琉球人民の殺害せられしを報復すべきは、日本帝國政府の義務にして、出師の公理も、茲に大基を得べし。然れども、其處分に至ては、討蕃撫民の事を擧ぐるを主とし、清國より一二の議論生し來たるを客とすべし。清官もし琉球の屬否を問はば、琉球は古來、我所屬たるを言ひ、現今、愈恩波に浴するの實を明にすべし。彼れ若、琉球は明清に獻貢するの故を以て、兩屬の説を發せば、其議に應へざるを可とす云々。

○市來四郎自叙傳云、甲戌の春、征臺の役起るや、舊藩士坂元鼎輔歸郷して、西郷南洲に説くに、此出軍を機會とし、鋒を轉して東京に突出し、姦魁木戸大久保大隈等を除き、政府革新を行はん事を以てせしも、西郷其奸計を覺り、笑ひて對ふる所無かりしと云ふ。

木戸之を聞き、政府の不條理を怒り、征韓論の禍害ある、既に暴徒蜂起佐賀を見らる。今、政府又征臺の師を出すは何の意ぞと論奏す、而も省せられず。五月に至り、木戸は内務文部同年二の兩長官を辭す。其上表の文中に、廟議の過失を指摘し、

去年、朝鮮臺灣の議起る、臣謹みて下問に奉答し、政府の義務、帷幕の方略、兩つながら其宜きを得ざるを論す。已にして、廟堂征韓の議を止め、新に内務省を興し、天下をして、頤々朝旨の在る所を知らしむ。不幸にして、佐賀の事起り、干戈俄に邦内に動く、是れ征韓論の餘毒に出づ。幸にして、變亂僅に定まり、未幾日ならず、臺灣の事又起る。夫れ國威を海外に張り、版圖を異域に闢く、人情に於て、豊之を喜ばざらんや、臣、輭弱なりと雖、快を一身の上に取りらば、

亦將に鞀鼓の下に踴躍し、砲石の間に奮迅せんとす。而も熟思するに、三千萬の人民、未だに政府の保護を蒙らず、殊に臣が職とする内務文部の事を以て之を考ふるに、朝廷の人民を生長教育する所以のもの、或は先時封建の日に及ばざるものあり。人民の新政を疑ふ、其故なきに非ず。是の如くにして、内外緩急の序次益亂るれば、天下の心將に渙然解散せんとす。臣實に恐る、朝廷の憂は、外藩の民、殘暴を被るが如きに止らざるなり、云々。

痛切を極む。蓋、木戸は、竊に大久保の私情に徇するを含み、必、西郷、前原等を斃して、其内治主義を貫徹せんと希望せるに似たり。三浦少將への消息に、今日の形行、當路の大臣も、三千萬の蒼生を抱きながら、一己々々の都合を以て、かゝる景況に落着せしめ候は、如何にも遺憾千萬に御座候。國力を想像すれば、僅に西洋の一大商賈に匹似するの際、坐薪嘗膽の志を廢し、漫に弱國野蕃に對して國力を傾け、虛威を振ひ候は、可歎可耻の至なり。乍去、此上とも且無事に落着候はば、億兆之幸福大ならん、只管是而已、萬禱仕居候。萬一全く無事いたし候は、將來は、内地に血をすゞぎ候とも、百年を期し、億兆の幸福を目的に盡力

むしろ内治
に流血を見
る可し

したく候云々と、以て其志を観るべし。木戸の去りて山口に歸臥するや、三條、岩倉は曰く、蕃地征討は、固より至當の舉なりと雖、清國に對する交渉缺くる所あり。従ひて、各國公使は之を視て對清戰と爲し、局外中立を宣告し、我政府俄に出師を中止せんとするに至る。乃上は聖斷を誤らしめ、下は紛議を生ず、皆是れ予輩兩人の處置、其當を得ざるに出づ、須らく其責に任すべし」と、共に辭表を提出したり。然るに、左大臣島津久光は、之を留めて奏上せず、大久保利通傳、因て保つ所あり。

臺灣出師 五月、征臺の師、將に長崎港を發せんとす、清國政府違言あり、米國局外中立を主張して、急に船舶及人員を貸すことを拒み、英國公使パークス、亦不快を抱くの形跡あり。廟議、俄に遠征中止の勅命を、大隈征蕃事務長官に降し、長崎に内旨を西郷都督從に傳ふ。西郷曰く、政府宜く我軍を絶ちて、待遇するに脱走海賊の徒を以てせよ、亦累を政府に及ぼすこと無かるべきなり」と、將士意氣軒昂復動すべからず。因て米人より借り入れたる船艦を返し、參謀李仙得の從軍を止む。大久保、五月三日を以て長崎に着せしが、五艦既に出發、今

遠征中止の
命を傳ふる
能はず

や事また中止に難し、因りて西郷に謀りて、蕃地に至るとも、妄に兵を交へざらしむ。柳原公使光前も、又清國に差遣せしめらる。

五月五日、大久保長崎より出師發船の事情を、三條首相に具陳して曰ふ、長崎に到着、大隈參議へ面會、頗末具に承り候處、既に先月二十七日、福島成領事は公告書を齎らし、有功丸にて厦門へ向け出帆、續て本月二日、谷副都督城子赤松少將其兵千餘を引率し、日新艦、孟春艦、明光艦、及類船四艘にて社寮へ向けて出帆せりと。如此、機會を誤り、既に福建總督へ書を送りたる上は、不可止の實況にて、柳原公使至急渡清、西郷都督出發等の件々、即決仕候。且、西郷都督の儀、東京出發前、奉する所の勅旨に乖戾せる號令等は、今日迄無之積に候。乍去、萬一不都合の次第も有之候て、御譴責を蒙り候儀は、固より期する所に御座候云々。右府岩倉は、大久保、大隈等が、漫に征臺の師を興し、既に兵を國境に出し、將に渡航せんとするに臨み、内外の物議を招ぎ、其出師を遏むるに至りければ、左大臣島津によりて辭表を上る。曰く「不肖叨りに重任を辱くす、曩に噲違ウチカグヒの難あり、是れ臣が不徳の致す所、惶恐

に堪へず。而も今、征蕃の一事、將士既に發して長崎に在り、船艦將に纜を解かんとするに際し、臣等規畫する所其要を錯り、師旅中止の已むを得ざるに至る。上以て聖明を玷辱し、下以て内外を紛擾す、惶悚の至に勝へず云々。然れども、島津は之を聞きて敢て進達せざりし。我軍、波を凌ぎ臺灣に至る、艦船十八艘、兵卒すべて三千七百。熟蕃を懐け生蕃を撃ち、石門の險を破り、壯丹社を擣く。壯丹最も狂猛、亦降を請ふ、山中十八社皆降る、我死傷僅に十數人。時まさに炎熱なり、故に惡疫に罹り斃るゝもの五六百、一軍甚之に苦む、陣營を龜山に造り、道路を開き屯守の謀を爲す。清人連に論辯あり、侵略の師を還さんことを我に求む。

蕭氏日本維新小史云、日本西郷從道、督兵在長崎、將赴臺灣、時美國公使某、執局外中立之例、建言於日本曰、大邦無端率軍艦兵隊入華境、彼必以爲寇邊、我船舶人民、苟爲大邦所備役、彼又必以我爲應援、我與華人亦爲同盟、豈敢獨有私於大邦、而結怨鄰好、凡屬美國所有、願一切收還。遂布告其流寓商民、守中立例、並令厦門美領事、捕李仙得等。英國公使亦言、中立、心生異議、按之公

法、此舉實非。於是日本内閣大生紛議、急傳内旨止軍、既而從道違旨進攻不利、久屯龜山、酷暑多病疫、棺輓相望、進退維谷、又偵探之、巡撫王凱泰將兵二萬向臺地。日本大恐、遂以參議大久保利通爲辦理全權大使、委以和戰之權。當時英美各國之持議公平、日本窘急、情形概可知已、若使當事者、知臨機應變、以逸待勞、以主待客、不急於行成、不難使彼就我範圍。乃利通陰託英國公使威妥瑪、居間調停、彼反收外人保護之效、我乃入彼彀中、遷就求和。

清國政府の抗議に曰く、昨年副島大使駐京の時、唯人をして生蕃に告知せしむるの語ありて、用兵の事を言はず、今俄に兵を發するは、非道不當なり」と。時に、柳原公使上海に在り、彼の全權大臣沈葆楨、幫辦大臣潘霽と交渉數回に及びしも、要領を得ず。潘霽は柳原を避け臺灣に至り、直に西郷都督に面晤して、蕃地内屬論を主張し、其撤兵を促す。西郷進止を政府に乞ふ、政府の戰志固からず、或は支那征伐を策論する者あれど、勢之を行ふ能はず。八月、柳原公使天津に至り、北洋大臣李鴻章に會ふも、舌戰筆鬪決する無し。

柳原公使より釜山駐在の森山理事官茂への書簡あり、當時の形勢を審に

するの料たらん。「下官上海にて欽差幫辦潘霽の退兵論を指斥候處、潘は親蕃地へ行き、西郷都督と開談候處、西郷都督は誤りて其甘言を信とし、休兵を諾し、尙償金請求は、潘より下官へ應接可致とて相別れたり」との事に候。其後、潘より下官へ書面を差越し、償金は應し難し、休兵は承引したり、此上は速に退軍を乞度」と申出候。其形跡實に沈惟敬と同流にて、下官と西郷隔地にあるを幸とし、如是詭計を施したり。然れども、谷少將、樺山少佐實の奮發にて、愈滿清と決戰の策相立候。先後援の精兵二大隊を蕃地に送り、次に北京談判破裂の報を聞かば、直に臺灣を襲撃し、並に甲鐵艦にて福州の往來を絶ち、清兵を悉く南方に向けしめ、別に一萬の精兵と軍艦數隻にて、直に北京を窮追して、一時に十八省を瓦解せしむ。此策は、下官より赤松海軍少將及福島少佐成と密談し、大隈氏へ建白、已に採用せられ、遺算なし。然るに、尙又大久保氏全權辦理大臣拜命、本八月六日横濱出發せし由、當今紛紜たる時勢ゆゑ、大久保氏は速に事を落着せんとの趣意と被察候云々。而も之よりさき、政府の柳原への内訓には、固より支那征

伐を言はず、但曰ふ、清國談判の要領、償金を得て攻取の地を收むるに在りと雖、初より償金を欲するの色をあらはす可からず。是れ毎に議論の柄を我に取らんを欲すればなり、其額数を論ずるも、固より所費の外を要せず。又、這回の機會を以て、琉球兩屬の淵源を絶ち、朝鮮自新の門戸を開くべし、是れ皆朝廷の微意、當職の奥計なり云々。

甲東清國に出使す 是に於て、大久保は和好の意を以て、便宜事後を善くせんと欲し、其勅命を奏請し、即聽可を得て、辨理大臣となり、急航北京に赴く、時に九月なり。是より、總理衙門王大臣と會見數度、而も談判依違、其議合はず。英國公使、ウキド其間に居て調停す、清國因りて我議に服し、征討の師を以て義舉と作し、五十萬兩、難民撫卹、該處修築費を我に納れて和盟を爲す、十月下旬なり。人氣相振、上下一致、貴卿の報信を屈指企望の姿に候。鹿兒島は至て平穩なり、和戰一決、一日片時も早く、其成局專要と、日夜渴望に不堪候。英公使パークス氏時々入來、頻に平和に歸し候様忠告、又調停致度口氣も有之候。他の各公使も、略同意の様に推察被致候。魯公使は、獨竊に、開戰を速にす

る方、御國の利なり、魯政府に於ては、必、御國の爲に盡力可致云々との語あり、畢竟、魯國は自國の爲に別に謀る所有之か。何分、前途の利害得失、筆頭に不可盡候、先者一筆艸々、如此候也。

十月十五日

具 視

大久保辨理大臣殿

大久保復命の書に曰く、臣利通大命を奉し、九月十日清京に安抵、十四日其總理衙門に至り、諸王大臣等と議を始む。是れより照會往復する數十回、而も彼れ頑然動かざる始の如し、臣乃十月五日を以て、決然歸國の意を告ぐ。既にして又以爲らく、我朝廷もと友邦の信誼を重んず、今議協はずして歸る、是れ深く朝意に背くと。更に兩便の辦法を議す、然るに二十三日の應接に、猶成局を見る無し。臣此に至りて、事の終に協はざるを察し、速に歸裝を理め、將に程に上らんとす、彼れ始て圖を改むるの色あり、遂に三十一日、和議全く成り、條約交換の結局に及べり。抑、清國政府の志、銳意勝負を決するに非ずして、專、和好を主張し、動もすれば我に曲名を負はせんとす。故に議合はずと雖、蕃地屬否の論決

せざる而已にして、彼の啓蒙を待つに非ざれば、我固より開戦の名義無し、是れ臣が遽に戦に決する能はざる所以なりき。又彼は、速に我兵を撤退せんことを乞ふ、是れ前來柳原公使に會談する所に出で、臣繼ぎて之を論するに至り、遽に償金を開設するの機無し、是れ臣が遽に和に決する能はざる所以なりき。此二者あるを以て、應接照會、筆禿し唇焦するに至り、而も速成する能はず、在真後に及び、十分の功を奏する能はずして、大に聖旨に戻る、實に恐懼戰慄の至りに堪へず云々。

【今代大政維新編】

四〇二

甲東の和好條約の第一義は、日本此次所辨義舉、中國不指以爲不是といふに在り。故に甲東は、已に義舉の名を掲ぐるを得ば、償金は之を要せずと爲し、五十萬兩の中、撫恤十萬を除き、四十萬を謝却せんと意向あり、其事の代奏を黒田に依頼す。曰く、四十萬兩の金額は、宸斷を以て清國に謝却せられ、蕃民開導の用、航客安寧の資に充てしめば、聖慮に於て満足あらせ給ふは、疑ふべからず。一たび宸斷此に出でば、清國之が爲に氣を奪はれ、各國之が爲に膽を抜かるべし、實に世界の美談古今の勝事と謂はざるべけんや。曾て我馬關の償金、英米等へ拂ふべき理あり、當春、政府斷然之を鎮却して、英國の貪心を恥しめたり。米國議院内に於ては、謝却の公論ありといへども、外の各國に對して之を實行すること能はずと聞けり。

然るに、今我國亞細亞の一小島にして、文明各國の未爲さざる所を爲し、近く清國の歡心を取り、遠く歐米の意表に出でば、我國の盛名赫々として輝き、豈宇宙間の快事ならざらんや。劍を提げ敵國を退治するよりも、此大斷に於ては、其功其利、一層高處に居るべし。さりながら、是れ、小子他に向て、公言すべからざるの事情あり云々。而も此四十萬謝却論は、廟議に問はれずして止めりといふ、征藩費は凡一千萬圓。

是の時、我政府の威信稍中外に洽からんとし、平和を好むの宗旨亦貫く所あるに庶幾し。夫の英、佛居留地衛兵の、横濱を撤退したるも此秋とす。文久以來凡十二年而も海内の形勢に於いて、猶不安の憂あるを奈何、木戸は和局を開きて喜悅の情ありと雖、西郷は、奴輩何ぞ機を知んと苦笑し、島津左府は新政一切の撤回を希望し、急漸新故の主義、相背くあるを免れず。

木戸の書簡に、伊藤井上より書狀到來、臺灣一條、終に平和に歸し、支那より五十萬兩の償を出たすと。出兵の費額に比するときは、十分の九の不足、纔に十分一の償なりしと雖、一旦大費開くときは、幾千萬の費に至るを知らず、人民の大不幸、實に思ふ可し、幸にして今平和に歸し、人民の大幸真に

可悦可悦云々。

七年九月、大久保が清國に渡航せんとするや、大山麿島縣令は當時滯京中なりしが、密に書を篠原淵邊の二士に贈りて、其興起を勸告し、支那との大難、海軍省の用意不一方候。陸軍にても同様と被伺候。唯今好機會と見留申候間、速に突出有之、無運々破裂不相成候ては、再恢復の期有御座間敷奉存候と言ふを見れば、薩摩兵兒の壯氣抑ふべからざる者あるを悟るべし。而して篠原等は、直に之に一書を添へて西郷に贈れるに、西郷は答書を篠原に與へて曰ふ。「支那の景況熟考候へば、戦には相成申間敷候。夫故、大久保も出立候半、將又、債金を言掛候筋に相見え候。乍然、此金は取れ申間敷候、今一層兵力を増し、十分に戦と決し、勢相付候は、金にも成り可申候得共、談判中に懇親の言葉多く、無覺束候。柳原の談判、只一局の都合は宜敷候得共、早一方にて金談に及候義は、實に時機を不知ものに似たり、奴原何ぞ戦闘の事機を知らん、呵呵大笑」と、老南洲の心膽以て想ふべし。島津左府は、大久保出使の後に於いて、新政中廢の上奏を爲して、固く請ふ。

奴原何ぞ戦
機を知らん

新政府は舊
君輕侮の輩
に成る

曰く、先に、臣の舊藩戊辰從軍兵士の歸還するや、漫に戰捷の餘威に募り、衆人を蔑視し、或は門地を無用の贅物として、之を廢するの議を主張し、暴行跋扈至らざる無し。臣病床に在て、之を如何とも爲る能はず、唯切齒歎息せるのみ。而も終に此形勢を朝廷に及ぼして、衣冠を棄て、禮節を壞り、政教、法令、宮殿、器服、悉く洋風を模擬拘泥し、風土、人情の異同をも辨知せず。孟浪蕪雜の極に至る、長大息すべし。是れ皆、諸藩士の、其舊主を輕侮する者と、臣が舊臣五六輩の主張する所に出で、其本を推せば、臣が不肖にして、制壓する能はざるの罪なり。是故に、壬申の夏、西國御巡幸の時、舊家臣等の黜免を請ひ、且、十四個條の愚考を奉る。癸酉の春、更に上京、十二月に至り、圖らず内閣顧問に任せらる。而も、愚意御採用の有無を拜承せず、故に辭表を上りしに、本年一月に及び、佐賀の亂起り、西郷等應與すとの巷説を生ず。依て、臣俄に内勅を拜し、下向して往伐を説諭すと雖、彼等亦辭するに條理を以てし、強て從軍を促すに道なし、是れ亦臣が罪を加ふる者也。而も尙上京の命あり、尋て左大臣の重職に任せらる、愚魯の病夫、負荷する

能はざるを知る。仍厚恩の萬一に報せんと欲し、兩大臣と共に、奸臣免職を議すと雖、遂に成らず。今や皇道日を逐て陵夷し、士は廉節を失ひ、農商は苛法に苦み、洋教は連に蔓延し、人心恟々たり。殊に在官の舊臣、過半奸臣に同意し、洋風に浸淫し、放逸侈大詐術を以て文明開化、自主自由と稱揚し、却て臣を以て、因循固陋と爲し、讒口嗽々、事行れず言聽れず。嗚呼奈何せん、舊主を輕蔑するの諸藩臣等、何ぞ皇上に眞忠を盡さんや、臣是を洞察すと雖、孤立力なく、且宿痼痼に起り、昏耄愈加る、故に左大臣從二位の官位を奉還すと。

評論新聞、政府の事に不可解のものあるを列舉し、其中に曰ふ。去年、政府既に征韓の議を沮格す、則、種和の謀を以て彼を甘服せしむる慮置なかるべからず。而して彼は益我を侮慢す、甘服を謀る所置何にか在るや、是時事不可解第五條也。征韓の議を沮格するもの、曰く、我内治未洽からず、外征未急にすべからず、况、此際金穀缺乏の憂ありと。然り而して、前の沮格者、卒然征臺の師を起す、失ふ所殆一千萬圓にして、得る所僅に五十萬丁銀(六十萬圓)に過ぎず、金穀缺乏を憂ふるもの、爲す所、何すれぞ此の如き乎。而して征韓非なれば、征臺も亦非ならん、况、朝鮮は君主あり臣民あり、臺澎は野蠻無主なり。嗚呼、野蠻は討つべく、君國は征す

可らざるか、是れ解す可らざるの第六條なり。兵事は一國民命の關する所、之を容易にすべからず、先、大軍を出さんとすれば、宜く其征討すべき條理を告諭し、民心を感孚し、然る後に師を起すべし。去年四月、出師前一の公布なく、十一月に至り、突然清國と和議成るの事由を公布す。始は兵士の私職の如く、後は政府の公職に似たり、是れ解す可らざる第七條也。征臺の軍、長崎に屯するや、外人異言あり、内使を馳せて其軍を止めんとす、而も軍人命を奉せず、大久保參議も亦長崎に臨み、其事を整頓したり。復命の畧に曰く、清國に對し候ては勿論、外國交際上都合を生し、國家の大難を醸出する節は、臣利通その責を受くる覺悟に候云々と。爾後、清國と評論を生し、大久保北京に使す、幸にして和議成りしも、其條約書を熟視するに、事理〇〇〇〇のこと明文なし。此の如きは、先の大難の責を受くると云ものは、難民撫恤、道路を開き、房屋を建つる費用を、清國に〇〇するのみか、是れ其解す可らざる第八條也。

維新初政の論評 以上、維新の初期は、八九年に過ぎず、而も多事、中、多事の秋にして、古今未曾有の變數回を、少許の月日に見るを得たり。宛然、出峽の舟の感ありて、アハヤと云ふ間に、江山の景色、送迎、倏忽に變れり。木戸參議が、維新の變革は、手品師の爲せる業に似たりとは、是の謂なり。蓋、帝國盛大の希望は、固より其極を知らず、尙、進歩の途に在り。故に八年乙亥以降、今日の治世は、未、

守成と名くべからずと雖、其既往は眞に創業と稱すべきなり。大久保嘗て曰く「維新の形體は、元年東北の亂に成り、其精神は十年西南の戰に定まれり」と。但其維新創業の意義は、武家幕府の衰亡と相因れり、故に此兩時代の狀を通觀して、衰亡の世と創始の世には、一種破壊動搖の氣脈相通するものあるを知る可し。而も其破壊の後を善くするの道に於て、一方は尊王攘夷と云ひ、一方は文明開化といひ、甲復古の義を説けば、乙は維新の治を述べんとす、遂に内治外事の先後を争ふに至りて極まれり。則ち多方岐に迷ふの狀あり、尙幸にして、大勢の趨向に背く莫く、轉換其度を失ふの甚しきを見ず、絶代の偉觀と謂ふべし。

明六雜誌(西周)云、夫れ本邦の如き、創むるに神教政府を以てし、助るに泰皇の制度を以てし、繼ぐに武斷の政府を以てし、二千五百年間、抑壓と卑屈とを以て常食となしたる者なり。維新の後、頗洋制を參すと雖、明けて僅に七年、況、維新の以て立つ所、其初め亦尊王攘夷にして、抑壓と卑屈とを以て米の飯と澤庵漬となすに於てをや、今遽に日に健ちて其楚たらんを求むとも、豈鳥を見て突を求むるの早計に非ざるを得んや。而て是れ特に本邦を然りとする耳ならず、雲山・葱嶺の東北に當り、今古未此風習を脱するの政府と人民とあるを觀す。又(西村茂樹)云、凡人事の轉換には、必原因と原質とあり、原因は、事既往に屬して、將來に要なければ之

を言はず、原質に至ては、其轉換の本質と爲り、常に其事の上に勢力を發する者なれば、詳に之を論せざるべからず。原質には單一の者あり、重復の者あり、米利堅獨立の戰は、國民自主を保全すると云ふ、單一の原質より起りし者なり。法蘭西の顛覆の大亂は、國民が王家の暴政を厭ふと、世人皆覇氣を逞くと云へる、重復の原質より起りし者なり。我邦近年の大轉換、始めは尊王攘夷と云ふ原質を以て起り、次に文明開化と云ふ原質を雜へ來れり。今、尊王攘夷を名けて第一の原質と云ひ、文明開化を名けて第二の原質と云はむ。第一の原質は、古を慕ひ今を卑み、上を尊び下を賤み、自家誇大にして他國を厭惡す。第二の原質は、古きを棄て新きを取り、上を損して下を益し、自他實際の禮を厚くす、其相異、黑白冰炭の相容れざるが如し。然るに、此二種の原質、一政府・一人民の上に同時に集合し來りしは、實に不可思議の事と云ふべし。而も初めは、第一の原質の力甚強く、是に由て轉換の功を奏する甚速なりしが、後には第二の原質漸々力を生し、名義は第一原質の力を假ると雖、實効に至ては第二原質の力を用ふる多し。其事の實迹は、明に政治上に現はれたり。但し今日の有様を以て言へば、之を往日に比し、人民幸福の大に勝れる者あるを覺えざるなり。然る所以の者は何ぞや、今日の人民は、第一の原質と第二の原質とを混淆して、己が頭に被ふればなり。第一の原質は、民を以て國の寶と爲し、之を育し之を養ひ、危難災厄に罹らざらしむるを以て主と爲す。然れども、衆民を以て愚昧なる者と爲し、政治上の事は一切與かり

民權は學識
と氣力に待
つ

知らしめざるを法と爲す。第二の原質は、民を以て國の本と爲し、政府を以て民の立つる所と爲す、故に法度は民自其條章を作り、租税は民自其多寡を定む。方今、第二の原質より來りて、民の利と爲れるは、非人の平民と爲り、平民も姓氏を稱する等の二三事に過ぎず。第一の原質と第二の原質とを、共に其頭上に戴き、殊に民に不利なる者を多く戴き居るなれば、迷惑難滋甚し。去る丁卯の年は、政權の轉換なり、則是より後遺がらざる歳月に、民權の轉換あるべし。而も其民權を得るには、學識と氣力の二つを具備せざるべからず。

破壊の運勢

之を概論するに、幕府を亡ぼせしは、猛烈なる破壊力なり、明治の維新も此力に假れる所多し。其の勢たる、變革洗除に急にして、美事良習も顧みるに遑あらず、財源産業も破りて愛まず、玉石俱に焚く。此間に幾多の損失を爲し、こと想ふべし。是れ等、變革多忙の際、人情たゞ事の成功を目前に見るを樂求すれば、着實力行の風の起らざりしも其處なり、論者連に富國を呼びしも、未之に應ずるものなかりき。

(明治史上卷第一冊終)

明治史上卷第二冊目錄

第二編 今代紀第二

憲法制定編 總說

丁丑以前の争亂 十四年以後の國會期望 志士義人 國事に足らず
犯 國民の要請に因れる憲法 王法時論も豪傑を輕重する

第一章 朝野並に急漸新故の背馳甚し

八年立憲漸次の詔

民選議員は尙早 元老院と大審院を置かる 大久保木戸等の大坂密會 板垣の入閣立法行政の別を欲す 大坂會見の動機及結局 司法機關の統一 岩倉右府立憲を以て大權下

目次

移と爲す 六年征韓論後の大勢 地方官會議の民會案 五
事警文の擴充 國郡と府縣の制

島津左大臣板垣參議の論奏及辭職……………一三

三條太政大臣を彈劾す 島津左府辭職の始末 保守意見

有栖川宮中山一位等の上奏建白 岩倉大久保の根軸把持奪

ふべからず 木戸辭職の事情 新聞雜誌の主張 御用新聞

言論の拘束 讒謗律 共存同衆 民約說 主權在君說 獨

逸憲法 自由權理の解釋 自主の異釋

第二章 朝鮮と修交し魯國と定界す……………二七

樺太を魯國に讓る……………二七

内治を先として外事を後にす 黒田は板本を薦め北邊を定

界す 内務の殖産希望

朝鮮の修交條約を定む……………二九

朝鮮を列國の伍伴に誘導す 韓事久しく決せず 對韓政策

の内議 江華砲戰の事情 西郷は政府の術計を疑ふ 朝鮮

の國情變化 國太公と閔妃の排擠 李鴻章は日韓の釋忿を

希ふ 半面の修交半面の葛藤を加ふ 森公使の討論 宗屬

關係

第三章 九年の内亂……………四〇

諸縣の新政、鹿兒島異制……………四一

地方分權論 地方に偏輕偏重の弊極まる 都鄙の變化 鹿

兒島の勢力、全國の平均を破る 南洲の私學校 南洲の平生

桐野村田の談笑 小人乘輿を擁せん 四方隙に乗して政府

を攻めんとす

熊本神風黨の亂……………四七

鎮臺を夜襲す 滿天下皆不平 熊本藩の學風 敬神黨の主旨 悲壯の一舉 秋月藩士又起る

前參議前原の飛檄東上……………五二

版籍奉還を非難す 對韓政策を非難す 前原木戸相善ならず

農民暴動、地租減免……………五七

地券法 農家の負擔重し 改租は國家の難事 當時の國民資力 改租の大概 地券法の修正

第四章 十年丁丑の亂……………六二

天子西京に幸し南洲大兵を起す……………六二

岩倉木戸の南洲批評 瞞着天下亦甚 長所に敗る 西郷は不可解の人 西郷の勢、一敵國の如し 丁丑公論 兵亂は政

府之を誘ひ之を促せるに似たり 制御の術を失ふ 國事犯を殺すは惜むべし 實は木戸と西郷の衝突にして薩長の盛衰之に因るか 攻争の端 刺殺案 視察と刺殺の訛 嫌疑者の榮達 西郷の心事 三州士民の心情

熊本城を圍む……………七一

壯心横劔愧無動 西郷は他に擁せられしに非ず 腕力の争に名義何かあらん 忠臣か賊徒か 西郷の政府顛覆は初に成効し後に失敗す 熊本士族亦新政厚德の旗下に就く 攻城の戰略 征討軍急に赴く 岩倉の機略 田原坂の險要

島津久光の地位……………七九

久光固より隆盛を信せず 島津氏の建白 征討を停めて西郷大久保等を糺断せんと請ふ 木戸亦島津氏を信用せず 裁判官の非常上奏 官軍別に背後より衝く 木戸の述懐

薩軍に應せる士民及び官軍の兵力……………八五

土崩の勢幸にして免る 兩軍の比較 舊士族と土百姓の兵

力 士族募集の可否 鶴岡藩士の警戒

熊本の圍み解け、土佐の謀成らず……………八九

谷將軍の死守 隼人善く戦ふも根據を抜かる 高知縣の諸

黨派 土佐人の計畫 立志社の上奏 遂に暴發せず 實は

内輪の探偵に破らる 九州四國の海路

西南の亂平ぐ……………九五

西郷終に斃る 成則功臣敗則逆賊 二人之忠義與日月爭光

亂後の三州 民吏の排擠

第五章 第二維新……………一〇〇

亂中の政府……………一〇〇

木戸松菊の死 一新は餘りに廣價に買はれたり 木戸が大

久保と相違する所 陸奥と木戸の志望 勸業博覽會 農業

の學校 商業の學校

殖産政治の着手……………一〇五

大久保の富國策 海運業 岩崎彌太郎 造船及鐵工 鐵道

敷設 電信電話の架線 工學及工匠の興廢 模範工場 工

藝美術の消長 審美批評の衝動 彫刻 金工 木工 助長

策も當時の勢也 産業革命

財産の困難……………一一六

不換紙幣の濫流 工業保護金の失敗 銀紙二幣の差 米穀

及銀貨の取引所 歲計豫算の由來 會計検査院

第六章 甲東死後の政府……………一二〇

大久保甲東の死……………一二〇

國勢已に定まり政務一貫して進む 島田一郎の斬奸狀 近衛兵營の暴動 府縣會の創始 地方の公權自治 國民の政治運動

諸法典の發布と草案……………一二四

刑法 法學の大勢 憲法中の司法の條章 民法上の家 往時の家族制 推移は勢なり 個人性の發揮を缺く 美俗に病弊あり 商法 東西文明の比較 古代の商業及法俗 近年の變法移俗

琉球藩を廢して縣治と爲す……………一三二

松田道之 沖繩舊藩政の特色 尙氏上京 グラント日清の間に調和を試みる 兩屬の邦土

第七章 國會遲速の論争……………一三七

政治運動の新氣運……………一三七

福澤の言論 板垣の運動 國會尙早論の妄 憲法の起草 言論集會の檢束 自由黨 グラントの日本政治論

諸參議の國會論争……………一四三

山縣の國會說 權略的特選顧問會 黒田の尙早說 薩長の樞軸を固め農商の專省を置かん 山田の尙早說 紙幣本位の奇論 井上の政治運用論 明治政府の實相 輿論の歸向に從ひて根據を定む 法典を先にし國會を後にす 伊藤の宇内大勢論 士族を榮用して禍機を塞ぐ 大木の變革不可論 高天原の神集 衆參議建言の要 大隈の國議院速開說 英國の政黨内閣を模せん 十五年に選舉し十六年に開會せむ

大隈伊藤の進退及び開拓使事件……………一五六

伊藤怒りて大隈を急進背馳者と爲す 岩倉の憲法大綱 漸進の主義に依り獨逸の成典に採る 華士族の特權と平民の財産に依れる民選議院 英國議會は日本の覇政の如し 岩倉は英國政治を好まず 大隈進退の機會切迫 開拓使の物件拂下 板垣も起ちて遊説す 薩長人の必死盡力僅に内閣破裂を支ふ 福澤黨

薩長の根軸に由りて大隈を排斥す……………一六四

勅諭の効用 板垣福澤の急進論奮起 勤王を以て民權に對抗せしむ 薩長輔翼の後を善くす 薩長人の交情

十四年十月の國會期限の詔書……………一六八

九年の後を期し國會を開く 士族も貴族の一部たるべしとの説 内閣多数の一致を謀る 伊隈の間に遅速の差を生ず 伊藤參事院議長 主權論 名器は毎に閥族擁護の具と爲る

獨逸學風 三田早稻田の學問獨立

政治と學問……………一七五

井上毅の國家主義贊揚 學者の門戸 加藤弘之の國體新論 及人權新説 哲學及政治學 尊王卑民の國體説を破る 人權説の反駁 進化論 歴史學 政治と史傳

第八章 政黨の發起……………一八二

黨派の勃興及鎮壓……………一八二

改進黨綱領 帝政黨 自由黨と改進黨の對照 福島縣の國事犯 三島通庸 加波山事件 社會黨の萌芽 法令は富者を助く 岩倉の下民壓伏意見 府縣會は大權下移を速にすれば之を中止すべし 武斷專制の治術 自由黨の境遇 板垣死すと雖自由亡びず

自由改進黨兩派の軋轢……………一九三

政府の離間策 三菱と郵船會社 政黨の氣勢熄まんとす
馬場去りて星來る

自由黨員の意氣……………一九六

政治改革と社會改革の前後 志士は皆網羅に抵觸す 烽火
滅秦の謀 政府と政黨、即薩長土肥の消長 急漸の主義と實
際の異同 政府與黨の主義如何 舊秩序保守の程度

第九章 朝鮮の事變……………二〇二

十五年壬午の漢陽の變……………二〇二

清國の宗主權を明確にす 國太公を拘引す 閔妃の奇略
韓廷漸清人を厭ふ 安南の變 金玉均

十七年甲申の再亂……………二〇七

日本の對韓術策 天津に於ける藤李の折衝 清韓宗屬關係
の保持 日清の對韓關係に同等の權利あり 志士の痛憤
援韓の義軍 英露巨文島に垂涎す 清廷の對鮮秘策 布哇
移民

第十章 參議政府の終局……………二一六

十四年變後の參議……………二一六

軍備の充實 軍人勅諭 教育令の沿革 近年道德倫理の變
遷 標準定まらず 維新以來國定の徳教を失ふ 不換紙幣
の銷却 銀行の制度稍完からんとす 銀行の發達 國立銀
行の公債紙幣 日本銀行の兌換制

内閣の新制……………二二四

岩倉薨去 五等の爵 宮中府中の改新 舊華族 新華族

十八年の改革 宮中府中の別 遞信省 官報及び法令 官
守選叙 三條公首相の職を去る

第十一章 憲法の成典……………二三二

伊藤内閣功を急ぎて敗る……………二三一

國粹保守の風潮 外人に善交し歐風に模倣す 谷干城の歐
俗反對 勝安芳の冷語 日本の改革 國粹てふ感懐 板垣
辭爵の上表 何ぞ特に華族を以て帝室を擁せん 又有司彈
劾の封事あり皆達せず 國約黨法の希望 井上の條約改正
案 治外法權 植民地様の領事裁判 排外思想の昂騰 後
藤三大事件建白を以て起つ 元老院の不振久し 後藤上奏
又通せず 逐客五百八十人

黒田内閣大隈を容る……………二四三

政黨の大同團結 大隈入閣につきて警視廳の反抗 井上の

自治派と鳥尾の中正派

樞密院設立……………二四六

伊藤樞府に入る 憲法の欽定 親裁に異議をゆるさず 院
中の討論 我憲法の性質 君權 議會の協賛

憲法發布……………二五〇

祖宗の遺訓 帝國憲法 天皇統治 臣民の權利義務 國務
大臣 憲法の改正 皇室典範 繼承及び攝政の新義 皇族
親王家と王家の沿革 憲法發布の勅語 九年の國會準備
大權の制限 社會の特殊狀態 情義に偏して智識に缺く
神權思想と自由思想の兩極 當時の國情 皇位論 日本憲
法の批評 宗教信仰の自由 社寺の統計 新政府の宗教に
對する管理 神社は國家公共の祭祀 信教自由の由來 宗
教法案 宗派間の和平 日本人の信仰 武士道 迷信と習

慣 日本は天主教基督教を解せず 西教にも無君の弊無し
教法は精神の食物なり

地方自治の制……………二七七

維新當初の官治組織 府縣郡と市町村の差異 新き市町村

大字の新稱 北海道の拓殖

大隈の條約改正案……………二八二

朝野の反對に會ふ 要路の異議 廣言禍を招ぐ

教育勅語及び國會招集……………二八五

森文部 國家主義は西教を容るる能はず 教權と黨爭 道

徳論 東西の精を採り粗を去る 軍防主義縮みて産業主義

となれる社會 道德は世に易る 西洋の禮俗を採るべし

音樂 女子の社會的地位 國字改良論 速記術 羅馬字

國語國文 憲法中議會の條章 憲法中會計の條章 社會等

級の勢力は上院及資格制限に明認せらる……………三〇〇

明治史上卷第二冊

文學博士 吉 田 東 伍 著

今代紀第二 憲法制定編

總 說

今代は之を三分すれば、其の大政維新と憲法制定の兩時期の分限に於いて、多少の説あらん。何となれば、立憲漸次の勅詔は之を明治八年(西曆一八七五年)之に六六〇を加ふれに**見**たるも、國內に流行せる政治運動は之に副はず、寧ろ干戈に因つて云爲せんとせり。是れ獨在野蟄伏の失敗者が既倒の頽勢を回すに之を用ひしにあらず、在朝雄飛の官僚も其權

丁丑以前の
争亂

【今代紀第二 憲法制定編總說】

勢維持に於いて、偏に此實力に頼めり。當時、中央集權の形態は已に備はれりと雖、數百年來の割據の習は一朝にして抜き難し、抗爭の雌雄は一に實力に視んとす。惟ふに、舊政體の破壊、新社會の創始は、風雲蒼茫、其光景は猶亂世のみ。則、憲法の未來信仰が、劍銃の既往手段に代れるは、實に十年丁丑役の後に在り。故に西南亂を以て維新政事の完成なりと爲すは、亦確乎たる判斷にして、此論結は、やがて十四年の國會願望論争の日を以て、憲法制定篇の初頁と爲す者也。而も史冊の結構の上に於て、編章の長短を齊ふるの要なきに非ず。乃、此に八年に起り廿二年に至るを、憲法制定の一篇と爲す。本篇の十三年以前は、王政維新篇の後章たるべく、十四年以後は、國勢發展篇の前章たるを得べし。此時代に於ける政争論争の覺悟は、一言して之を蔽へば、直

ちに一生を賭すと云ふに外あらず。「おかみ」へは無限に、畏入奉るを原則とせる論争者の、生命・名譽・權利の保障には、何の餘地あらんや。執政在朝に對する反抗は、激して賊名を負ふに至るも、義として固より辭するを得ず。名教の尋常訓誨、此に至りて實効幾何もなし。故に曰く、正奸官賊は、當時若くは事後の勢道者の制作に由るのみと、亦勢なり。夫の「勝てば官軍、負くれば賊」といふ如き詭言が、偶、當代に喧稱せられしは、最人心の向へる所を察すべし。執法の官、並びに洋學者は、政治上の黨禍の慘酷なる前例に鑑戒する所あり、政府に勧め、國事犯罪といふ特種刑名を起て、以て救ふ所あらんとす、國家法制の一進歩なり。而も此刑名は、却りて其禍を大にしたるの憾あり、何となれば、志士の内亂隱謀に

從ふ者を以て、高等犯と爲し、常事犯に別ちければ、好みて高等犯に觸れんとしたれば也。風潮の趨勢以てトすべし。蓋、我邦の憲法は、かゝる二時期を経過して生れし者にして、劍銃の争を筆舌に移し、以て政體の改革、人權の保障を成したるなり。其事情は本編の特に著明せんとする所にして、滿幅の精神は實にこゝに在り。

【今代憲法制定編】

四

板垣伯自由黨史序曰、我國民は、蓋卑屈徒に坐して、自由と憲法の興へらるゝを待つが如き者に非ず。若、我國民にして、自起ちて憲政の樹立を要請する無く、成を他の藩閥の有司に仰ぐが如き態度たらしめば、今日の立憲政體は決して之を享け得ざりしなり。頑冥なる當路の有司は、十四年の大詔煥發に際しても、猶八年の詔勅を以て、嘲も及ぶ可らざるの勢を馴致したりと爲し、之を悔いて已まざる者あり。岩倉右府の如きは、十五年に於てすら、兵力に訴へても府縣會を中止するの意見を懷きしと云ひ、二十

一年、伊藤樞相の憲法草案には、實に帝國議會の發議權、並に彈劾權を除去しありしといふ。これ有司が常に國民の自由と憲法の附與を衷心欲せざる明證にして、此心は即藩閥の心なり、予輩今に至るも猶瞿然として之を惧る。

中村敬宇傳曰、王法の賞罰も、時として愛憎に迷ひ公平を失錯する事あり、時論の毀譽、或は見聞に漏れ是非を顛倒する事あり。故に、東西古來の史を歴觀するに、今日よりは大人豪傑と稱せらるゝ者も、其當時に在りては、たゞ勳爵賞典を得ざるのみならず、往々惡名を負ひ罪人と爲り、刑戮に處せらる。或は王法の罰責を免かるゝも、時論に忌み嫌はれ、一身を容るゝ地無く、流離窮厄にして世を沒する類、枚擧に遑あらず。是を以て觀るときは、王法の賞罰及び時論の毀譽は中人以下の勸懲と爲すべく、第一流人、即、大人豪傑の輕重を爲すに足らざるなり。

第一章 朝野並に急漸新故の背馳甚し

民選議員は尙早

元老院と大審院を置く

八年立憲漸次の詔 明治の元年、武家幕府將軍は既に大政を奉還せりと雖、立法行政の力未だ全く集らず。四年武家諸藩大名悉く封土人民を奉還す、府縣一統の治、是より眞に施すべかりしも、廟堂の諸公和せず。七年、民選議院の論、退官者の間に起る、五事御誓の旨を體し、公議を張らんと欲する也。政府は尙早しと爲し、其論行はれず、已にして佐賀の亂、臺灣の役あり。大久保參議、通利大阪に至り、木戸、板垣等と懇談し、善後の方案を立て、木戸、板垣又參議に復任す。八年四月、大阪密會の案件裁可せられ、元老院を置き、立法文案の修正に與り、左右兩院の空名を廢す、大審院を置き、司法裁判の鞏固を致さしめ、又地方官會議を興し、府縣長官を召集し、以て民情を通し、公益を圖らしむ。特詔あり曰く、朕即位の初、首として群臣を會し、五事を以て神明に誓ひ、國是を定めて萬民保全の道を求む。幸に祖宗の靈と群臣の力とに頼り、以て今日の小康を得たり。願ふに、中興日淺く、内治の事、當に振作更張すべきもの少しとせず、朕

今誓文の意を擴充し、茲に元老院を設け、以て立法の源を廣め、大審院を置き、以て審判の權を鞏くし、又地方官を召集し、以て民情を通し、公益を圖り、漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す。汝衆庶、或は舊に泥み故に慣るること莫く、又或は進むに軽く爲すに急なること莫く、其れ能く朕が旨を體して翼賛する所あれ。

此に、泥舊慣故は、保守の風潮を指し、輕進急爲は、革新の氣象を曰ふ。朝野共に是れら新故の背馳ありて、政府は之が調和、籠絡を希圖したり。

井上(前大藏大輔)は、先に官を辭せしより大阪に居り、同郷人藤田傳三郎、吉富簡二等と商業を營み、米穀の賣買を爲し、が七年の冬、阿波の人小室信夫、土佐人古澤滋と會ひ國事を論す。二人は歸郷、板垣に説き、井上は山口に至り、木戸を勸誘し、又東京なる大久保、伊藤文博等に説く。八年二月に至りて、木戸、大久保、板垣、伊藤、井上等大阪に密會す。土佐人中島信行、林有造、及び陸奥宗光以下も之に馳せ加はり、幹旋する所あり。かくて、談論はゞ一致を得ければ、林は薩州に赴き、西郷隆盛に通告し、之を起たしめんと

大久保、木戸等の大阪密會

【今代憲法制定編】
したるも、西郷辭するに、木戸・板垣の二人にして入閣せば、何ぞ我を須たんとて應ずる色なかりしと。又、大阪會見の時、陸奥宗光席に在り、筆を援いて書して曰く、「吾輩深く我國變革の所由に觀て、方今の景況を察し、將來の形勢を慮り、我君民の幸福を衛り安寧を保つ爲に、立君定律の政體を定め、之を濟すに議院の制度を以てし、上下をして因りて其權利を享受せしめんことを期す、吾輩或は一時に挫くも、誓ひて大義を終始に貫き、死に之くも他なかるべし」云々、以て當時の意氣を想ふべし。已にして、三月、板垣の上奏に曰く、「方今各國の政體は、所謂君主君民、人民の三治を折衷し、以て國俗時勢に適する者を探る。我國には正院左院右院を太政官に置かる、則、天皇正院に御して萬機を總べ、三大臣之を輔弼し、右院は太政大臣之が長と爲り、左右大臣、參議諸省長官と庶政を議判し、左院は其議員を選任して諸法則の事を掌らしむ。夫れ立法行政司法の三權、並立して偏重なきは、歐洲の良制にして、我政體も亦當に之を以て準と爲すべし。然れども、今盡く之を倣はんと欲す、未成否如何を審にせず、宜しく權に上下兩院を設

け、貴族、勤勞並に學徳あるものを選び、上院議員に充て、立法院に擬し、下院は則地方官會議所となし、以て民選議院の端を啓くべし」云々。上院は元老院にして、板垣の意中、殆四月の詔書に發揚せらる。而も行政政府(右院)の事は、未だ盡さざる所あり。

自由黨史云、想ふに大阪會議の起因は、三個の動機に發せる者の如し。一は、朝黨の首領たる大久保が臺灣征討の不結果よりして、自家の威信を失墜し、微弱を憂ふるの餘、木戸に接近して、薩長の舊盟を温め、連衡の力を以て其權威を維持せんとするに出づ。二は、木戸が獨自之に當るを避けて、板垣を援きて土佐の勢力を之に加へんと欲したるなり。而して三は、井上陸奥等、亦此機に乗して大久保の專恣を牽制せんが爲に、木戸と板垣の間を融和せしめんとす。是を以て、大久保に在りては、唯、木戸と交歡するを主とし、立憲政體創立如何は毫も其間ふ所に非ず。板垣も、唯、木戸と相見んことを諾したるに過ぎざるが如し。故に後日に及び結果を見ずして離散す、亦其勢のみ。

八年、大審院設置により、司法の機關に三級の制を定められ、一等判事玉乃世履をして大審院の長たらしむ。往昔、各藩の訟獄は、其制區々、一定せざ

りしが、廢藩の事あるや、中央に司法の專省ありと雖、各府縣にはなほ行政官を以て司法官を兼ね、明治五年に至り、司法裁判所を設け、地方の聽訟斷獄事務をして、行政より分離せしめたり。而も中央に在りては、尙獨立の系統を立つるに至らざりし、今、大審院あり、始めて之を正確にす。されど、法文に正條なきは、皆推理に依りて裁判し、國事犯をも賊と爲して處分したりしに過ぎず。且、公法、私法の區別もなく、民法、刑法、商法等の系統も無かりしなり。刑法は十四年に公布せられしも、民商等の法典は、なほ數年の後を待てり。

岩倉右府の如き、立憲の事を以て、下民上を罔するの路を牖き、大權下に移るの階を作す、天下の大事去れりと云ひ、疾を引き退居するに至る。而も岩倉にして眞に罷め去らば、猶宮中府中の柱石を摧崩することし、豈、政府安定する所ありと爲すを得んや。右府の自叙に曰ふ、

曩に明治六年、遣朝鮮使の議一たび起るや、物議洶湧、具視乃同志者と共に駁議して其不可を論す、事僅に寢むと雖、參議を罷むる者五人、始めて朋黨の兆

岩倉右府立
憲を以て大
權下移と爲
す

六年征韓論
後の大勢

あり。既にして一動して佐賀の騷擾となり、再轉して臺灣の出師と爲る。八年一月に及び、二三の參議大阪に密會し、板垣參議復任す。四月十四日、遂に漸次立憲政體設立の詔あり。抑、此事たるや、下民上を罔するの路を牖き、大權下に移るの漸を爲し、實に太祖以降二千五百年、確然不易の國體をして、一變復回す可らざるの者たらしめたり。具視憂懼、時機の尙早きを察し、極めて其不可を論するも用ゐられず、乃以爲らく、天下の大事去矣と、因りて辭表を太政大臣に捧げ、疾を引きて家居す。十月に至りて、忽朝鮮江華灣の變あり、飛警の達するや、朝野議論鼎沸、人心動搖す。又優詔あり、勉めて職に就き、以て廟謨に參贊する所あれと曰ふ。具視感激、恐懼の至に堪へず、且謂ふ、往事は既に及ぶべからず、唯今より更に聖德を拾遺し、庶くは以て大權を未失墜せざるに濟ふべしと、乃勉めて従事す、云々。〔岩倉右府十五年論草〕

既にして、參議木戸孝允議長となり、地方官會議を開くと雖、地方尋常政務の諮問に止る。但し、その會議を公開し、之が傍聽を許す、會期將に盡きんとするにあたり、傍聽人等は延期を乞ふ、議長は其建議を却下して、尙其希望を容れ、更に

三日を延ばして民會案を議す。民會の組織は、人民の公選したる議員を可とするか、又は暫く區戸長をして議員を兼ねしむべきかを問ふ。當時大小區長と戸長は府縣廳是れを任命し行政官の下僚たるに過ぎざれば、勿論、人民より公選したる議員を出さざるべからずとの議出つ。鹿兒島縣令大山綱良は固く之を不可と爲して、遂に多數に依り、區戸長會議に一決す、而も公布實行に及ばず。十一年に府縣會規則を布く

之よりさき去年、木戸參議の奏請により、地方官會議召集の詔書あり、曰く「朕踐祚の初め、五事を神明に誓ひし旨意に基き、漸く之を擴充し、全國人民の代議人を召集し、公議輿論を以て、律法を定め、上下協和、民情暢達の路を開き、全國人民をして各其業に安んじ、以て國家の重を擔任すべき義務あるを知らしめんことを期す。故に先、地方の長官を召集し、人民に代りて共同公議せしめんとす。乃、議院憲法を頒布す、各其之を遵守せよ」と、こゝに議院憲法とは、議事規則を指していひ、九月を以て期となせり。されど、臺灣に事あり、因りて其期を今年に延ばしぬ。則、代議の精神、稍沒却し

たりと雖、木戸の漸次立憲の主義は、此に發露したりと謂ふべし。明治元年王政維新、其十二月、陸奥を分ちて磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五と爲し、出羽を分ちて羽前、羽後と爲す。翌年蝦夷島と以て北海道とし、渡島、後志、膽振、石狩、天鹽、日高、十勝、釧路、根室、北見、千島、樺太の十二國を立つ。八年に至りて、樺太を魯西亞に讓附す、是に於て五畿、八道、八十五國、七百二十郡(内八十九郡は北海道に在り)。新政の初め、府藩縣の三治(八府、二十餘縣、二百七十餘藩)を以て國郡を理せしが、五年、諸侯其版籍を奉還し、藩悉く廢絶したれば、三府管以外の國郡は皆縣治に歸す(初め八十餘縣、後沿革して三十六に減少し、四十有一に定まる)。是の時にあたり、府縣の村里に臨む、已に藩政の領界、組界に依る無きのみならず、國郡の區分、亦組織の要素に缺きたるを以て、權に大小の區を立て、一二を以て之を數へ呼ぶこととせり。

島津左大臣、板垣參議の論奏及辭職 板垣は、行政立法の區分を明にするの素志に因り、諸省卿と參議の兼任を停めんこと希ひしも、同僚と相協はず、十月

に至り辭表を呈す。左大臣島津久光舊鹿兒島藩主忠義の生父は重望ありて上下に倚頼せらる、而も固より新政に服せず洋風を喜ばず。去年、入京拜官以來、悒々日を送る。偶、朝鮮江華島砲戰の問題起る、島津上表して三條相國を彈劾し、遂に板垣と同日に辭職して舊藩に還る。其上表は直ちに時事を直言して回避せず、岩倉右大臣病を勉めて執奏し、宸斷を乞ひて島津板垣の罷去となる。左大臣表文中に曰ふ、三條實美百官統轄の術に乏く、全府瓦解の形を生ず、且、參議輩各省の長官を兼任し、皆自恣して無用不急の土木を起し、國家の敗類を顧みず。今般、板垣退助の建言其當を得たりとす、然るに實美事を左右に托し遷延數月、遂に朝鮮の事起るを幸とし、陛下の聰明を眩惑し奉り、退助を拒むに至る。夫朝鮮の事たるや、廟議一和せざれば、舉措必當を失はん、而も政府責任の大罪の歸する處なく、揮べて累を陛下に歸し奉る、不臣の至、慨嘆極なし。今陛下速に實美を黜けたまはずんば、皇國終に西洋の奴隸たらんこと、鏡に懸けて見るが如し、實に危急存亡の秋なり。一封の書を上り、退きて可否の敕裁を待つ、

【今代憲法制定編】

一四

恐惶の至に堪へず云々。(久光、歸國の後、復上京せず、十九年に至り薨す。久光は丁丑の亂にも袖手傍觀し、西郷大久保兩者其咎を同くすと爲したり)

大久保通利日記曰、二十二日、岩公邸右大臣具親へ參上、昨日參内の模様相伺候處、

御前に宮内卿(德大寺實則)侍席、御沙汰には、左府建言一覽、其旨趣分明ならず、云々。

此事は實に不容易、未曾有と奉存候、唯宸斷に従ふ而已なりと言上候處、建白の旨趣、太政大臣免職を主とし申立つるも、該大臣は一新前より功勞も不少、決して左府の建言を採用致す譯に至らず、尤も左府は大に時世に替れり、是に任せては、今日の參議は一同奉職致すまじく存する、云々、大に安心、明日、左府を被召、叡慮の決せらるゝ處を、有形に聖諭被爲在度候と言上、云々。又一昨日、宮内卿を御前に被召、有栖川宮を以て糺明いたすべしとの御沙汰に有之候故、宮内卿被申上候は、宮は甚然るべからず、固より御身柄に有之故、右府へ御計り可然と被申上候由。○木戸允孝日記、今日(二十一日)左大臣御前へ被召出、太政大臣は一新已前より久しく國家に盡し、朕の信任する處、今建言の趣、採用不相成、書面差戻すとの勅語あり、左大臣

保守意見

「然る上は」と辭職の事を奏聞ありしに、又勅語に、當時國事多端、殊に朝鮮事件も出來、勉勵可致」と御沙汰ありし處、かくの如く同僚及奏上、朝に並立し得ざる段、御答いたし、憤然退出せりと。○鳥津左府は、新政の毎事改革を宗とするを悦ばず、入京の初め奏上して、先王の法服を改めて胡服に従ひ、太陽曆と稱して西洋の正朔を奉し、玉座以下の建築、西式に則とり、各官省皆夷人を聘して教示を仰ぎ、學校、軍隊、漫に洋風を本とし、聖賢の教、刺撃の法を忘れ、又神祇官を廢して耶蘇宗を防止せず、散髮、脫刀して國俗を卑む等の非を條陳したりと。久光既に西郷を信せず、大久保に離る、孤節介立遇ふ所なし。舊臣、官途に遊ぶ者は大久保に就き、奇功を希ふ者は西郷に依り、爾餘幾何も無し。久光の元老院議長兼任の内旨を承けしことも、此に至り行はれずして罷めらる。

之より先、木戸參議は、是れらの勢に察し、最憂色あり、病に會ひて退休の意固し、而も時局の危を見て高蹈する能はず。有栖川宮親王仁又上奏して、廟議の紛紜を慨き、今や華族中山從一位忠能、すなはち皇上の外祖にあたる以下、及板垣參議の建白を擯け、

有栖川宮中山從一位等の上奏建白

鳥津左府の上言をも阻まんとすとの事を擧げ、一に聖斷を以て是れらの理非曲直を判たせたまへと謂はる、而も廟議を回す能ざりし。其宮の上奏に曰ふ、中山從一位以下數名よりして、内外輸出入の不均、大藏の空乏等を憂慮し、建白する所ありと雖、採用も無之、去日板垣退助の建白中、參議にして省卿を兼ねるは其弊害不尠と論せり、而して太政大臣皆之を擯棄す。加之、先般鳥津左大臣より建白の趣、皇國政治の急務を論するや、其立意固より皇威の衰頹を憂ふ、利害得失を較量すれば、國家の裨益の者尠しとせず、然り而して三條大臣に於て晏然之を裁決せず、因循摸稜、捨てて今日に至り、拾收すべからざる大事に至れり、云々。

而して中山等の大華族の建白に曰く、曩に、朝鮮の事件、廟議既に定るの後、内閣紛更を坐し、俄に參議數人退職せしより、世人の評論疑惑となり、佐賀暴動を發す。而も俄然臺灣征伐と變し、終に日支の葛藤を醸成したり。是れ皆廟議の不盡による。頃日、鳥津左大臣、元老院長官兼任、既に内勅ありて、忽然變更、益人心の疑懼を起さしむ。又、小

猿澤銅山裁判の一條、數月の久しきを歴、遲緩甚し、人心乖離を生せん、云々。田縣尾去澤銅山の訴訟は井上前大藏大輔に係るは

岩倉大久保の根軸把持す

是れらの動搖、朝野内外を通して起れるにあたり、大久保が根軸に據りて處置、毫も畏怖する所なかりし狀は、其岩倉右府に與へし書に明かなり。曰く、國家創業の際、是位の難事は常といたし不申候ては、大事の成功出來候者に無御座候、今七八年間の有様は、蓋如此なるべし。如此節に臨み、百折不撓、誠心を突き透して、我一人を以國家を維持するの胸概なくては、堅忍耐久、志業を成すこと能はざるべし。他の策は決して無之、一刀兩斷、親諭の勅旨確守、不可奪之根軸被相立候外無之候。海江田紙面も一讀仕候、是は畢竟右府閣下を強迫して申上候趣意、甚以失敬と相考申候。當時舊薩州藩士海江田内田等は濱町邸ハチマツチ島津公寓所ウヂヤに出入して、諸大家に周旋し、論客海老原等は筆硯を以て世上に呼號したり。即老成の士、新進の才、協力して以て政府に迫りしを悟るべし。木戸は朝鮮案を以て緊急と爲し、猶政府の動搖を支持せんと努む、故に辭去せんと欲して未、能はず。

このころほひ、木戸が大久保に贈りし書に曰く、朝鮮一條、緩急及着手之順序等、迅速今日の形勢に於いて御決定相成候方可然存候。濱町御内輪及海老原某、其外評論新聞社中ども煽動にて、不平徒三百餘名連合にて、不日に、太政大臣殿辭職云々の建白いたし候、企御座候由、動搖無之様、御處置有之度奉存候云々(十月二十九日)。果して十二月に至り、内田政風海江田信義は大久保に面し、左府の建言に基きて大に論争、七箇條を擧げて質問す。而も、大久保は悉く之を解きければ、海江田遂に流涙して、また言ふべき所あらずと曰ひ退出せりとぞ。〔大久保利通傳〕木戸辭表の事情は、又其日記に詳見し、先の大坂談合の全く水泡に歸せしことを自叙したり。

木戸松菊生日記曰、九月五日、參院、板垣參議へ面會。當春於浪華會同談論、余は始終漸進の目的を以て、地方會議、地方分權、町村會等より、徐々設立の意見を陳述し、終に其説に同意の上、同様出京、爲天下、達其目的、人民の幸福を希望するところ、自然隔離、板垣は、急進の舉動あるを覺ふ、是れ自其説の

木戸辭職の事情

一ならざる所、又浪華の約束も水泡なり。且、會計等の目的は其面を改め、前途の大算も略は一定に歸することを豫望せしに、政府中不至此事、余甚所不安、進退尤窮、上對天子下對人民、深く之を耻づ、殊に先年來、腦病未全癒、此際、政府中に在り、不得志、却て紛紜を生せんよりも、寧勇退して病を養はんと欲するの大意を陳述して退出。後直に大久保を訪ひ、此意を縷々陳述し置けり。大久保は、意外の趣にて、頻に苦情を論辯あり、實に其情も亦不得不察。雖然、余の心事も再應苦慮、終至于此、是亦不得止なり。

明年、朝鮮の案、結了を得て後、木戸の參議辭任も允可せらる。而も特に内閣顧問の官を置きて之に授けたまひ、故山に歸臥するを聽されず。

木戸は夙く新聞紙の効力を曉知し、友人に勸めて其發行を爲し、も不幸成らず。而も當時の新聞、雜誌、其主張は皆民權說、急進論なり。其冀望は政府改造に在り、故に反抗を教唆し、官吏を攻撃するを以て唯一能事となせるに、政府は自家の懷抱を公衆に開示すべき機關なく、僅に法律制裁の一途ありしのみ。東京日々新聞は、此時を以て政府の爲に機關たらんと

欲し、此事は福地源一郎と伊藤參議との間の熟議に出でたり、明治八年なり、太政官記事御用の標榜を掲げ、進みて政府反對の諸紙に向ひて、辯駁論難の任に當り、以て保守漸進の必要を説明するに務めしが、奈何せん、藩閥の情實は、常に大臣の間に纏綿して、正院の統一を缺けるが故に、福地も御用新聞の虚名を贏ち得るに止まれり。

通して之を觀れば、民權自由の説、復古保守の風と、兩者相合し、益政府を犯すといふべし。之に因り、一般の人心危激に赴き、新聞紙上常に怨誹の語多く、政府爲に讒謗律、新聞條例を設けて之を抑へりと雖、事を好む者法に觸れ刑に抵るも尙願みず。乃、論者、官權漸く定まりて、民權未だ伸びずとの語あるに至る。

評論新聞曰、民選議院は、去年の一月、前參議副島、板垣以下の建言あり、如何ぞ躊躇濡滞して今に至るや。本年四月、元老院を置かるゝも、官選にして實功舉るべからず。或は地方官會議を假用すべしと云ふと雖、既に立憲政體を漸定するの勅語ある日に於ては、民選議院を起し大に輿論を採納せらるゝの叡旨や明白疑を容れず。竊に怪む、大臣猶叡旨を〇〇して如

【今代憲法制定編】
 此相〇〇せしむるものあるか、是れ不可解第一條也。御誓文の第三に曰く「官民一途、庶民に至る迄各其志を遂げ、人心を倦まざらしめんことを要す」第四に曰く「舊來の陋習を破り」云々と。其第三は、人民各自の智識を磨勵し、精神を言行に發達せしめんとすの明文なり。第四は、人民積年壓制に慣習する所の卑屈心を去り、固有の權力を振張せしめんとすの明文なり。それ此二條の意を達せんとすれば、發言の自由を得て後に所志を遂ぐべし。而も本年六月、讒誘律、新聞條例を公布す、是れ自由發言を〇〇するものにして、御誓文の意と大に相〇〇す、是不可解第二條也。

津田真道云、英國に於ては、人民眞に言行の自由を得、但し己の自由を專にする爲に、或は他人の自由を妨ぐることを得ざるのみ。佛朗西に於ては、出版條例あり、官許を経るに非れば、絶えて圖書を鑑刻することを聽さず。元來、佛朗西に在りては、處士橫議、民論沸騰の國、政府數次顛覆の源、職として之に由るに似たり。然れども實は佛朗西顛覆の原由、却りて人口を錯し自由を妨げしに在るなり。今や我國、人文俄に開けたりと謂ふと雖、未佛國の十が一に及ばず、處士偶議論する者ありと雖、大率朝旨を迎へ相意に合する者に過ぎず、豈陋ならずや、朝廷亦何

の苦むことか、これあらん(明六雜誌)〇英國留學の歸朝者は、當時一社を結び、共存同業といひ、世上言論の情態を視、速に讒書律を定め、以て臣民互に害するの弊を防ぎ、人間共存の道を厚くせんことを望む云々の案を草して、之を政府の參考に供せり。八年、讒誘律の發布は、本同業の建議與りて大に力あり、又、疑上皇帝書を作り、當路の大臣に内申し、議會開設の急を極論し、又、書を歐米の公衆紳士に寄せ、條約改正を促したり。讒書建議並に疑上書は、小野梓の起草にして、歐米の公衆に寄せたる書は、馬場辰猪の心血を凝ぎたるものなりしと。

中江篤介、蘆鎖民約譯解云、昔當法朗西王路易第十五在御之時、戎雅屈與孟得士瓜邊爾的兒諸子著書議政、鼓倡自治之說。而戎雅屈爲最剴切、所著民約一書、摺擊時政、不遺餘力、以明民之有權、後世論政術者、舉爲稱首。但其人天姿剛烈、加以負才矜豪、不喜循人軌轍、是以論事或不能無矯激之病、學士輩往々有所指摘焉。抑民約立意極深遠、措辭極婉約、人或苦於難解、余自蚤歲嗜讀此書、久之覺有所得云々。又曰、自由權亦有二焉、上古之人肆意爲生、絕無被檢束、純乎天者也、故謂之天命之自由。民相共約建邦國、設法度、興自治之制、斯以得各遂其生長、其利、雜乎人者也、故謂之人義之自由。天命之自由

【今代憲法制定編】

二四

本無限極，而其弊也不免交侵互奪之患，於是咸自棄其天命之自由，相約建邦國，作制度，以自治，而人義之自由生焉。

井上梧陰主權論序曰：以天地之大數論之，則百年不過一瞬間，天下之公，是豈一時風潮之所能斷定乎？豪傑之士，乘世之厄運，投古今變遷之際會，吐慷慨之氣，奮江河之辯，以徇于天下，往往足鼓動一世，攪亂輿論，流禍於百年。方其勢之熾，洪水猛獸，一往奔瀉，攫者摧，支者潰，如無物能當其前者焉。距今百有餘年，佛國有蘆鎖氏者而起，憤世矯俗，放言自快。所著之書，巧刺衝心神，使人去恭敬馴服之志，有激昂不羈之意，聞者攘臂而起，萬口響應。要其所說，謂主權在民，不在君，民意之所同，可以作法，亦可以敗法，可以奉君，亦可以廢君，顛覆為天權，違衆為悖逆。蓋古今立言之流，未有如蘆鎖氏強悍而且痛快者也。

世運寢變，人心思亂，民主之說，入人之易，如湯沃雪，及其漸風靡一世，有熱心欲以試之於事實者，有乘機煽亂藉為口實者，壞舊創新，遂至以鴛空之理論，揭為典章，名為萬世不磨之基。佛國千七百九十一年憲法曰：主權之大本確存國民，何人非出於國民，不得行行政權。白耳義立王之國也，其憲法仍曰：諸般政權出

於國民，是即蘆鎖之說，其施之於事實者如此也。大別寰宇之歷史，為古今其變古為今者，蘆鎖氏之力，蓋居第一焉。而其毒之慘，亦未有如蘆鎖氏甚者也。氏之說一試於佛國，人漸厭其禍，論政者亦且心醉其理論，且恐其說太偏有害乎治安。於是乎稍折衷兩間，斟酌理勢，為平和之說，以謀調停，外恥稱為氏之徒，排擊其說，至罵氏為狂。而自局外大觀，則百年學者，舉皆為氏之所籠絡，立論仍在其範圍中，而不自知耳。至若夫分主權於君民之間之說，即正出調停居仲者，左視右顧，兩系屬之意，巧而且婉，故其說行於世尤廣且久。數年之間，得占勝於論壇，是亦謬之尤甚者耳。抑主權不可分也，國譬則一生活體也，主權譬則其首領也，未有首領兩分不爽其生者。如主權分割之說，愈出而愈悖於理，蓋真是之難認如是也。

隣於佛國，兩不染其說者，獨為獨逸各國。獨逸各國憲法，以文明維持其主權。巴威國憲曰：國王為國之首長，國王總攬最上國權，而從憲法所定約束，施行之。維丁堡國憲又曰：國王為國之首長，國王總攬諸般主權，而依憲法所定約束，施行之。此則獨逸人之論國體，與佛蘭西及白耳義迥異其撰。而其學士所論，多可採者，不獨排蘆鎖，孟的斯鳩之說，無所遺

斥糊塗兩涉之論、亦無所容匿。蓋摘發百年之狂謬、警覺生民耳目、其功豈少乎。

【今代憲法制定編】

小野梓云、予近時の勢を顧み、権理自由の説き難きを曉り、漫りに之を唱和するは、共存の道に大害あることを知れり。竊に按ずるに、本邦人の権理と云ひ自由と云ふことを唱へしは、福澤氏西洋事情の著に濫觴し、六年民選議院の建白に盛也。今や夫の私憤を抱きて之を散するに由なき者、危急に藉りて名利を釣らんと欲する者、彼を論し此を説き、以て江湖に高ふり、愈出て愈盛也。然れども権理自由の真味は、人間の通義を明かにして、而して後之を知り得るのみ。夫の権理自由に二類あり、第一類を天性上の権理自由と云ひ、第二類を交際上の権理自由と云ふ。其天性上の権理自由に就き、交際の用に適せざる者一二を擲ち、以て他に對して通義を盡し、因りて以て己の身體生命を保ち、名譽財産を護る、是を交際上の權利自由と云ふ。吾人の熱心之を欲する所の物、即是のみ。吾儕三千五百萬同衆、其平民は愈権理を愛し、其華士は益通義を盡し、共に奮ひて彼の貴重なる交際上の権理自由を主張せんことを望む。若し通義を顧りみずして徒に権理を説かば、是れ謂はゆる権理の賊にして、余の爲に取らざる所也。【共存同衆雜誌】○西村茂樹云、余は自由の字を喜ばず、自由の字は英語のリバーチイを譯したる者なり。リバーチイの語、已に西國に於て幾多の誤解者ありと云へり、之を自由と譯すれば、誤解を生ずる益甚しくして、邦人には之を放肆の義とする者も亦少なき

らす。凡、人間社會は我同類の群聚する所なり、我一人自由を行へば、他人は皆不自由を受けざるべからず、此の如くして社會の平和を得んことは難し。或人曰く、我等の自由は絶對の自由に非ずして、制限あるの自由なりと、然れども、已に制限あれば之を自由と云ふを得ず。西人或は此語を東譯して自主と爲す者あり、自由と大に異なり、余は此字を用ひんと欲す。然も是れ特に譯字の異なるのみ、其原語は舊に仍りて變するなし、余は後生の此語を誤解せざらむことを望む。

【自識録】

第一章 朝鮮と修交し魯國と定界す

樺太を魯國に讓る 是時に方り、參議兼内務卿大久保利通は三條岩倉二公を奉し、專大政に當りて、内外の重望たり。去年清國に使し、臺灣事件を結局せしより、銳意内治の整理を謀り、事端を外國に求めざるを力む。我北疆、魯西亞國と境を樺太島中に接し、其定界の議久く決せず、魯人に乘せらるゝ所多し。

(維新編參照) 政府新たに公使榎本武揚をして、魯都に就き定界を議せしめ、樺太全

内治を先と
して外事を
後にす

【第二章 朝鮮と修交し露國と定界す】

島を擧げて彼に與へ、千島得撫以北の群嶼を取る、得失の論ありと雖、葛藤を斷ちたるは幸なり。大久保は是より一意に殖産の政を起さんと欲し、毎事計畫したるも、時運未、會せず、内外驚遑の情あり。

我邦征韓論の落着するや、魯國公使、此内外の事情を覺り、徐々樺太問題の解決を、外務卿寺島宗則に迫る所あり。大久保云ふ、使節を魯の本國に派遣して談判すべしと。因りて岩倉に協議して、黒田開拓使長官の推薦に従ひ、俄に板本を海軍中將に任補し、魯國に派遣す、七年一月なり〔大久保利通傳〕。板本の約案、翌年五月に至り成り、兩國君主の批准を得たり。世論は固より之に不平なるもの多し、彼の評論新聞の如き、之を失政の一と爲して、今新聞紙を閱するに、樺太島を魯國に讓與し、千島と交換すべしとの事を記載す、此事果して實ならば、大疑なきこと能はず。彼れ樺太といひ千島といひ、皆是本邦版圖中のもののみ。即是、交換にあらず、割與する也。識らず、魯國に何の德惠ありて割與するや、白露國賣奴船裁判の事を請託せるがため、此〇〇を行ふものか、然らざれば尺土寸地も故なく割與すべ

黒田は樺太を定界す

内務の殖産希望

からず、是不可解第三條也」と數へたり。ハハリニ實奴船の事は維新編に見ゆ

贈右大臣大久保家傳云、八年五月、公深憂物産之不殖、國力之不旺、常欲振起之、以内外多故、未遑及之。至是建議曰、方今國勢有日進開明之形、而人民生理有月至凋耗之實、此誠可痛心焦慮者、苟不及時講匡救之方、徒擁開明之虛名、而蒙凋耗之實害。頃者新置内務省、以臣利通、長之、利通不自揆、將竭駑鈍以任其責。會内訌外變、繼起、東西奔走、不得就職者一年、所乎此、今也内外無事、利通盡職任之時、至當致力乎興産勸業之事、應夫朝廷建省之意。願其事誠多端矣、今舉其最急且要者、曰樹藝牧畜、曰勸農工商、曰嚴地方檢察、曰開海運。此數者當先立其標的、講其方法、定其費用、即如別啓所具。夫行事之伸縮、由費用之多寡固也、今欲舉此數事、非尋常費額之所能辨、伏請廟議、照之歲計、就文武諸省之費額、審其緩急、以有所資給。十二月、公上表、請納賞祿、以充興産費用、優詔聽之。九年三月、公又上書、論國力輕重之原由、反覆切至、後年起業公債法之設、源于此也。下の第四 章參照

朝鮮の修交條約を定む 之よりさき(八年九月)朝鮮我軍艦を江華灣朝鮮京畿道の

朝鮮を列國の條件に誘導す

韓事久しく決せず

岸四に砲撃す、艦兵怒りて應戦し、其城營を焚きて歸る。九年一月、辨理大臣陸軍中將黒田清隆、元老院議官井上馨を遣して之を詰問す。彼國罪を謝し、修交の意を陳ぶ。乃、通商條約を定め、釜山慶尚道南岸、蔚山慶尚道南岸、仁川京畿道、華南二港を開かしむ。朝鮮は舊來修交の國なるも、徳川幕府の末造より我と絶ち、禮を缺くこと數年なり、我國人之を憤り、前年征韓の論熾にして、一時朝野を震動せしが、此に至り懸案自決す。修信使來朝す、我國彼を遇すること一に列邦の如く、認めて獨立自主の王國と爲す。中外の人或は朝鮮を視て清國の屬地と爲す者、其疑惑初めて解くるに似たり。從來、歐米諸外國の條約を韓國と結ばんことを欲せしもの、一として其功を見るなかりしに、こゝに至りて各國も亦我に倣ひて交際を定むるとなる。而も、其辭令の獨立といひ自主といふ、皆紙上の空文に由る、實力の之に副ふなし、是れ亦一時の權宜に外ならず。政府は韓事の久しく終局せざるを患ひ、維新編中特に舊對馬藩主宗重正を外務大臣に補し、八年一月、朝鮮禮曹に問はしむる所あり、曰く、大日本國外務大丞宗重正、呈書朝鮮國禮曹參判閣下。曩者我皇上親政、廢幕府、復太

對韓政策の内議

政官、革封建、爲郡縣、又置外務省、以管外交、世襲之官皆罷之。重正亦解對島之任、並本邦與貴國交際將命之職、更任現官等、已經屢次差家人報之。本省又遣官員某等往晤、東萊釜山兩使、以告本邦盛意所在。而貴國峻拒不納、反隣誼、背舊好者、七年於此。重正不佞承乏現官、外不能奉揚勅意、內致士民之激怒、恐慚、恐愧、深爲貴國、慨之、惟之。將上請躬親渡航、以究明蟠錯之由、以講求善隣之道。會駐館本省官員森山茂、與貴國官吏接晤、得審貴國、覈知有奸譎之徒、在中間、而壅蔽之、方行捕縛。於是從前窒礙頓開、舊來懇款、乃復茂歸京、申奏事由、朝廷深嘉之。不佞果信、嚮者峻拒、非出貴國廟議、而然也、欣抃曷已。韓人又答報せず。九月、我軍艦雲揚、艦長少佐江華に至り、彼砲壘の轟擊に會ひ、一戦して歸る、此に於て朝鮮問罪の廟議又起る。木戸參議は、朝鮮の事、先之を其天朝宗主清國に問ふべしと爲し、自乞ひて北京に往きて、中保代辨を責めんと云ふ、而も病みて出づる能はず。黒田開拓長官、井上元老院議官に使命を下さる。當時の廟議に曰く、日本は朝鮮を視て自主獨立の國と爲し、殊に清朝の關係を避けんと欲す、今朝鮮辭柄を設け、命を

【第二章 朝鮮と修交し露國と定界す】

北京に受くると稱し、遷延の計を爲すあらば、我は兩國の舊交未嘗支那の仲介に由らずと宣言し、殊に江華の砲火亦支那の許可を経たるに非ざるを明にし、江華暴擧の辨償と兩國將來の新約皆支那を経由するの理なしと論すべし、遷引往復せば、直に我兵隊を彼京城に屯駐せしめて、彼の餉給を要し、又江華城を佔有して、公法の所謂強償の方法を行ふべし云々。黒田の欽命出使に先んじ、彼政府に通告して曰く、我朝廷中興之際、專書相告、意寔續舊好、爾後使出三四、經歲七八、無一字一函見以相報。客歲我外務官員森山、從東萊府使朴、獲更修相接之約、我朝廷及期發往、詎料違約不接。乃我九月二十日、或火輪船往牛莊、過江華島、將抵江口、需水暴被砲擊。我朝廷不知貴國心意所在、未忍敢以兩國之好、付之塗泥、茲派特命全權辦理大臣、的確查問、必欲獲要領、期月日、我明治九年一月中旬、貴國本年十二月十五日、至二十四日、直向江華島前往。若不得接答、將直進京城、要不容有依違。然亦匪寇婚媾、言歸于好、但以使事重大、而邊陲兵民情事、巨測故今護使臣、以兵船非得已也。二月、我使節江華に至る、韓人我軍容を望みて畏怖、官吏出で

接して曰く、屢に砲撃せるは其日本船たるを知らざるに由る、又従前使書を受けざりしは、日本の變事を疑惑せるに出つ、今や一々了承すと數日にして修交通商の約款成る。

但し、此に我軍艦の江華砲戰、及び彼政府の隣盟相接の事情に附きて、各自に考量すべき者あり。或は曰ふ、今年の春、板垣は臺閣に入りしも、全然孤立して勢援なし。時に外務大錄森山、茂、韓國より歸り、板垣に、謁し責問の事情を報して曰く、今や朝鮮は前日と異にして、形勢大に動けるの狀あり、軍艦を派し以て武威を示すあらば、之を折伏する易々たるのみと。板垣之を聞き、大に驚き且怪み、三條邸に到り謂ひて曰く、聞くが如くんば、政府は近日軍艦を朝鮮に派して之を威壓せんとすと、戰意無くして兒戲を爲し、恐らくは累を國家に及ぼさん云々。後八月、果して江華島砲戰の事あり、板垣即以爲らく、是れ國際上の重大問題なり、亦此問題を決定せんと欲せば、先參議と省卿の職責を分たざる可らずと、島津左府と俱に大に之を争ふも、岩倉大久保の容るゝ所とならずして辭職す(以上) されば、江華の事、我より挑發したる者歟。故山歸臥の西郷大將も、

十月八日、一書を篠原少將に與へて、政府の對韓策の疑ふべきを指摘す。曰く、朝鮮の儀は、敷百年來、交際の國にて、御一新以來、其間に葛藤を生じ、既に五六年及談判、今日何等の趣意にて、一向に彼を蔑視し、「發砲致し候故、及應砲候」と申ものか、實に天理に於て可耻の所爲に御座候。要路の人々、姦計を以て、是迄の行掛りを水泡に歸し、別に戰端に振替候ものか。何分にも、道を不盡、唯弱を慢り、強を恐れ候心底より起り候ものと被察候。樺太一條より、既に露國の歡心を得て、内國の紛議を拒がんが爲、朝鮮に事を起し候も不相知。或は、政府既に瓦解の勢にて、如何共可爲術盡果、早々此戰端を開き、内の憤怒を迸發せしむるものか、いづれ、術策より起り候ものと相考申候。此末、東京の舉動、如何を可見處に御座候。

我政府當局の術計、實に變化の跡あるを認むべし。又、朝鮮には、太公の還政退居にあたり、閔妃代りて國務に容喙し、從前の排外方針を改めて、善隣の軌途に就かんとするの日なり。日韓の修交、之に因り定まり、江華の干戈も忽變して仁川の玉帛と爲る、誠に意料外の事と謂ふべし。

大院君李是應は、該王の生父にして又擁立者なり。前に新政と攘夷を實行して、比年中興の治と稱せらる。其還政退居は、士民の怨苦、王妃の厭惡等にのみ由るにあらず、北洋大臣李鴻章が大院君の勢焰を以て、事に不利なりと爲し、之に干渉したるやにも論せらる。而も、表面より草梁倭館の事を以て上言したるは、儒生崔益鉉にして、大院君の肱股たる東萊府使鄭顯德、釜山訓導安東暖等を彈劾したり。中に曰ふ、我國與倭人、結隣通信、已三百年、毫無相失、忽於三年之間、無故阻隔、今則閉關絕約、我國尙不知所由、只信一訓導之言、渠自得意、恣橫放肆、廣占室舍、囊括三南、公私之幻弄、債殖之無厭、一道嗷々、萬々難掩と。安鄭等は之に由りて刑罰に附せられ、崔は干犯太公の故を以て退けられしも、大院君も亦位に安んずる能はず、雲岷宮を出て楊州直洞の石坡山莊に退く、甲戌（我明治七年）の歲なり。而して太公黨閔妃黨の排擠は、之より益起る。抑、閔妃并びに李尙宮、共に子あり、太公は李尙宮の所生を受す、閔妃之を知り宰相李裕元と謀り、北京朝廷に奏請し、世子の位地を固くす。清廷亦之に因り、藩屬の義を宣べんと欲し、閔妃

を援く、黨禍此に起るともいはる。

乙亥は朝鮮光武王即位十二年にして、清國光緒元年にあたる。北洋大臣李が大院君の新政及攘夷を聞き、又其怨謗を内外に招けるを見て、之が救治の方を思ひ、攝政を罷め各國と修交せしむるの路に出しと云ふは、蓋實に庶幾し。之より後三年、戊寅(我十一年)の秋、李中堂より大院君に與へたる書に「日本與貴國、議約修好、將及三年、萊館設關、互市貿易、尙未暢旺、商民錯處、能否相安。彼國自平秀吉以來、將其詐力、囂然不靖。近者西鄉隆盛弄兵潢池、不戢自憚、彼君臣見國小多難、殷鑒不遠、或者漸知守分。往歲中國駐俄公使何侍講、前赴東洋、僕以貴國交涉之事、用爲耿耿、屬令留意體察、隨時調停。旋接何侍講來書、知日本近以俄人狡焉啓疆、貪得無已、頗思戒備、慄然如猛虎在臥榻之傍。其於貴國、不特並無惡意、似欲聯爲輔車、引爲唇齒、頗疑貴國不肯傾誠相待。僕揆度大勢、泰西英美各邦相距過遠、志在通商、無利入土之心。俄跨有三洲、邊境實與我東北各界毘連、又時以蠶食鯨吞爲事。貴國與日本濱臨東海、俄國兵船遊奕窺伺、終不能免。前聞日本在貴國咸鏡道之元山津、

李鴻章は日韓の釋忿を希ふ

半面の修交を加ふ

開口通商、俄國陰相勸阻、謂他日設有戰爭、恐於日本商務有碍。英人囑日本介紹通商、俄復勸止之。若果屬實、欲使貴國孤立無援。昔蜀先主之敗、怨吳甚深、而諸葛武侯生平布置、以和吳伐魏爲上策。唐德宗有宿憾於回訖、而李鄴侯勸以釋忿、尋盟、而吐蕃之勢頓衰。蓋命世英雄、獨細故而擴遠圖、往往如此。邇聞俄國與土耳其共和議已成、西事方藏、將圖東略。執事老於謀諒、能措注云々。日韓清の釋忿、連和を謀り、俄羅斯の來侵に備へんとす、宏辭雄辯誦すべし、而も事は却りて此に出てず、徒に後年の悲慘を見る。

清國北洋大臣李鴻章は、毎事に涉りて朝鮮に指授する所あり、以て天朝の威を保ちしが、日韓の修交、亦其希望に出つ。而も獨立自主の宣言あるは、固より李の認可せざる所、且傍觀して後日に俟たんとす。されば、此修交條約は、半面に東洋三國の爲に平和を厚くするに似たりと雖、半面には葛藤を加へしを見るべし。

江華條約の第一條に「朝鮮國は自主の國にして、日本國と平等の權を保有せり、嗣後、兩國和親の實を表せんと欲するには、彼此互に同等の禮義を以

て相接待し、毫も侵越猜疑することあるべからず。先従前交情阻塞の患を爲せし諸例規を悉く革除し、務めて寛裕弘通の法を開擴し、以て双方とも安寧を永遠に期すべし」と。蓋夫の征韓論は、朝鮮八道を併呑するに在りしも、事情の之を聽さざるあり、今此條約、韓國の自主を宣言す。而も清國は此宣言を認可せず、朝鮮を視て屬邦を爲すこと舊の如し。時に森全權公使禮有北京に在り、李鴻章に會し、朝鮮修交の事を告げ、且曰く、貴王大臣の言に據れば、朝鮮は其屬國と曰ふと雖、地固より中國に隸せず、故を以て會て内政に干預する無く、其外國と交渉するも、亦彼國の自主するに聽せられば、相強ゆべからず」との語あり、果して然らば、朝鮮は是れ實は一獨立王國にして、貴國の之を屬邦と唱ふるは徒に空名のみ、李曰く、朝鮮の我屬邦たること、中外共に知り、古今同き所なり、豈空名と謂ふを得んや、且、江華發砲一擧は、其實貴邦の自招く所なり、該砲船海岸附近の所、即、公法上所禁の三海里以内に進入し、之に加ふるに、城池を陥れ、人を殺し財を掠むる等の事を爲せり、然るに今又使節を遣して理非を糾さんとす、是れ何等の

事ぞや。森曰く、我國の軍艦は公法上所禁の近海に進入せりとか、請ふ之を思へ、夫れ公法は之を遵守するの國に用うべく、朝鮮の如き公法の何たるを知らざるの國に用うべからず。抑、李閣下大才實に驚くべし、大孔子と雖、謹みて之を聞かんことを欲すべし。李曰く、森閣下の如き大才を以て、何ぞ貴國に外征の輕擧なからしめざるや、貴國は方今國乏甚しく、債を歐洲に負ふと聞く、請ふ再思せられよ、云々。

大久保甲東曰、今の朝鮮獨立は、猶本邦の爲に堤塘を築くごとし、凡堤塘は自己の領區以外に横たふるを利とす、其堤土は我領地に非ずと雖、之を以て我田宅を防護すれば則足れり、今の朝鮮實に是ならずや。然りと雖、形勢は係りて宇内の大塊に在り、故に其の形勢にして一變せば、時に應じて大に爲さざるべからず、天下の不測之より不測なるはなし、鬼神も其之く所を知らざるのみ。

陸奥福堂塞々録云、日清兩國が朝鮮に於ける關係は、從來氷炭相容れざる主義に基き居たるものあり。明治六年の頃、當時の外務卿副島種臣が、特派全權大使として北京に滞在せし時、清韓宗屬の關係に付き、總理衙門王大臣等と一二の談話を交へたることあれども、公文明約一もあることな

し。又明治九年、黒田全權辦理大臣井上副大臣を朝鮮に派遣し、修好條約を訂結するに當り、我國は直に朝鮮を確認して一個の獨立國としたれども、曖昧なる宗屬の關係を分明にするの必要を感じ、公使森有禮を北京に派遣し、往復の公文は積みて卷を爲すに至りたるも、其結局は、清國政府は、一面に於て、朝鮮の内治外交、ともに其自主に任す、故に朝鮮に起りたる事件に、其責任を執らずと云ひながら、他の一面に於ては、朝鮮は古來中國の屬邦にして、決して一個獨立の王國と認むる能はずといふが如き、前後矛盾の屬邦論を主張したるのみ。元來、清國政府と事を商定するは、曾、英公使ハリ―バアクスが比喩したる如く、無底の釣瓶を以て井水を汲むに同じく、何時も効なし、本件の商議も遂に何等の結局を見るに至らず、言はゞ水掛論の形となり、依然未了の問題として、徒に公文を雙方に留めたるもののみ。

第三章 九年の内亂

諸縣の新政、鹿兒島異制　かくて、外事は皆平ぎ、内治は舊を破り新を競ひ、着々功を進めんとしければ、大久保の勢威愈高し。木戸病に罹り、内閣顧問の閑職に居り、以謂く「近日、政府權重く、一意斷行、租税を課し、家祿を收むるの法、人民の生活を顧みるに遑あらず、地方諸縣日に衰へんとす。宜く權を地方に分ち、官を其土の人材に選ぶべし、置縣の初、官吏率皆他郡の人を採る、是れ一時の事宜に出づ、永制にあらず。而も此間、強藩の餘威に藉り、縣官悉、土人に成る者猶在り、是れ最、他郷人を用ゐて積習を變すべき所にして、却て之に反せり」と。農民士族の状態、及び鹿兒島縣の形勢につきて、特に注目を爲し、暗に大久保の施設を監視す。

木戸日記曰、九年四月十四日、私宅御臨幸、凡主上士族の家へ御臨幸被爲在候事は、臣孝允を始とす。曾て憶、九年前御前へ被召しことあり、布衣のものにして奉接咫尺は、臣孝允を以て始とせり、實天恩優渥、不知所報。又曰、内務省從來他の諸縣を嚴刻に督責し、然して鹿兒島縣は一種獨立の如き有様あり、實爲王政不堪憤慨、余獨屢建言し、不如意十に九を過ぐ。内務省

中の官員の鏡面皮なるは、元より不待言なり。此弊は、功臣強くして要路を占め、黜陟の路を塞ぎ、同等の人も媚從するに基きしなり。若、媚從せざると云ふとも、證據ありて、余は決して許さざるなり。彼薩州は、勢力を以て自全國の平均を破り、世人も亦薩州の安危を以て、天下の安危と爲して怪まず、動もすれば政府をして公平を失はしめんとするものあり。

幕府の瓦解、諸藩の廢撤は、江戸と諸城下の衰頹、富人の減少とを致し、京都の如きも、遷都に因り亦寂寥を免れず。されば、明治の初期は、都鄙一般の疲弊にして、(横濱、神戸等)三四の新氣運に向へる者を除外す、士民の生活難は、到る處に見えし光景なり。但し、専從前食祿給恩の上流大家の敗亡、流離なりければ、農村百姓には、さのみの苦痛を感せしめず。而も此形勢は、持續して十四五年に至りて究極し、更に反動して、最近の形勢を招き、都市の人口集中、資本累加となり、全く田舎の劣敗を見ることとなれり。八九年の交に、木戸松菊が地方分權を説きしは、先憂の識見と謂ふべし。

民間又指斥して曰ふ、方今の急務は、民選議院を置くにある乎、曰く否、自由自治

を許すにある乎、曰く否、條約を改正するにある乎、曰く否、朝鮮を征するにある乎、曰く否、然らば則方今の急務は果して何くに在る乎、曰く内地各縣をして、差異なく偏私なく、斷然政府の權威に服從せしむるにあるのみ。吾輩、鹿兒島縣の景況を傳聞する毎に、胸中一層の感慨を生ず、夫れ廢藩置縣以來、茲に五年、該縣は依然として舊様を變更せず。試に看よ、士族の祿制は會、變革なし、縣吏は會、他縣の人を容れず。曩に西郷氏の職を辭するや、該縣出身の近衛兵は、再三の勅諭をも拜せずして解散し去り、別に學校を其郷里に建て、陸軍の規則を待たず、純然たる兵勇大集團なり、文部の規則に従はず、宛然たる國事會議所也、且、該縣の士族は、各自銃器彈藥を私藏して之を官に納めずと云ふ。嗚呼、均く日本政府の管轄を受くる地方にして、彼れ獨此の如きは何ぞや、人或は曰ふ、政府は大山縣令に許すに特別の權を以てし、其縣治敢て畫一の制度を遵奉せざるも、之を以て罪するなしと。然れば則、鹿兒島縣治の、尙封建の舊慣を脱せざるものは、亦故なからずや、云々。〔評論新聞〕

鹿兒島には、西郷の建てし學校二あり、一は幼年校といひ、西郷恩賜の賞典

祿二千石を以て之に投寄し、一は私學校といひ、縣廳保管の舊藩引渡金九十六萬圓を以て之を支持したり。其私學校は、壯士文武の業を受くると云ふと雖、實は學課を重んぜず、專銃砲の操練と心氣の養成を力めたり。西郷戊辰戦死者の祭文あり、之を其堂壁に掲ぐ、文中に曰く、蓋學校者、所以育善士也、不只一郷一國之善士、必欲爲天下之善士矣、夫戊辰之役、正名蹈義、血戰奮闘而斃者、爲天下善士也、故感其忠、祭之于茲、鼓舞一郷之子弟、亦所以盡學校之職分也。西郷また二條の主義を掲げしめたり、其文に曰く、

第一、道同く義協ふを以て暗に集合す、乃、益其理を研究し、道義に於ては一身を顧みず、必踐行すべし。

第二、王を尊び民を憫むは、學問の本旨たり、乃、此理を究め、王事民義に於ては、一意難に當り、必一同の義を立つべし。

而も西郷は學校董督の事を、桐野篠原村田等に托し、身は多く山野に放浪して、世事を忘るゝ如し。七年の冬、西郷が在京の大山少將(巖)に與へし書に曰く、福澤著述の書、難有御禮申上候、爲と拜讀仕候處、實に目を覺し申候、

先年より諸賢の海防策、過分に御座候へ共、福澤の右に出候も有之間敷と奉存候。九年、大山は、また西郷を起し、之をして歐洲に同航し、列國の形勢を視察せしめんとせしも、西郷之に應せず、佛字の間、間隔を生し候趣、就ては一發の傳信次第にて、直様御出掛、逆も難相逃御座候間、御斷申上候、當今は全く農人と成きり、一向勉強致候、初の程は餘程難義に御座候へども、只今は一日ふつか位は安樂に勤調申候、もう今はきはらずの汁に芋飯、食馴候處、難澁にも無之、落着はどの様にも出來安き者に御座候、御一笑可被下候と答へたり。桐野は談論風發、喜びて諸縣の志士に迎接す。其條約の事を問はるゝや、答て曰く、今の如き在廷の兒女輩、姑息の條約を定め、國威を貶すの所爲あらば、國體を失し、後患を醸す、此より大なるは無し。是れ國家の重事、我國民たるもの、座視默評すべきに非ず、然らば則、其改定の日、に際せば、人民は當に奮ひ起ちて、在廷の兒女輩を掃ひ之に代るべし。則、各國に當り、我力を盡して抗敵し、成敗を決するの事あらんとす、是れぞ、時勢來會して天人共に許せば、臣子踏むべき道にして、國民の勉むべきの所

小人乘輿を擁せん

なり云々。熊本の名士池邊吉十郎は、亦新政に不平なり、而も西郷の出處及び心術に疑ふ所あり、村田に會ひて之を問ふ。池邊曰、今や天下の俊傑或は朝に立ち或は野に在り、互に軋轢して統一する無し、西郷先生何を以て此間に處せんとする乎。村田曰、吾亦此に疑あり、嘗て先生に質すに此事を以てす、先生笑ひて、憂ふること勿れ、吾能く此輩を收攬せんといはる、思ふに彼等は西郷が囊中の物たるに過ぎざるのみ。池邊曰、誠に然り、然りと雖、西郷先生にして志を得るに至らば、或は震主の威、其れ將何を以て陛下に對せんとする乎。村田曰、否、否、西郷尊王の精神は、終始決して淪ること無きなり。池邊曰、一旦戰端開けば、彼輩小人、或は乘輿を擁して海外に逃れんとするやも、測るべからざるに非ずや。村田曰、足下其れ之を安んせよ、西郷多年此に苦慮する所あり、蓋胸算ありて存せり云々。

長州の前原は、政府が韓國獨立の宣言を爲し、を見て、失錯の甚しき者と爲したり。(下に其語見ゆ)。又、薩州桐野の談論には、今の東京政府者、累々何をか爲さん、實は國民の仇敵なり、彼の外國條約改正の如き、政府兒女輩の知る所にあらず、時機來らば、我等起ちて之を處置せんのみ。即、薩隔日三州子弟の、南洲翁を奉して海

四方に乘りて政府を攻めんとす

内の大事に任ずるの秋ならん。又、彼の政規の論(木戸等の文治論、内政論)何ぞ用ぬん、木偶の類のみ、徒に兒女輩の好惡を買はんのみ、云々と、以て意向を伺ふべし、惟ふに、一新日淺く、憲法政治の學術未、上下に洽からず、漫に天賦平等、國威發揚を唱ふと雖、急速行ひ難し。且、人心の發動は、一進一守、趨向多様にして、固より和せず。而も皆、時政の非を鳴らし、官吏の禁を怒り、腕を扼し、目を張り、悲憤するにあらざるは、莫し、唯機を伺ひて環視動かす、故に將に罅隙を見、呼應して政府を攻めんとす。

評論新聞は、當時、海老原種、西郷派を以て之を主幹し、輩數の下に居て、政府を攻撃し、餘力を遺さず、其言辭激烈、筆鋒銳利、壓制政府は顛覆すべし、暴虐官吏は刺殺すべし、といひ、眞正の自由は流血伏屍の中に萌芽すべし、坐上口舌の成果にあらざるなり、在昔、北米合衆國人をして、英政府に向ひ干戈を取らず、唯議論を以てせしむれば、何ぞ今日の盛大を得んや、故に眞正の自由を得んと欲せば、數多の生命を以て買はざる可らずと説くに至る。

熊本神風黨の亂 是歲十月二十日、熊本縣士族百七十餘人、俄に起り、小具足、刀槍に身を固め、隊を分ちて、夜、鎮臺及縣廳を襲ひ、之を焚き、又、司令長官と縣令の

鎮臺を夜襲す

宅を斫る。少將種田正明(薩人)以下、將卒官吏死傷するもの殆三百人、漸くにし鎮臺兵集り、撃ちて之れを破る。此暴徒は、神道に歸し新政を憎めるを以て、神風連と稱せらる。福岡縣秋月の舊藩士、熊本の報を得て、四百餘人を以て之に應じ、豊津に赴き、小倉營兵に撃たれて潰散す。

平滿天下皆不

木戸氏日記曰、十月二十七日晴、今日の形情を察するに、農なり商なり士なり、滿天下皆不平者而已にして、纔に靜寧なるも、眞に平和に至りしにあらす、不平にも張弛あるに因る。只得意なるもの、官員ばかりなり、故に人心自動亂を好み、肥後の暴動の如きも當然なり、但し、一旦暴動せし上は、元より、不矯法律、至當の刑罰に處せしむるは、又、不得止ところなり。雖然、政府邊境窮陲の事情を不察、數百年の慣習を不顧、暴斷するもの不少、實に政府は、人民之政府たる主意を失ふ、不能救斯若生は、實に平生の大遺憾なり。熊本藩細川家には、從來學派の樹立久し、學校黨、敬神黨、實學黨等是なり。學校時習館黨は、薩長人の幕府倒仆の擧に與せず、專、保守の歩武を採りたり。而も敬神黨の尊攘論、實學黨の經濟説は、夫の復古維新の風潮に投合

熊本藩の學

する所あり、山田十郎(信道)、横井平四郎、小楠、山田武甫等は、既に之に依りて官途にも上れり。然れども、敬神黨は新政の西洋崇拜を喜ばず、漸く東京政府に離れ、學校黨と共に時勢に不平なり、學校黨は熊本城下に多く、敬神黨は所在郡村の土豪に多く、中にも神職等に多し。敬神黨は久しく尊王攘夷を主張し、近年佩刀令發せられてより、猶も布を以て刀を包みて背負ひ、電信線下を通行するには、必手を以て之を蔽ふ、生平質朴儉素を守り、禮義廉耻を重んじ、弓馬劍槍を修練したりと。又、時習館派は、池邊吉十郎之を率ゐ、薩長の討幕を悦ばず、爲に俗論と指目せられしが、廢藩の後は國權を主張し、敬神黨と相並び、新政府に反抗せんとす。學校黨の池邊吉十郎は、兵亂の起る近きに在るを知り、萩に赴き、前原一誠を訪ひ、秋月を過ぎ磯津、宮崎車之助等と謀る所あり、後、同志松浦新吉郎を鹿兒島に遣し、桐野利秋を訪ひ、其意見を問はしめたるに、桐野は之に疑ひて應せず。而も、敬神黨の首領太田黒伴雄の、人をして桐野、村田等を訪問せしめたるに、桐野曰く、今日の時勢に處する、他の道なし、余は斷して、拿破崙(ナポレオン)に倣はんと

【今代憲法制定編】

五〇

欲す」と。其人歸り告げて曰く「桐野は氣宇磊落然れども、尊王の志士に非ざるべし」と。二黨共に鹿兒島人に結ばんと欲して、皆得ること莫し。十月二十四日の夕、敬神黨百七十人相率ゐて起り、藤崎神社に詣る。太田黒伴雄、號令を神前に下して曰く「神勅を奉して奸吏を誅し、熊本城に據りて義旅を募り、機に乗して師を輦轂の下に行り、内は奸臣の專横を罪し、外は黠虜の傲慢を責め、皇威をして八表に光被せしめん」。令畢りて加屋霽堅は檄を草して曰く「夫れ文武官吏の職任たるや、上聖主を輔弼し奉り下萬民を保全して、專外邦の侮蔑を禦ぎ、海内の治平を致すべきものたるに、却りて醜虜に阿諛し、我國固有の刀劍を禁諱し、陰に邪教の蔓延を慫慂し、終に神皇の國土を彼に賣與し、内地に雜居せしめんとするのみならず、畏くも聖上を外國に遷幸なし奉らんとするの姦謀を旋すと聞く、是に因りて我等臣子の情誼離伏するに忍びず、此に神勅を奉し、諸國同盟の義兵と共に、姦邪の徒を誅鋤して、以て皇運挽回の基を開かんと欲す」云々。直に路を分ち、將校官吏の邸宅を斫り、又歩砲の二營を襲ふ、殺傷頗多し。翌曉に至

り、敬神黨寡小、固より鎮臺兵の敵に非ざるを以て潰滅す。其闘死及び自及する者一百餘、壯烈人を動かす。當時、官遊の山田信道より安岡縣令に寄せし書に曰く、

一筆啓呈仕候、扱本月二十四・五の兩日、熊本より電報有之、縣下士族百七十人程、縣廳及兵營に向ひ、放火亂暴相働き、且老兄にも御怪我被成候由、誠に言語に絶し候次第に、御座候、遙察するに、賊は敬神黨、或は學校不平徒の中なるべし、斯かる狂暴の所業に及候儀、己等が陋見を固執するよりの事とは被存候得共、朝憲は固より、老兄兼ての御意志をも不顧、不届千萬の者共に、嚴重の處置企望仕候、下官に於ても敬神黨中には舊交の人々も候間、別して教化の事も依頼申上候末、今もし暴徒に關係候は、何とも老兄に對し、面目次第も無之事にて、唯恐縮仕候、云々。安岡縣令は佐人にて、名は亮吉、令聞あり

以て在官の熊本人の意向を知るべし。舊秋月藩(黒田氏)の宮崎車之助以下は、敬神黨に應じて起りしも、機宜を失して進退に究し、其首領數人自及

【第三章 九年の内亂】

五一

す。遺書に曰く、

今般、東肥(肥後)並に豊津(豊前)小倉其他數藩會議の上、神州の元氣恢復を謀る故に、僕輩亦久留米柳河と共に謀りて、宿志を此時に發せんと欲す。然るに米柳未事を發せず、二三の激徒輕擧の爲に、事機を誤られ遂に成らず、小兒輩の所爲の如きを致し、慨嘆すれども不及、既に僕輩死を致す。只、附和隨行の少壯、寬典の處置あらんことを願ふ、願はくは憐察せよ、明治九年、舊曆九月十五日。

前參議前原の飛檄東上 前參議兵部大輔前原一誠は、長人の先輩と雖、甚、朝政に不滿なり、夙く官を罷めて山口縣萩の舊城中に家居す。十月、九州兵起ると聞き、^八日、奥平謙輔等と其黨を集む、縣令關口隆吉^江戸之に備ふ。前原は兵を分ち、躬急に二百人を以て、山陰道より虚を擣きて上り、四方に呼號せんと欲す。廣島鎮臺兵(少將三浦梧樓之を率ゆ)の來り討つにあひ、會戰利あらず、敗走して捕へられ、遂に斬に處せらる。其遺書に頗哀痛の語あり、東上諫死といふ。

前原氏の其郷里に傳へし檄文は、昔者我忠正公悼朝廷之失職、憤德川之違

版籍奉還を
非難す

命、坐薪嘗膽、遂能安海内於一、以致諸聖天子。當此時、木戸孝允等出入帷幄、寵待無比、而先君業掠爲己功、敢逞其胸臆、舉祖宗之土地以獻焉。其所爲以法律爲詩書、以收斂爲仁義、講文明、欺公卿、藉夷狄、脅朝廷。要之、不啻先君之仇人、抑亦朝廷之賊臣也。邇者東肥人斷諸於義、一戰塵鎮兵、餘威所及、九州風靡、實曠世之一事也。諸君衣先君之衣、食朝廷之食、亦有年矣、亂賊之人、從而誅、豈能忘於懷哉、始事雖讓于他縣人、收功猶有望於諸君矣、十月二十八日とありて、版籍奉還封建打破を以て、先君毛利敬親の志に非ずして、木戸孝允の要挾に由ると爲す、其の新政に對する意見の大逕庭以て想ふべし。而も又、王土(王國)公有を變して國土(國民私有)と爲すの非をも論したれば、條理に貫通せざる所あり。其王土王民制の説は、別紙なる諫死の檄文に曰く、「一誠の政府の非違を正さんと欲する條目多し、曩に品川彌二郎、余に贈るに東京新刊の國法汎論^{加藤弘}を以てす、此書は政治の基本を、國土國民制に取る者也。我政府にして其制に模倣せば、王土王民を破壊せざる可からず。今や地券發行、王土を破壊して國土と爲す、是れ一誠が諫死せ

んとする所以の一なり。政府が我樺太を以て千島に換ふるは、得失相償はず、實は之を與ふるなり、是れ二なり。當局大臣其責任を忘れて、各其私黨を樹て、甲乙相反目、其甚しきは聖天子を煩して彌縫の勞を執らしめ給ふに至る、大臣責任の義果して安くに在る乎、是れ三なり。士族の常職を解き、祿券を製するや、廟議には、士族困頓して不平を鳴らすものあらば、之を討滅するに兵力を以てするに在りと云ふ。抑我國四十萬の士族、果して何の罪ある、政府此心を以て士族を制馭せんと欲せば、必天下の大亂を醸さん、是れ四なり。又曰く、身政府の要路に在り、暗に豪商と結托して、投機を事とし、擅に米價を低昂せしめて、其私利を貪る、大臣と云ふと雖、國民の賊ならずや、此の如き姦邪の小人は、之を一掃せざるべからず、是れ五なり。六年征韓の論、國家の大計を定めんとするに在り、然るに今政府之を省せず、徒に韓國と協約して、獨立自主國たるを以てす。而も形勢、清國之を占領せんとし、露國之を併吞せんとし、其極戰端を開かずば止まざるべし。又、韓國にして羽翼既に成らば、其反覆常なき、舊恩を忘れて我を敵視

對韓政策を
非難す

するに至るや必せり、是れ豈一屬國を失ひて、三敵國を得るものならずや。今に於て宜しく問罪の師を興し、之を我版圖に復せしめ、而して後可なり、是れ六なり。^{以上}此第三に擧ぐる所は、六年征韓論に於ける諸參議が、樹黨して進退せるを指すにあらず、八年の木戸と大久保、及び三條、岩倉と島津の間に於ける事情を許ぐに似たり。殊に、木戸が進退の節の明了ならざる者あるを見て、聖上の彌縫を煩はし奉ると爲すに似たり。五は專、井上の身上に係り、六も井上の使命に屬す。

木戸氏の日記には、前原暴舉につき迷惘の章あり、曰く、前原遂に妬心を制する能はずして此に至る、實に長歎息の至なり、而も新聞紙は、余は前原黨を嚴刑にせんと論ずると報す、余は常に故國のことを憂へ、數年來苦心盡力し、前原へも屢忠告に及べり、而も此際又、余は彼等を嚴刑に誣ゆ云々、一讀して愧歎に堪へず」と。妬心の一語は、或は前原の愛針たるを失はず、而も世俗に、木戸は前原、廣澤、兩參議と相善からずして、刺客を放ちて之を謀るに至ると爲す者あり。曰く、大村の刺殺に遇ふや、兵部大輔一時其人選を難んし、前原は同藩人を以て其後を襲ぐも、職に在るや僅に十箇月にして高踏勇退す、蓋、木戸に含む所あり。又曰く、庚午の春、山口、奇兵隊動搖、藩主毛利敬親、書を廣澤、前原に賜ひ、急歸鎮撫せしむ。木戸等は前原

前原木戸相
善ならず

の西下を抑制して遣らす、前原の意は、奇兵隊の領袖大樂源太郎に説くに在りしも、木戸等は暴力を藉りて以て之を誅滅するに在り、是より相善からず。木戸又前原が兵部の要職に在るを忌憚し、偽りて毛利侯の命なりと稱し、前原に告げて曰く、西陸亂を思ふ者あり、動もすれば天下を擾さんとす、我藩主之を憂ふ、足下請ふ速に國に歸り、藩政の改革に従事して之に備へんことを」と、廣澤眞臣は前原と親み善し、之を聞き木戸を詰責するも、及ばず。已にして、前原の東京を辭し大阪に至るや、途上刺客あり、幸にして免るゝことを得たり。時に、廣澤は東京に刺す所と爲りて斃る、而も人其故を知るもの無かりき、或は曰く、是れら皆木戸派に屬する者の所爲なりと(以上)。是れやがて、妬心の暗中に鬼影を見しもの歟、後の論定に待たん。

又、前原が廣く諸府縣に飛檄せし文に曰く、太政大臣三條實美以下の大吏、鄙猥の責を以て、顯榮の位を窃み、盜賊の心を以て、收斂苛酷の政を行ひ、海内を拮据し尺寸餘り無し。而して天子の左右數十名の私人、名は君を奉すと謂ひ、其實は之を幽するなり、天誅の教さざる所、神人の同く憤る所、忠義の士以て刃を其腹中に刺さんことを欲す。凡我同志は、糧を藁み馬を躍し、首を東して馳せ、元惡を東部に誅し、天子を幽辱に出し、以て敵愾の誠を表せよ。今を失ひて時無し矣、慎みて狐疑猶豫以て後至の誅を貽すこと勿れ、其功罪に至りては、國に定律有り、天子存す。

熊本、秋月、萩、三所の暴發は、十餘日にして平定す、而も會津及東北の不平士民も、

前原に通して之に應せんとするもの多し、政府戒懼を加へ、警察頗嚴なり。果して其徒永岡久茂、竹村俊秀等の、千葉縣廳を襲はんとする者を、東京に獲たり。而も、諸縣の物情なほ穩和ならず、西南殊に然りと爲す。

農民暴動、地租減免。是歲は恰、地券改正を完うするの期にあたる、夏、和歌山縣の農民、田租の事を訴へ騒動す、縣官諭して之を解く。十二月に至り、茨城縣三重縣、岐阜縣、愛知縣等の農民、蜂起して役所學校を焼き、竹槍席旗、貝鐘の聲々太、すさまじし。大久保内務卿曰ふ、隣縣へ波及せば事容易ならず、速に兵力を以て鎮壓すべし」と、縣官類に壯勇を募り隊を編み、巡查と與に暴民を攘はしめし、力足らず、遂に鎮臺營所の兵を發するを見る。是より先、政府地券法を創め、明治六年地價を定め、百分の三を徴して正租と爲す、其取調にあたり、農民或は苛重に苦むあり、新政を厭ふの徒之に乗して煽動、以て亂を作す。大久保、大計を按し、民力を休養せしめんと欲し、痛く政府の費用を節し、正租六分一を減するの議を建つ。翌月減租の恩詔あり、民心大に喜ぶ、是を十年丁丑の一月四日と爲す。

木戸日記(明治八年)本邦租稅甚不公平、農一戸毎に平均三圓九十錢餘、商賈は一戸毎平均二十餘錢を納め、華士族は各秩祿あり、是亦數百年の慣習にして、終に人民より剝奪の議論を生せん、永遠の策なかる可らず。○夢平閑話曰、九年冬の事なりき、大久保公曰ふ、地租改正は維新の美舉なり、然れども難事なり、單に改正其事の難きに非ず、國家の大難事なり。或は鹿兒島に於ける某種の人々が、新政を非議攻撃するの辭柄となり、或は各地不逞の輩、小民を嘯集暴動せしむるの口實となり、且、其の費用は豫想外に嵩みて、地主の負担を重からしめたり。又、此の改正は本年を以て整頓を告ぐべき約なりしも、其の業は未、半ばにも及ばず、斯く荏苒して曠日久しきに彌らば、事端之より生し、禍難實に測るべからず。而も今政府に一斷あるらば、百難以て拯ふべし、其の百難之を目前に拯ふを得ば、併せて將來の民信を厚うし、改租の美政たるの義をも明にし得べし。而して其の方案は他なし、地租輕減の前約、其の第一歩を擧ぐるに在り。即、今の時に方り、政費を節減して、土地の負擔を輕くし、民力休養の聖意を遵行するに在り、後

數日にして、減租の恩詔果して出づ。

田口卯吉日本經濟論云、我政府の歳入は、殆六千萬圓、農工商利得金の大約二割なりと見做すときは、彼の三千萬人の農工商(其餘は華士族及び官員百廿萬人と見做し)が、年々生産する所のものは三億圓なり。而して政府の歳入、其六千萬圓は皆華士族官員の得る所にして、一人に付き年に五十圓程なり、殘剩二億四千萬圓は、三千萬の農工商の得る所にして、一人に付き僅に八圓のみ。全國高三千三百萬石(外に宅地あり、大藏省概算に依る)。

田畑四百萬町歩

但平均石盛八

此買米千二百萬石

但反米三斗

此代金三千六百萬圓

舊稅壹石に附三圓

實際收穫米一石(石盛十)と見積り三公七民の法にして

作德米二千八百萬石

此代金八千四百萬圓

二口合金一億二千萬圓

内金千八百萬圓

種肥料一割五分引

殘金壹億〇二百萬圓

内金千〇二十萬圓

村費

金三千〇六十萬圓

地租

計金四千〇八十萬圓
又殘金六千二百二十萬圓

此地價金拾億〇二千萬圓 但六分の利子と看
做し地價を算出す

此百分の三 金三千〇六拾萬圓 地券稅額

右の計算を以て新舊稅額を比較するときは、金五百四拾萬圓、地券稅の方減すと
雖、又更に増加すべきものあり、オンデンキリッ田切添の類、約二割を増加せん。

増加八拾萬町步

此地價二億〇四百萬圓

此百分の三金六拾二萬圓

地券稅額二口合金三千六百七拾二萬圓

各地方反別の如き、數百年來檢地せざるものあり、或は轉封、換邑等の事ありて、屢
檢地を経たるものあり。其丈量の法に於ける、亦一ならず、其他獨石高を稱して
反別を失ひ、我は漫に四百步、又九百步を以て一反となすものあり。帳簿に記す
る者皆其實に違ひ、推算して稅額の増減を豫期するに、或は増し或は減するもの
あるも、大抵舊稅法の苛重に過ぐるもの多きが爲に、地價百分の三を以て課稅の
定率となし之を通計すれば、減するもの多くして、増すもの少く、結局減額六百萬
圓に上る。

舊反別、田、百七十六萬二千五百四十五町七反步。畑、百四十七萬九百六十三町

七反步。計三百二十三萬三千五百九町四反步。

假反別、田、二百二十六萬六千二百五十四町五反步。畑、百八十六萬三千五百七
十六町七反步。計四百十二萬九千七百七十一町二反步。

舊稅、田、二千七百二十九萬九千五百五十一圓。畑、七百二十八萬八千五百六十六

圓。雜種地、二百七十六萬七千九百八十六圓。合計三千七百三十五萬五千七
百三圓。

新稅、田、二千五百八十五萬八千七百二十四圓。畑、七百六十五萬八千七百三十
八圓。合計三千三百五十一萬七千四百六十二圓。

新舊比較増二百四萬八千四百四十三圓、減五百八十八萬六千六百八十四圓。
已にして十年、稅率を百分之二箇中に減せられ、(六分一減、宅地をも均霑せしむ)、改
租の大業、十四年に至り其成功を告げたりと雖、猶、不均あるを免れざるにより
連年修正に勞す。十九年登記法施行の後、地券は一切之を廢し、土地臺帳の整理
を力め、又毎五年地價修正を期したりと雖、先業僅に局を結び、後業復讐を接し、民
間殆寧日なきに至る、故に地目變換にあらざれば、地價に修正せざることを爲し、
地押調査を執行す。二十二年、土地の盛衰比較甚しく、既定の地價に顯著なる變
更を來したるものを、特に修正して、地租金約三百萬を減す。三十一年、征清役後
増稅の必要を生じ、定率を増加すると同時に、田畑の地價を修正して九億餘圓と
定む。征露役に際し、又非常特別の増率を爲したることは、前に見ゆる所なり。

第四章 十年丁丑の亂

天子西京に幸し南洲大兵を起す 十年丁丑の一月、車駕京都に幸し、先帝の山陵に十年祭あり、世人竊に西に事あるを想ふ。西郷果して兵を擧ぐ、因りて駕を駐めたまひ、三條木戸等行在に従ふ。岩倉、東京に留守し、庶政を視る。大久保は西郷出でたりの電報を聞くや、曰く「中興の政是より施すべし」と、京都に赴き出師に従事す。

丁丑二月下旬、岩倉右大臣寄木戸内閣顧問書曰、隆盛は德望威力共に卓絶天下衆人の景慕する所にして、其大に動く所あらんかと想像し、已に空恃みにも之を恃み、叛を謀りし者さへあり、佐賀萩の如き是なり、而るに隆盛は些も雷同せず。是を以て、至尊に於かもられても柱石の臣と深く御依頼あり、内閣大臣始め皆忠誠無二の人と確信して疑はざるの處、豈圖らんや、這回の亡狀、實に驚愕長大息の至に堪へず。嗚呼國家元勳にして、此の如く賊臣と爲るは、抑何の故ぞや、千思百慮すと雖、其事由を解すると能は

岩倉木戸の
南洲批評嗚着天下亦
甚

ず。實に維新の前より今日の後に及ぶまで、天下を嗚着し、衆人を愚弄したること、其れ亦甚しと謂はざるべけんや。然りと雖、其心術の正不正は、今更問ふの必要なし、惟其干戈を弄し國家を亂する罪、決して不問に措くべからず、官位褫奪の旨趣を分明に諭告し、天下の人をして疑を懐かしむること勿るべし、賢考如何。木戸孝允朱批曰、西郷の所業甚惡むべし、雖然、朝廷亦反省なくんばあるべからず、孝允は都下に住し、折節政府の人に接す、而尙疑不少、況や邊境に於てを乎。且、西郷も決して尊氏の如き奸惡に非ず、惜哉識乏くして時勢を知らず、一朝の激怒を洩らすに、己の長する所を以てし、因りて身を亡し又國を害す、所長を以て身を誤る、古今皆是れなり、短なる所を以て身を誤るもの鮮し、西郷惡むべしと雖、亦憐むべき所なきにしも非ず。

木戸松菊日記曰、西郷隆盛は十二年來の知人、忠實寡慾、臨事有果斷、只短なるものは當時の形勢に暗し、大體を見る能はずして、疑惑其間に生し、一朝の憤怒を以て、亡其身、損其名、不堪歎惜、人生之遺憾也。予は初めより西郷

長所に敗る

【今代憲法制定編】

に疑なきこと能はず、甲子長州征討の時、西郷は尾州公を輔け参謀たり、予は有不解者と想像せり。已にして長州と薩州と合力同盟せしは、余と西郷、丙寅の歳、京都に相誓ひしに因る、之を以て戊辰一新の大業を成せり。然して西郷氏今日の情態に至る、語るに忍びざるなり。又曰、西郷従道來話す、今年元旦の頃、余深く薩州の事を煩念し、川路利良を訪ひ、近況を承知し、尙大山巖に至る、暫して従道又來る、薩州に事無きを確言し、殊に兄隆盛は薩州第一の智者たることを賞賛せし故に、余も言を盡す能はずして歸宿せり、今日従道と對話、聊及其事、心事可察、云々、十年四月の條。

初め西郷、維新の業を賛け、功大に官高く、遠近の人陸軍大將を仰がざるなく、深く一世の士心を得たり、其征韓の事を議し、岩倉大久保に敗らるゝや、直に京を辭し、故山に歸臥す。同く事を以て官を罷むるもの、或は論鋒を以て海内に試み、民選議院或は暴力を以て政府に迫る、佐賀隆盛黙して動かさず、此に四年なり。陸軍少將篠原國幹、桐野利秋、宮内大丞村田新八、以下官を罷め、鹿兒島に歸り、隆盛に倚りて私學校を設く。盛んに壯士を養ひ、武を練り、氣を鼓し、生徒萬を以

て數へ、南洲先生を奉して一方に睥睨す。乃、全縣を擧げて、官吏は郷黨に成り、殆、政府治外の觀あり、其勢隱然一敵國の如し。

福澤氏丁丑公論云、維新以來、鹿兒島縣の歳入は中央金庫に納りたることなしと聞く、之に加ふるに、武器製作の場所を設け、兵士養成の便宜あり、一方に割據して天下を睥睨す、其不靡の勢は、政府より之を養成したるものに似たり。即、丁丑兵亂の誘因は、政府に在りと云ひて可なり、又、政府より西郷を怒らしめて、益其亂心を促せる事情あり。夫西郷は外征の論を主張して行はれざるの故を以て、政府を去りたるに、去りて未一年を経ず、豈計らんや、先に内政の急務を唱へたる者が、俄に所見を變し、臺灣を征伐して支那政府に迫り、五十萬の價金を取りて得色あるが如し。是れ、西郷の身に於ては、在朝の朋友に賣られたる者にして、其心に忿忿たらざるを得ず。又、政府の人が内政を修むるの急務を論しながら、其實況如何を察すれば、地租の改正、祿制の變革、凡て之を徳川幕政の時に比するに、百姓一揆の流行、不平浪人の暴動は、近時三四年を以て最とする程の次第なれば、西

【第四章 十年丁丑の亂】

【今代憲法定義編】
 郷も、方今の有様にては、前年討幕の師は必竟無益の勞、却りて徳川家に對して申譯なし」とて、不平憤懣は既に極度に達したる者歟。丁丑の亂は、政府之を誘ひ之を促したるに非ずや。そもそも又、明治六年内閣の分裂以來、政府の權は益堅固を致し、人民は唯官命を聞くに忙はしくして之を奉するに遑あらず。政府は唯無智の小民を制抑して、自治の念を絶たしむるのみに非ず、其上流なる士族有志の輩を御するにも、其力を伸ばす可きの餘地を許さず。廢藩以來、土族無聊の有様は、騎者にして馬を殺し、射者にして弓を折りたるものゝ如し。此時に當て政府巧に間接の法を用ひ、其騎射の力の形を變化せしめて、他の方向に誘導するに非ざれば、鬱積極まりて破裂に至る可きは、智者を待たずして明なる所也。而も、政府は毫も爰に心を用ひずして、只管厭伏の策に出で、土族に劍を礪く者あれば、銃砲を造りて之に當らんとし、論客の筆舌に喧しき者あれば、律令を設けて之を禁止せんとし、其狀恰雷を防ぐに鐵の天井を以てするに異ならず、狼狽亦甚しと云ふ可し。是等の事情に由て考ふれば、政府は直接に士族の

暴發を防がんとして、之を其未發に止むること能はず、間接に之を誘導するの術を用ひずして、却て巧妙に其暴舉を促したるものと云ふべし。故に云く、西郷の死は憐む可し、之を死地に陥れたるものは政府なりと。尙これより甚しきものあり、都て國事の犯罪は、其事を惡みて其人を惡む可きに非ず、維新の際に榎本大鳥の輩を放免したるは其例なり。然るに、佐賀の亂、斷して江藤を殺し、前原の處刑に於ても其過を二たびせり。故に西郷も江藤、前原の前轍を見て、其死を決したるや久し。然らば則、政府は嘗に彼れを死地に陥れたるのみに非ず、又從ひて之を殺したるものと云ふべし。西郷は天下の人物なり、日本狹しと雖、國法嚴なりと雖、豈一人を容るゝに餘地なからんや。日本は一日の日本に非ず、國法は萬代の國法に非ず、他年この人物を用ゐるの時も有る可きなり、豈惜まざるを得んや。西南記傳曰、當時、政府には岩倉、木戸、大久保在りて、私學校に對す、而もこれら當局者、氣宇磊落を缺きて、猜疑拘忌婦女の如く、徒に私學校を撲滅するを以て、唯一の策と爲し、是れ豈嘗に自政府の威信を失墜するのみならず、抑亦、私學校黨を挑發激動し、亂を起さしめしの道のみ。先に佐賀亂に動かさず、萩の亂に動か

西郷は木戸と
實の衝突に
に盛衰を
因る

攻争の端

【今代憲法制定編】
六八
ざりし西郷が、二才^{ニヤイ}來薩州青年に擁せられて起ち、政府を改革するの已むべからざるを感せし者も、畢竟之がためなりしなり。而して、當時の政府、形勢を觀察して、私學校黨を處分せんと欲せば、途必、西郷、桐野、藤原、村田等の諸豪を彈壓するに出でざる可からず。而して、鹿兒島手入の首倡者は、實に木戸なり。隨ひて、西南戰役は、西郷派と大久保派との反目に由ると謂はんより、むしろ、西郷派と木戸派との衝突にして、大久保派は木戸派と合して西郷派を撲滅したるものと謂ふべきなり。

去年、熊本、山口の暴舉なるや、私學校又聲息を通せりと雖、漫に人後に附かず、他の機會を伺ふ。政府此に察する所あり、一月下旬、船を遣して鹿兒島所在の彈藥器械を收めしむ。私學校生徒之を見、急に起りて之を奪回し、攻争の端已に生ず。偶、刺殺の案あり、生徒激昂の如く、揚言して曰く、大久保は大警視川路利良と謀り警部某々を歸省せしめ、我西郷先生を刺殺せんとす」と。數人を捕へ、拷問して其口供を造り、之を以て陸盛に告ぐ。陸盛以て切迫の勢ありと爲し、此機運に乗して先發し、再び兵を用ひて、維新の完造を力めんと欲す、乃、東上の口實を刺殺案に寄せて公表す。

柳原宣勅使復命云、西郷退職後、士族等は屢暴發せんとせしも、西郷從來鎮

刺殺案

の觀察と刺殺

定せしが、一月官船來り彈藥を運搬す。兵兒等思へらく、是れ來攻の前兆なり、先んするに如かずと、競起之を奪ふ。此際、東京警部の探偵に來るありければ、直ちに捕縛拷問して、口供を作る。西郷亦思へらく、此時に當り反するも誅せらる、反せざるも誅せらる、如かず大舉して先發せんに」と、遂に決意東上す。

西南記傳曰、當時の政府は、警部中原等の口供を抹殺否認し、其入薩を以て尋常一據の狀況觀察と爲す。若倉右府の、三條、木戸、大久保に與ふる所の書中にも、文字普通上にて、觀察を刺殺と取換へ候にや」とありて、觀察と刺殺との誤解よりして私學校黨の暴發したるとの、如く云へり。而も、當時政府の目的にして、單に觀察に止まらしめば、何ぞ必しも數十名の警部、巡查、壯士、學生等を歸縣せしむるの要あらんや。其目的は、實に私學校黨を離間し、之を撲滅し、之を破壊せんとするに在りしと疑を容れざるなり。是れ實に中原等の口供悉く一致し居るのみならず、當時の勢、當局者は必、私學校黨を以て治安を妨ぐるものと看做し、之を抑壓し、之を牽制するに汲汲たり、復何ぞ怪まん。だも問題は、西郷暗殺の内命なるもの、果して事實なるや否やに在るのみ。惟ふに、大久保、川路、既に私學校黨を撲滅せんと欲すれば、西郷暗殺の密命は無しとするも、其内意を街みたる中原等が、概然自許し、政府の爲に蒞朝、叢政たらんことを期したるもの、固より其所なりと謂

はざるを得ず。且、政府は此罪案を寛假し、其嫌疑を蒙りたる諸人は、皆後に至り榮達す。中原尙雄は福岡縣警察部長と爲り、寺原長輝(當時園田長照)は福岡縣知事と爲り、菅井誠美は群馬縣知事と爲り、高崎親章は大阪府知事と爲り、大山綱介は全權公使と爲り、川上親晴富山縣知事と爲り、柏田盛文は文部次官と爲り、安樂兼道は警視總監と爲る等、戦亂を煽動したる功勢に酬ゆるに似て、韓國政府が金玉均を刺殺したる洪鐘宇を重用するの趣あるに非ずや。要するに、私學校黨鎮壓の手段中には、游説も、離間も、暗殺も、皆包含しけるものと解釋するは、何人も之を適當とせざるなり。

西郷の心事は、縣令大山綱其の口供書中にも、親密の言として傳ふる處に據れば「西郷より自分に語りて曰、先年征韓論の時、近衛兵隊のもの大難を起し、一戦にも及ばんとするの勢に付き、右の人数を連れて歸縣し、其以來今日迄人数を纏め居りし。拙者の主意は、何れ近年の内には外患起るべく、其節右兵隊のものを以て困難に報する素志なりしかども、最早今日の場合に至りては、事情切迫なるに付き、已むを得ず、舊兵隊のもの引率上京し、自分をば、政府に於て斷して曲なりと見認めらるれば、拙者甘んし罪を受くべし。何分、大久保へ面會の上ならでは、其曲直も分り難く、且、大久保何の謂れを以て、隆盛は事を起すもの」と見込たるや、其邊も詰問すべし。一體、大久保は足下承知の通り、幼年より一家、親子同様の交を爲たしるもの故、拙者に嫌疑あらば、直に上京を申越すか、又自歸縣して其事情を談

するか、又委き書面にて差越すべき筈なり云々。又、綱其が特使を以て有栖川宮(征討總督)に上書したる文に、

西郷隆盛儀は先般辭表差上以來、嚴肅に謹慎致し、且、自費を以て學校を開き忠孝を重して數萬の諸生を教導し、第一方需を不誤儀、勉めて説諭し、既に佐賀の暴動、引續き熊本、山口、同断の節、縣内安靜、終に一毛も不損者、全國に明瞭なる事に候處、何等の御嫌疑有之哉、不容易暗殺の内諭を下し候儀、實以人民一同疑惑罷在候。最、大將上京に附、隨行者銃器帶刀を以て、途中保護の儀は、暗殺を被命候程の者、無異議上京不相違は勿論の事にて、不得止、於下官聞届置候。然に愈當縣征討被仰出の上は、縣官及人民に至る迄、征討の趣意に被爲在候哉。無名の耻辱を蒙り候ては、鹿兒島縣人民といへども、皆王民にして政府の命令を不奉者、一人も無之候得共、何分士族擧て動搖に立至り候間、至急御勸諭被成下、西郷大將の趣意も致貫徹候様、御處分被下度、此段愚誠を以て奉願候也。

とありて、三州士民の心情亦想ふべし。

熊本城を圍む 西郷已に意を決し、今や其多年養訓の子弟に擁せられて起つ、縣令大山綱其は金穀を供し、且、專使を發して沿道の鎮臺府縣に通報す、曰く「大將東上して政府に問ふ所あり」と。二月十五日、西郷隊を整ひ熊本に向ひて

發す、短袴草鞋、銃を荷ひ刀を横たへたる薩州兵兒、絡釋として三太郎峠薩州肥後の境を踰ゆ、九州騷然たり。熊本鎮臺司令長官谷干城、參謀長樺山資紀と見兵三千五百を以て城に據り、市街を焼いて其來るを待つ。

初め、彈藥問題及刺客問題の起るや、桐野篠原等議する所あり、桐野慨然として曰く、年少輩血氣大事を誤る、然れども、今や衆志騰揚、矢の弦を離れ、劍の鞘を脱するが如し、抑へんと欲するも抑ふべからずと。逸見十郎太をして、高山温泉に赴き、大先生に謁して備さに告ぐ。西郷容を改め喟然として曰く、「我事已む」と、結束して歸途に就き、一詩を賦して曰く、「白髮衰顏非所意、壯心橫劍愧無動、百年窮鬼吾何畏、脫出人間虎狼群」。大山縣令口供云、二月七日、西郷に面接したるに、「日比、自分、城下に在らば、生徒等をして暴動をば爲さしめざる可し、今日に至りては致方も無し。又、中原等の事を聞くに、我一身のことを自分にて取糺すは不都合なれども、此涯已むを得ず出京して大久保に尋問することに決したり」と。因て更に舊兵隊引率の事をも問へるに、西郷「それは陸軍大將の權内なり、時機次第、鎮臺兵をも引率

壯心橫劍愧無動

西郷は他に非ず

腕力の争に名義何があらん

すべし」と答へらる。○西南記傳曰、世或は「西郷、不本意ながら、私學校黨に擁せられ、爲に一身を犠牲に供したり」と謂へり。然りと雖、西郷は老將、成算あるにあらざれば、輕しく起たず、豈衆言に雷同する人物ならんや。故に、西郷が蹶起するに至りたるは、必しも擁せられたるものと謂ふを得ず。寧ろ此機に乗し、斷然、政府の非曲を彈正し、局面を打破し、自己の主張抱負を實行せんとするに決したりと、看做さざるべからず。其證は、以後、勅使柳原前光の鹿兒島に入りしとき、大山縣令の急使、馳せて之を熊本の陣中に告げしに、西郷の答へたる書に見ゆ。其書に曰く、「上略、征討總督の令書回りに來り、一覽致し候、刺客事件をば全く撲滅し、堂々たる名義を以て討伐すと、奸臣の心胸惡むべきの至りと云べし。最早事勢も此に至り候ては、更に言語口舌を以て是非曲直を争ひ難ければ、腕力の外これ無るべし。然も天下の事は成敗利鈍を以て相判し候譯には無く、小生は正を以て起り正を以て斃るゝこと、始よりの目的に候。華聖頓那破倫湯武云云は、中々小生輩の事に非ず。萬一不幸相破れ屍を原野に曝し、藤原廣嗣等と其品

【今代憲法制定編】

評を同うするも、足利尊氏の成るを望まざるなり。二位老公には如何、若進謁せば此意を致せ、時下不順、爲國自愛、三月十二日、隆盛再拜」とあるにて胸臆を剖きて丹赤を見るの感あらん。二位老公とは島津久光なり。

福澤氏丁丑公論曰、近時の世論に、西郷は維新の勳功第一等にして、古今無類の忠臣たること楠正成の如しと聞しが、僅に年を経て、今や謀叛の賊徒と爲り、汚名を千歳に遺さんとするや、平將門に同じ。月給に生々する官吏界の説、亦恕す可し、西郷は實に今の官員の敵にしあれば、如何様にも名を付けて之を誇るも、尤なる次第なり。而も學者君子を以て自居る論客にして、今年西南の騒動に及びたるより、罵詈雑言に至る所なし、恰官許を得て人を譏諷する者の如し。西郷は少年の時より幾多の艱難を嘗め、學識に乏しと雖老練の術あり、武人なりと雖言行温和如何なる大事變に際するも、其舉動綽々餘裕あるは、普く知る所ならずや。然るに、今回の一舉に限りて、切齒扼腕の少年と雁行したる者と視做すは、西郷の平生を知らざるなり。抑、西郷は政府の顛覆を企たること二度にして、初には成りて後には敗る。而して其初度の顛覆、最も慘酷を極め、江戸政府を廢するや、故典舊物を殘毀して、毫も愛惜する所なく、其君上を放逐し、其臣下を凌辱し、其官位を剥ぎ、其食祿を奪ひ、八萬騎の兄弟妻子を離散せしめて、其流浪饑寒を顧みず。之に引き續き東北の諸藩の艱苦も、亦云ふに忍びざるもの多し。而も此一舉は文明

進歩の謀と爲りて、國家に大に益する所あれば、一時の艱難之を顧みるに違あらず、即學者も之を許す由縁ならん。然り而して、再度の顛覆は其成績を見る可らずと雖、西郷の志は、蓋數名の大臣を放逐するに止まらん則之を名つけて政府の顛覆と云ふ可らず、其實は官吏の黜陟たるに過ぎず。殊に、初には西郷に許すに忠義の名を以てし、後には之に附するに逆賊の名を以てす論者は果して、何等の目安に據りて之を判断したる歟。

熊本之士族一千三百餘人、薩人を迎へて之に與し、池邊吉十郎を首領とし、先力を併せて城に迫る、衆合して二萬と稱す、攻撃頗急なり。西郷の意に、手に唾して城を屠り、此に血祭して後、東上せんと欲す。而して城守堅く拔き難し、乃營を構へ新政厚徳の幟を建て、兵を分ち官軍の來路を支へしむ。

之よりさき、熊本之學校黨は、薩人の往々那破倫、華聖頓を稱美するを聞き、又西郷の盛名威望に驚異してければ、屢人をして其動靜を伺はしめたり。一日、村田新八、熊本人に諭して、西郷は必時を相て起つべし、諸君或は我先生を疑ひ、奸雄事を舉げ私を濟すの類と爲さんも、先生之忠誠天資に出づ、震主犯上の事は斷して無しと曰へりと。又、西郷舉兵之精神、及び行軍の

方略に就いて、外間幾多の測量あり、而も彼れ自家の語に就きて之を求むれば下の如し、前引の一通と重複ながら参考すべし、

敵方に於て、熊本落城に相成候ては、各縣蜂起可致に付、全力を熊本に相盡、於是事破れ候は、もう、無致方、それ切との策相立候儀、儘に聞得候に付、即彼の策中に陥り、此籠城を急ばにいたし、四方の寄手を打破り候はば、此にて勝負相決可申候。地形と云ひ、人氣と云ひ、其所を得候に付、我兵も一向此處に力を盡候處、既に戦も時をやり過し、六七分の所に打付候。今や孟賁の勇あるも、再戦勢を盛り返し候期有之間敷候。征討總督の令書、全く暗殺は打消し、合戦を幸と致候旨に相見得、可惡の巧に御座候。然る上は、何分曲直分明ならざれば、鎮撫もへちまも無之、斷然條理不相戻處、御盡力可被成下候。最初より我兵においては勝敗を以て論し候譯にては無之、本々一の條理に斃れ候見込之事に候也。

三月十二日

大山綱良様、大久保利通傳

西郷吉之助

暴徒征討の號令は既に發せられ、熾仁親王有栖宮を總督と爲し、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義之に參軍たり。諸兵、舟車に便乘して迅速西下し、旅團を編制して南關筑後の境肥後より進む。熊本を距ること六七里、敵すでに壘を築きて其間に滿ち、官軍を田原坂、山鹿、植木等の要害に拒む、強勇健闘殆當るべからず。官軍は篠原國幹を吉次越カキゴに斃すと雖、敵なほ扼守して下らず、城中の消息毫も通せず。

二月十七日、元老院議長有栖川熾仁親王を以て勅使に充て、元老院議官柳原前光、同河野敏鎌之が隨行を命せられ、神戸港を發せんとす。是れ、島津前左府、西郷大將の二人に、玉石の俱に焚くるを憫みおぼしめすの叡慮云々を諭さんとする者なり。在東京の岩倉、此電報に接し返信して曰く、私學校の諸生は、擧兵の名を借るに西郷暗殺を以てし、既に之を天下に聲言せり、因りて政府も判然征討の主旨を言明せざれば、恐らくは天下の人心見て疑惑を懷き、軍氣不振の基とならん。彼は詐謀百端に出つるも、我は尋常手段を以て之に應せば、必噬臍の悔を貽さん。今や大勢を以て論す

れば、我には金力あり兵力ありて、之に加ふるに大義名分と云へる利器あり、毫釐も顧慮する所なし云々。たま〜熊本鎮臺より飛報あり、曰く薩軍先鋒已に肥後路に至る」と。行在の朝議以爲らく、事已に此に至る、亦何ぞ勅使を用ゐることを要せんと、急に其議を停め、十九日征討の詔を發す。熊城攻圍の初めに當り、薩人の意氣旺盛、一舉蹴破の概あり。而も一再して抜き難し、南洲猶氣を作して必勝を期す。曰く、頃日來數次の激戰、臺兵殆其度を失ひ、既に籠城の策を決し、敢て出て戰はず、因て昨今、吉次、木留田原坂等の諸險を扼し、東軍の進入を拒ぎ、熊本と相連絡するを得ざらしむ。此回、肥筑、我兵に應ずる者甚多く、軍門眞に塞填す、所謂地利人和兩ながら得るもの歟。桐野篠原、村田等、非常の勉勵、唯今吉次の方、六七分切抜き、東軍敗走の報あり、此勢に乗せば、今日中には木留田原坂も撃退くべし。諸險全く我有に相屬せば、一夫險に據り萬人進む能はざるものにして、東軍縱令百萬の資育ありとも、亦復戰勢を挽回し進入する期なかるべし。されば、熊本は戰はずして屈服すべし。熊本落城に相成候へば、管に我兵の

根據確立するのみならず、各縣風靡、諸國蜂起し、九州は先平定すべし、故に此處勝敗は此度の大關係に候云々。是れ又、三月十二日の書なり。

島津久光の地位 三月、元老院議官柳原前光、行在の特命を被ふり、陸軍中將

黒田隆清と海路鹿兒島に赴き、舊藩主島津忠義及び其父久光に諭し、縣下を靖せしむ。然れども、二人舊臣の暴舉を制する能はざるを陳謝し、西郷大久保等、俱に罪過あれば、宜く之を法官に附し、交戦を停めしむべしと答ふ。又、鹿兒島裁判所は、刺殺案の事、全く法術に糺明すべき者たるを以て、司法省に具申し、又上奏して、請ふ所あり。而も、刺殺の被告者は釋放せられ、其裁判所員は皆解散せられ、島津父子の建白も、政府に省せられずして止む。

其頃世上にては、島津前左府の心事如何あるべき、私學校黨に戴かるゝ事もやあらん歟、と種々の噂取々にてありければ、朝廷にて其事情を實視せしむべしとて、柳原卿を勅使に仰付られ、やがて櫻島の閑居に至り宣布あり。前左府は慨然として奉答、久光初めより今日の事あるべしと思へり、西郷は智勇世に勝れ、大氣の上に堪忍ぶよき男子なれば、當代の豪傑なり

久光因より
隆盛を信ぜ
ず

島津氏の建
白

【今代憲法制定編】

八〇

と雖、君臣の大義に於て、舊主を思はざる程の者なれば其心に叶はざる時は朝廷に向ひ弓引き奉らんも、敢て怪むに足らざる者歟。久光此地にありながら、舊臣の暴逆を鎮め候こと其力に及ばざるは、全く不肖の致す所にて、遺憾の次第なり云々〔福地氏久光公記〕。而も前左府は、此亂もと西郷・大久保二人の私怨私隙に發因し、生民を荼毒する者なり、之を救はん方もかなとて珍査忠欽兩子に家令内田政風を付し、代りて京都に詣らしめ、一は敬意を表し、一は方略を上り、且休戦の命を下し、徐に亂魁を糺斷せられん事を奏請せんとす。兩公子は三條相國に面謁し、又内田をして要路に入説し、有爲の士人を戕殺し、國家の元氣を喪亡するの不可を論せしめしに、往々耳を之に傾くる者ありしも、大久保は堅く之を拒み、終に奏上の路を得ず〔史談會錄〕。其兩公の建白に曰く。

隆盛等此度政府へ訊問として多勢兵器を携へ出行せしは、既に臣道を失したり、其罪大なり。而も利通、利良より内命を受けしもの、歸省に言を寄せ、離間等の策を行ふ、臣等の大に疑惑する所なり、西郷等に於ても

征討を停め
て西郷大久
保等を糺斷
せん

必其罪に伏すべからず。西郷等前年征韓論破裂、政府の許可を俟たず下縣せしは既に、臣禮を失したるに政府之を責むること能はず、昨今迄非職大將の任に在り、則國憲に觸れざるときは、政府と雖之を抑止すべき權あるべからず。亦彈藥の掠奪は、壯士輩の兇暴に起りたるもの、別に鎮靜の道を計るべきか、是等は宜く糺彈して明瞭すべし。近年打續き、肥前に江藤・島の黨あり、肥後に敬神黨、長門に前原黨、目今西郷黨あり、百姓一揆は府縣擧ぐるに違あらず、外は各國の指笑、内は人民の疲弊、各位虛心して自反せば明かなるべし。願はくは至急休戦の命を下され、則其巨魁は平穩の處分を以て護送し、大久保・川路も隨て之を召し、更に至理至當、聊偏頗の處分なく、各法官へ渡して裁判、其結局律に照し、之を罪したまへ。閣下幸に意を平にし之を聽納せば、幾多の軍士活路を得上は以て皇國を永世に維持し、下は以て人民塗炭の苦を免れん。是れ理論には其當然を知る者、而も勢已に此に至る、決して行はれ難し、復何の効あらん。唯之に因りて島津氏舊君臣の情實を審にし、變亂の由來

【第四章 十年丁丑の亂】

八一

する所あるを思ふのみ。木戸の日記に、

柳原勅使隨行の黒田中將も、島津久光父子に面會、全く君臣の如くにして、一室に席を同くする能はざりしとぞ、朝命を誤るものゝ如し。余曾勅使差遣云々の不可を論したるも、當時の勢勅使論に決す、而も久光上京せず、罪を重ぬるものあり。又、久光書中に、士族或は農民連歳流血云々、朝威に關する者あり、是れ余も屢切に政府諸氏へ反省を乞ふところなり。雖然、薩摩の士族縣官、從來人民を壓抑し、苛刻甚しと傳承せり、然して久光父子多く在國しながら、聊も盡力せしを聞かず、云々、以上。

大山口供、二月十七日夕刻、島津久光より呼寄せられ、西郷等出立の委細を話したり。久光曰ふ、西郷は大阪迄無事に達する心得と見ゆれども、其の見込通りにはなるまじと、拙者は掛念す、拙者は其の方承知の通り、左大臣迄も奉職したれども、不都合の儀有之、既に昨年歸縣したる程の事故、拙者に於ては此度の事件を取纏むる目的は無之云々。亦參考すべし。

木戸亦島津氏を信用せず

裁判官の非常上奏

鹿兒島裁判所判事長島鐵太郎以下、在勤八名は、暗殺疑獄の案件を見て、此に正邪曲直の在る所を明にし、天下の疑惑を解かずんば、國家の前途寒心に堪へざる者ありと、正院に由りて非常上奏す。曰く、小官等、員司法に備り、今陸軍大將西郷隆盛、大兵上京するを目撃する、豈之を默視するに忍びんや。抑、此原因たるや、警視某々等、隆盛を暗殺せんとせるに由る、即其供出する所、別冊の如し、宜く其源に溯り、處するに法律を以てすべし。且、該犯數十名の如き、當縣廳已に本廳の檢事に附し、檢事は司法省に具申したり、其犯數の證ある者、想ふ已に司法卿の之を陛下に奏問する所あるべし。仰ぎ願はくは、陛下速に非常の宸斷を垂れたまはんことを云々。

柳原勅使は、縣令大山が賊軍給與の形迹明かなるを以て之を拘致し、又裁判所を閉鎖せしめ、以て復命す。岩村通俊、大山に代りて縣令と爲る、未、治所に就く能はず。黒田は長崎に還り、海陸の兵を以て賊の背後を突かんことを請ひ、少將山田、高島、大警視、川路等と、八代を奪ひ長驅して進む、之を別働旅團と曰ふ。

官軍別に背後より衝く

木戸與岩倉書、此度の一舉、薩州の誰があしきと申事も無御座候、只日本一體の勢力平均を失ひ、彼縣へ相傾きしこと、天下皆人の知る所、誠に王政の御瑕瑾と奉存候に付、年來同朋もあたまを押へて、日夜安神不得仕候。西郷老人尤可歎之至にて、残念と相考申候。十年前の事を想へば、西郷ありてこそ、孝允も薩と合力いたし、其驥尾によりて聊一新の盛時にも遭遇仕候ひしに、今後の處は不才淺識、不思寄と存奉候。田原坂口も最初の算用と齟齬、已に二十日近く相成候得共、其功無之、日々六七十万の彈藥を費し陸軍も限り有之候に、日々百五六十人の死傷、已に傷人のみ二千五百人有之由、死人は未詳實に大難戰にて御座候。于此漸く背後大攻撃の論被行、黒田・高島相働き可申都合、山田も初發より一途此見込のみ申居候て、出發仕候。川路も少將兼任にて此口へ出張の都合に御座候間、此一戰にて一段落相付候事と屈指相待申候。敵も決して可悔ものに無御座候へば、毎毎申上候通、此一戰はかばか敷も不參節は、大に趣向を改め不申ては、不容具、消果るまでの奉公に御座候間、此上は天也と御安心奉祈候。三月十九

日は是れ蓋木戸の危篤に陥れる日の書にして、一戰の終るを見ずして躬果して消亡したり。

薩軍に應せる士民、及び官軍の兵力、時に兩軍交戦四十日、三月の末に及べど、薩人慄悍、氣勢益、振ひ、新に兵を郷里に募り、八代を襲ひて、更に官軍の背後を擾がす。福岡縣、大分縣及び山口縣の士族、又之に應して起る。其福岡(越智彦四郎を首領とす)、山口の徒、一撃散滅せりと雖、大分(中津の増田宋太郎、竹田の田島武馬)の徒は走りて薩人に投ず。

論者或は曰ふ、當時薩軍にして熊本城攻圍逗留の拙策に出でず、疾く進みて小倉・福岡の間に突出し、一意に中原進取の路を開くに於ては、海内の志士政府に反抗せんとするもの、到處に蜂起し、山縣陸軍卿の所謂天下土崩の勢を生せんも、未知るべからざりしと。其九州蜂起の諸藩は、飢肥(佐土原延岡、高鍋最も先んし、肥後に於ては熊本、人吉又已に興る。豊前には中津、豊後には竹田、筑前には越智武部黨あり、皆薩軍の形勢如何を察し、時機を俟ちて前後に勃發し、長州の町田梅之進も之に同じ、四國に於ては土

佐の林有造、大江卓等あり、紀州の陸奥宗光部下に連なり、伊豫の大洲、宇和島には武田豊城、飯淵貞幹等の徒あり、阿波徳島には井上高格の徒あり。これら觀望して、或は未發せざるに先ち、政府の探知する所と成り、前後逮捕に就きし者あり、或は徒に其計畫を胸臆に描けるのみにして、空しく中止したるものあり、其形影一ならず。

日向は舊島津氏其諸縣郡を領し、爾餘の數郡に四藩あり、曰く佐土原(島津、淡路の所領)、曰く厭肥(伊東氏の所領)、曰く延岡(内藤氏の所領)、曰く高鍋(秋月氏の所領)、幕府の直轄縣二あり、曰く美津、曰く宮崎是なり。王政維新、藩を廢し、宮崎縣を置き、雖もなく又之を廢して鹿兒島縣に合し、以て十年の亂に及べり。私學校黨の東上せんとするや、日向の有志先を争ひて與同したるもの六箇團體あり、曰く佐土原七小隊、島津啓二郎、鯨島元の督する所、曰く厭肥三小隊、伊東直記、川崎新五郎、小倉處平の督する所、曰く延岡隊、大島景保、壺谷英孝の督する所、曰く高鍋隊七百人、柿原宗敬、泥谷直養、秋月種節の督する所、曰く高鍋福島隊、坂田諸藩の督する所、曰く都城隊、東風正の督する所、是なり。肥後の熊本には、池邊の率ゆるものの外に民權黨あり、是れルーソーの民約論に據り、常に自由主義を主張せるが爲に、學校黨と相合はず。而も其目的は、專制政府を打破するに在りしを以て、平川惟一、宮崎八郎、有馬源内等、相謀して一小隊を作り、同く薩軍に投合することゝなれり。

兩軍の比較

人吉藩、相良氏の舊臣、那須拙速、神瀬龜三等百餘人、二小隊を作り、薩軍に隨從せしが、熊本敗績の後、人吉亦陥るに及び官軍に降る。

官軍は近衛鎮臺屯田^{北海}の諸兵、盡く發して力なほ足らず、府縣の義勇壯夫を募る、二萬人。其銃を手にせずして短兵を專にする者は、拔刀隊の名あり、其他巡查隊あり七千人、合して六萬に上る^{死傷其四分一}。艦船は軍艦十一隻、運漕船四十艘、海上相應して攻守通報の務を爲す。而して薩人海軍無し、主として歩戦を爲す、又彈丸火藥に乏しく、戎裝整はず、思ひくの出立なり。「勝てば官軍負ければ賊よ」と謠ひ、悉く三州^{薩摩}日向の士民、役に堪ゆるものを徵發して四萬と號す^{死傷二分一}。其死を決して力闘、未曾有の烈戦を爲す。砲烟血雨、山野爲に色を變し、彈丸其樹木に穿ち、蜂巢の如し。熊本城連絡の未通せざるや、俗情前途を危ふみ、人々相疑ひ、戯に兩軍の勝敗を賭する者あり。

西南の亂には、官軍軍隊補充の方法確立せず、古來の戰爭に於ける輜重、(小荷駄、即後方兵站事務)の法も備ふる所少し、給養に非常の苦心を重ねたり。又軍隊は疾病と死傷とにて、著く減員せるも、戰鬪面益擴大しければ、新に軍隊を編制するの已むなきに至り、壯兵を募り、僅に數週練習して、皆出戦せしめたり。而も此壯

舊士族と土百姓の兵力

兵は概して舊藩士族なりしも、戦に臨めば土百姓(徴兵)の勇敢なるに及ばざるを見る。即ち士族も平民も、一旦軍隊に入り練習を経るや、其武勇の本質を發揮するに、二者殆も差異なきを驗知したる也。

岩倉右府の書に曰ふ。今後の模様は、萬一兵員増加無之ては不叶の場合にも至候節、俄に之を士族に徵募せば、一は徴兵の新制を敗り一は政府の威令にも係り、又重事なり。然れども、兵員不足を告ぐるときは、已むを得ざる儀に付、東京に於て強壯の輩三四千名は、巡査に徵募して之を操練せしめ、追日出發せしめては如何。(木戸孝允朱書、今日、士族其外より無用の兵を募るは、最も不可なり、此際善く後害を慮らすんば有るべからず、薩摩を討ち、又一小薩摩を生ずるなり)。庄内彌叛狀顯然候は、處處分云々。今日の景況、庄内の如きは素より小敵に付、留守輩盡力速に撲滅の功を奏すべし。山形縣の方は一大隊繰込可申との評議也、米澤其外、兼て庄内と敵視せし舊藩士族を徵募する積り、越後も之に準すべく候。

按、東北の諸縣には、舊藩士蜂起の虞ありしや實ならん。而も山形縣の舊鶴岡藩、庄内動搖の報は、最も政府を駭し、にや、内務權大書記官船越衛陸

士族募集の可否

鶴岡藩士の警戒

軍中佐山地元治をして、之が警備に任せしめ、當時の縣令三島通庸と謀り鎮撫を勉めて僅に無事を得たり。薩人も、庄内人は奥州白川まで切て上れりなど流説したり。是れ一に、戊辰の役に、鶴岡藩の善く戦ひしを想望せられしに由るといふ。

熊本の圍み解け、土佐の謀成らず 熊本は、谷將軍夙に覺悟をきはめければ士卒を勵まし籠城す、糧食漸く盡くるも、粥を啜りて尙防ぐ。而も援兵未到らず、没落朝暮に迫る、皆城を枕と期し、一人の怯づる者なし。五十餘日にして、忽然城南にあたり、一丘を隔て、般々砲聲の聞ゆるあり、初めて官軍の近づけるを知る。四月十五日、城兵氣を得て出て戦ひ、敵を逐ひて官軍に會ひ、背後の一路先通す。是れ、薩軍は城に克つ能はざるを覺り、自圍を解き陣を收めて退けるなり。同日に城北の大路亦通し、官軍熊本に集まる、薩軍猶其東南の險要に據り、或は豊後路に出て、大分縣の虛を擣かんとす。

初め、西郷の熊本を圍むや、孤城旦夕、府縣蜂起して、不平士族響のごとくに應ずべしと計れり。而も力攻抜けず、府縣の遙に應ずるもの少し。高知縣の士族

谷將軍の死守

華人善く戦ふも根柢を抜ける

動搖、隠謀ありしと雖、遂に兵を擧げず。東北諸藩士の如き、戊辰の耻を雪ぐは此戦に在りと爲し、多く官に従ひて、薩人を撃つ。今や熊本の圍すでに解く、薩人はより山間に出没し、專奇襲を以て官軍に當る。官軍之に對し路を分ちて攻勢を取り、戰線を張ること百里、海陸相望みて之を追究す。華人名薩の古國より勇往、其陣に臨むや、彈丸一發直に刀を揮ひて進み、乗り踰え、敵壘を斬る、速きこと飛鳥の如し、故に突撃向ふ所必、破ると稱す。然れども、兵器缺け後援繼かず、人吉城先、失ひ、鹿兒島、宮崎の根柢、皆官軍に抜かれ、其勢日に衰ふ。

高知縣の諸黨派

高知縣立志社は、明治七年、板垣が征韓の廟議に敗れて歸郷せしとき設立せる者にて、社員一千餘人あり。洋學所を開き、法學所を設け、自由民權の説を講し、或は佛國革命の悲壯を童謡に載せ、或は魯國社會黨の命運を小説に作り、以て四方に傳唱せしむ、實に我國に於ける政治的結社の巨魁にして、最先なるものたり。而も別に靜儉社あり、純然たる封建の舊思想にして、大石彌太郎之を率ひ、社員は漢學を修行し、多く山野を開拓して力耕せり。又、中立社の官權主義を奉するあり。立志社の林有造、大江卓池田

土佐人の計

應助、谷重喜、岩神昂は、西郷の大兵を擧ぐるや、同志を募りて、窃に之に應せんと欲す。陸奥宗光時に元老院幹事を以て西京に在り、亦時事に快からず、以謂らく、今や大阪の鎮臺兵を九州に送り盡せり、其空虚を襲ひて城塞を取らば、前後官軍を夾撃することを得んと。林は之と謀り、銃三千挺を清國上海在住の商人に購ふ、而も之を入手する能はず。正に東京に在りて其密輸入の謀を運らし、又暗號の電報を同志に告げ、第一銃、第二暗殺、第三擧兵と定め、銃の到着するを待ちて、當路の大臣を暗殺し、然る後に兵を大阪に出さんとす。時に政府警戒して、私信に暗號を用ゆることを禁ず、陸奥因りて元老院の電報暗號を窃に授け、林等をして自在に使用せしむ。此隱謀、蓋板垣之に與らず、別に郷里に在りて、立志社員を督し、前海軍少佐片岡健吉を以て總代をなし、西京行在に到らしめ、政治改良の上奏建白を爲さしむ、而も通達せず。

當時立志社の領袖一致せず、多くは、西郷の擧兵は名義無し、必敗れんと云ふものゝ如し。林有造、竊に板垣に就きて其説を聞く、板垣曰く、大江、

岩神は、方略を予に告げ、政府の募兵に應じ、半途より「我敵本能寺に在り」
との光秀の故智を學ぶべしと勸めたり、咄何等の言ぞや云々、以て當時
の土州人の不和を伺ふべし。

片岡擬奏の大意は、公議を擴張して施政の過失を正し、立法、行政、司法の三
權を固くして、互に相侵さしむるなからんことを望み、又更に「士族の處置
徴兵の制度、地租の新法、條約の改正、朝鮮臺灣の處分、樺太の境界議定等皆
其宜きを得ず、其過失の源は人民公論の發揮せざるに起因す、今日速に民
選議院を立て、國家憲法の基礎を定むべし」といふ也。然るに、行在官吏は
書中陛下に對し不遜の言ありと爲して、一切を斥けて通せしめず。

大久保内務卿手書云、四國の模様も有之、萬一にも風波を起候得ば、兵員
不足に付、新募より外に無之と西郷（從道）も見込居候。就ては、即今同地
へ内々手を付候事有之、不遠其動靜相分可申候。唯今の處にては、何も
形跡に顯れ候事無之候と雖、種々探偵致候に、到底議論纏り兼、既に樞要
の間にて一定相成兼候趣に候。約り、内輪にて破裂、事變を醸候半歟と

被致想像、各派一彈丸と成り、神速暴發と申事は萬々無之模様候。刺
客を用ひ候様の儀は、彼の長技に候間、其邊の究策に出候歟。豊後路の
影響を及し候はん歟と氣遣候得共、此上は格別の事なしと被存候。（五
月廿三日）

既にして薩軍の敗形あらはれ、林陸奥等の計畫違ふ。又、六月、土佐人より
薩軍に遣はせし密使、豊後口の官軍に捕へられければ、政府は窃に土佐の
警戒を嚴にし、元老院議官佐々木高行、陸軍中佐北村重頼を其郷里に遣はし、
縣令渡邊國武と與に、所在に貯藏せる兵器を押收す。尋いて刺客の任に
當りし岩神昂以下縛に就き、皆東京に護送せらる。翌十一年陸奥宗光拘
引せられ、八月に至りて、首謀連累の罪案皆定められ、禁獄十年以下各差あ
り。陸奥の犯跡は、大久保之を看破したるも、暫く不問に附し、以て事端を
多くするを避けし者といふ、下章に木戸と陸奥の關係を論ずる所あり、
参考すべし。

初め西南の亂起るや、政府は探偵を京攝間に縱ち、備さに土佐人の動靜を伺はし
めたり、其探偵の一人は前權少史林直庸なり。直庸は前參議後藤衆次郎の推薦

實は内輪の
探偵に破ら

九州四國の
海路

【今代憲法制定編】

九四

に由り正院に出仕し、又大内史土方久元、同中村弘毅等と、同く土佐人なるを以て
親み善し、其辭官西行するや、事岩神井原改姓の大臣刺殺の謀議に參し、窮に其動靜
を政府に密告したり。されば、直庸は治罪せられて懲役一年に處せられしも、其
出獄後の事は、土方より中村に贈りたる書簡あり、以て彼我謀略如何を知るに足
る。曰く、當時の事に關して特別の盡力に付き、機密費より特別の手當を爲し居
候得共、利期満ち候上は、再官吏に御採用相成度候。然るに、表面行政官吏には出
來不申候に付、宮内省へ御採用の義、條公の御内意に付、老兄にも時機を見計、御推
薦被下度候云々。果然、宮内官吏と爲り其餘生を送れりと。(西南記傳)又、薩土の
交通につき、官軍は薩軍の陣營に搜りて桐野の書を獲たることあり。其書に曰
く、過日、高知縣迄斥候船差出し置候處、既に去月二十八日頃より、蒸汽船五艘、九州
と四國の通路取締候趣にて、空く歸り申候。高知縣も起り候由、しかしカシハ島
へも巡查兵三十名ばかり上陸故、地に寄付き不申、漸く書面を届け申候由に候。
庄内は白川迄出で、靜岡も起り、何れも上洛の説は、正説と相聞え申候。今の勢に
ては、賊も極切迫には相違これ無く、近日諸口も勢整ひ、此の機會に可有之と存申
候、不取敢上洛の御報のみ。二白、豐後路は彌よろしく御安心可被下候、七月十一
日、交通の希望ありしも、遂げざりし狀明かなり。其、庄内(鶴岡)、靜岡(舊幕人を指す)
の蜂起、上洛は虚説なれど、たま／＼薩人の意中を暴露する者に似たり。其官軍
を指して賊と曰ふなど、最、桐野の膽氣を見るべし。

西南の亂平ど 八月、薩軍日向の北隅に蹙み、愛嶽アキタに在り。隆盛轉戰二百日
事の成らざるを見、餘衆は悉く謝して之を散し、麾下の精銳四百に擁せられ、突
然重圍を潰る疾行して去る。死して故郷の土とならんと欲する也。官軍敵を
逸して其向ふ所を知らず、忽傳ふ鹿兒島城市の地賊に奪はると、不日にして官
軍之に萃まり、備を嚴くし力を厚くし、砲撃日夜、必殲滅を期す。九月廿四日城
山陥る、隆盛以下、亂軍の間に斃る。餘衆降參の徒は、其國事犯なるを以て、臨時
裁判所を開かれ、輕重に従ひて處斷せらる、刑せられし者凡二千八百名なりし
とぞ。

城山の重圍方に成り、西郷の命運迫るや、山縣參軍は勸降書を西郷に與へ
て、君は初めより事の非なるを知りて、壯士に奉戴せられたるに非ずや、然
れば則今日の事たる、一死を以て壯士に與へしに外ならざるが故に、人生
の毀譽を抛ちて之を度外に措き、復天下後世の議論を顧みざる而已、嗚呼
君が心事たる寔に悲からずや云々、而も是れ固より西郷を識る者の言に
あらず。西郷は九月二十二日陣中に書示し、今般河野主一郎、山野田一輔

西郷終に斃

【第四章 十年丁丑の亂】

九五

【今代憲法制定編】
の兩士を敵陣に遣はし候儀、全く味方の決死を知らしめ、且義舉の趣意を以て大義名分を貫徹し、法廷に於て斃れ候賦に候間、一統安堵致し、此城を枕にして決戦可致候に付、今一層奮發し、後世に耻辱を殘さる様覺悟肝要に可有之候也云々。

中村敬字祭丁丑亡者文、凡物之發、必有所由、丁丑之事、吾不知其由誰而發、由西郷君耶、由從君之士夫子弟耶、由君之敵黨耶、均不得而知也。雖然、成則功臣、敗則逆賊、此則君之所知也、敵黨之所知也、士夫子弟之所知也、不獨是也、吾亦知之矣、天下亦知之矣。不見華聖頓乎、爲亞美利加之始祖、名垂萬世、功蓋四海、若其敗則不過于英國之一罪人而已矣。余不幸不一見君面、唯聞君善撫衆心得闔國之人望。由是觀之、丁丑之事、或非由君而發也、其或爲士夫子弟所擁、而不能自己耶。抑余有說焉、君者天生異人、蓋世豪傑、其成不足爲君之榮、其敗不足爲君之辱、均足以益加君之大也已、於君何憾哉、獨其從君而死者、實爲可憫焉。雖然、事成則與君共榮固也、不成而死亦與君共不朽云々。○副島蒼海鹿島改葬碑銘曰、余西郷氏故友也、大

久保氏故友也、以余爲二人友、其同州之人、往往與余親善云。今鹿島有河野主一郎者、來説曰、曩與西郷氏同死、事者夥矣、半已皆歸葬焉。其餘散在薩日隅、肥後、豊後等州、谿谷山林間、就死處而瘞之、無由弔祭、今謀改葬於西郷氏塋次。要皆薩日隅、兩肥、兩豊、筑前、對馬、大和、土州、長州、秋田、庄内人也。請子傳之。余唯唯曰、有是夫、余大久保氏厚也、又西郷氏友也、審二人之忠義無二、與日月爭光。自余征韓議上、二人論相忤、事相反。厥後一以興師清君側、一以討逆立功名、余念之、獨淚漣漣下也。塚之纍纍、孰敢執愆。抑君等改葬當矣、誼厚矣、友弗問於死生也、王者所弗憎、聖人所不禁、盡矣。碑而銘之曰、冢之纍纍、與山並壽、就承之祭、平生之友。

戰亂平定の後、大久保内務が岩村鹿兒島縣令に與へし書に曰く、今後民治一層の苦慮、前後深察仕候。諸郡外城士族に於ては、所謂士着にて、力食の甚相立居候に付、是は格別難事に無之候得共、鹿兒島城下の士族に於ては、疲弊の極點に候。併、佐賀縣に比較候得者、此節除族の者は、家祿非沒收に治定し、民治上一の幸なれば、何卒公債證書の本を不失、是を資本にして、自營

の道相立候様致度ものに候。中原以下も、臨時裁判所に於て糾問有之候處、愈判然相成、安心無此上、最明白の義、其地へ布達候は、人氣一新可仕と致愚考候云々。而も縣下の人心は、東京政府に歸伏せず、戦亂の當時には城下なる大久保、川路、奈良、原、其他東京に在官して名ある者の舊家屋は、皆破却せられたり。是れ私學校從軍者の兒童妻女等の業にして、老人も之に加り、刀劍斧鋤等を携へ、白晝暴行、兇威當るべからず、殺戮にも及びし程なりしとぞ。翌年五月、島田一郎が大久保を殺せりとの報、縣下に到達するや、男女老幼相告げて皆快哉を唱へ、途上相遇ふ者互に慶祝し、去年戦歿者ある家に於ては、往々赤飯を炊きて報復の意を叙ふるものさへありて、すべて官吏を嫉惡するの情愈固し。已にして民權自由の論、一世を風靡し、地方議會を開かれければ、縣下の士民も亦此に因りて黨派を生じ、國會招集に及び、益激甚となり、ために父子兄弟、夫婦比隣の情義を傷めしのみならず、公私大小を論せず、必雌雄黑白の競争を爲し、同志會派を民黨と呼び、公正派を吏黨と稱へて、互に讒誣誹謗す。甚しきは民黨橋、吏黨道、同一

路を分岐するに至れり。此反目對抗は年を経て釋然たらず、稍く清國征伐の頃より、縣下官民一致の氣運に向へりと云ふ。

三宅雪嶺曰、南洲の性格は、單純なるが如くして、最も複雜、複雜なるが如くして、最も單純なり、幾經辛酸、志始堅、丈夫玉碎、耻顧全、我家遺法人知否、不爲兒孫買美田とあるは、翁の言行全く相一致す。而も碎けたりと雖、碎けざるが如く、美田を買はざりしも、之を買ひしと異ならず、之を他の瓦全して、類に美田を買へるものに比し、孰を得策とし、孰を失策とすべきか。抑此翁何故に征韓論を以て波瀾を捲き起ししか、附和雷同せしは多く壯士にて、稍智慮に富める者は皆應せず。蓋當時翁の志とせしは、露國に對して準備するに在り、翁に反對せし者も之を恐れての事なりしが、三十年後の今日より觀れば、先に妄想と認められし論も、案外に妄想ならざりしを明證し得べきに似たり。殊に丁丑の兵亂は、種々の方面に禍害たりしかど、軍政の整備、及び兵隊の訓練に與りて、著大の効能ありしは、今更云ふを要せず。爾後我邦は列強に對して、智能を錬磨するに怠らざりしも、勇敢無比の薩兵と戦ひしは、官軍忘るべからざる經驗たりしに相違なし。南洲は豫め之を期して亂を起し、に非ず、兵亂に關しては、自身覺らざるもの多かりしならんも、意外の禍害を生じ、又意外の利益を遺し、は、豈奇ならずや。翁の大智なるが如く、大愚なるが如き所、是れ其の大人物たる所以ならんか。

第五章 第二維新

亂中の政府 九年、十年、長薩に變亂ありしより、西國諸藩、維新の軍勞を恃める者と、東國諸藩、戊辰の賊名を憾める者、功罪稍其所を變へて平均し、府縣亂を思ふの人心、全く一洗す。陸海徵兵の制度も、亦此戰爭を経て大に整ふ、故に第二維新の稱あり。文政の事も、此前後より見るべき者あり。

此戰爭の最中に方り、内閣顧問木戸孝允、西京に薨す、木戸は知慮深遠にして、才俊多く之に附く、誠忠國を思ひ、論策する所多しと雖、晩年多病、又、前原西郷の亂に會ひ、其宿志を達せず、世之を愛惜す。(五月)

木戸が岩倉に寄せし書(二月十五日)に曰く「去月、鹿兒島彈藥強奪の後は、元より兵戈の兆は現然にて、諺にも「雁も飛べば鳩も飛ぶ」と申す如く、世間の臆病士族共に影響候は、當然の事と存候。元來、御一新も餘り廉價の買物に御座候間、毫も好み候事には無之、爲國家人民、可歎の至に候へ共、腕力を頼み國家の法憲を破り候者は、至當の罰に被處候は、不得已事と奉存候。

木戸松壽の死

一新は餘りに廉價に買はれたり

木戸が大久保と相違する所

「今一度、御一新を買受くるの苦勞を不仕ては不相成事」と、東京御發轍後も度々奏聞仕、難有も頓に御決定被爲遊、南海の平定を窺覽不被爲在ては、還幸不被仰出事と奉伺候。影響は必然、中國、四國に可及と想像仕候。御一新以來、孝允日夕不能怠者、治民の一條にて、從來此説の不被行者、兎角竊に歎息仕候。一月四日の詔書も被仰出、國家斯る困難に際し候へば、尙又民事は片時も被捨置候ては不相濟候。大久保も西上に付ては、元より一定の譯と存候と雖、萬々一毫釐の齟齬する時は、此度は孝允も一番不歸の地に投し、御奉公仕度候。毎々申上候通、大久保先生の人物には、毫も間然する所無之、敬服仕候へ共、行政上の事は、先才子の説を專に取用ひ、孝允等の愚説は一向味はひ貫ひ候事出来不申。是は年來大久保と説の違ひ候所にて、前途を想像候ても、此事は人々の性質より出来候ものに付、一時は兎も角、到底六ヶ敷事と奉存候。孝允は此度何卒率先の奉公を頻に希望仕候、是は公然大久保へ語り候ても不苦次第にて、平生より頻に憐察を奉仰候所に候。御一新の戰爭も治民の事なり、佐賀、肥後、長州、其外擊殺候も治

民の爲なり、然るに何故に治民の策には輕易の決斷を貴び、過酷の處分に陥り候哉、一圓合點に落ち不申、孝允心底甚不安に候。此上に毫釐も齟齬候時は、所訴も無之候間、心事吳々惘察を賜り置かれ度事に御座候、恐惶謹言。

西南記傳曰、紀州の謀士陸奥宗光は、丁丑一月の當時、木戸に説きて西郷必討を主張し、又、板垣退助、後藤象次郎の二人を内閣に入れしめ、之を機として内政を革新し、以て天下の耳目を洗發せんことを期したり。陸奥が後日、隱謀發覺して法廷に問はるゝや、其口供に「明治八年の聖詔に依り、立憲政體の端緒開かれたるに感戴し、不肖ながら幾分翼賛し奉らんと微力を盡せり。然も其後漸次進歩せんとする政體は、或は退歩するに似たる者あり、故に宗光之を職掌により政府に抗論し、又私交を以ても諸人に忠告せり。尋いて鹿兒島變亂の兆あり、終に暴發に及びたる際、宗光は舊紀州藩募兵の建言に依り上京、木戸顧問へ意見を述べ、當時同僚なりし河野幹事、柳原議官も、なるべく速に民選議院を設立すべしと建議せり。此兩人の考も亦宗光と異ならざるなり。夫の憲法の如きは、元老院に於て既に立案し在れば、勅裁の上、何時之を布告せらるるも難事には非ず。米國の憲法は英國と戦争の中に成り、佛國の憲法は外寇と内亂との間に布告し、伊太利の憲法は羅馬攻圍の中に成れり。去年、我國の西南騒亂は甚しと雖、前數國の例に比較

するに足らず、天下の人心は皆必之を喜悅するも、決して之を妨ぐるものなしと云々、以て其の意向を見るべし。かくて、木戸が如何なる程度までこの陸奥の計畫を聞きしやは審なられど、後藤の入閣に賛成したる一點は掩ふ可からざる事實なり。本來、後藤の入閣は、大久保伊藤の好まざる所なり、而も今木戸は陸奥・中島行信を通して後藤に結びければ、大久保も或點までは木戸の意見を容れて、板垣は兎も角も、後藤の入閣を拒まざる迄に進行したるものゝ如し。已にして四月十五日、官軍熊本城に聯絡したるに由り、形勢俄然一變し、政府は紀伊土佐の募兵案を罷め、併せて後藤の入閣問題を中止したり、木戸が深憂を懷きて死せるも此際とす。

西南ほゞ定まるや、七月を以て車駕東京に還り、天皇勸業博覽會に臨ませらる。大久保、殖産興業を急務とし、戰亂全く平ぐる後に及び、益農商工作皆競ふの風潮を起さしめんと欲し、政府連に之が助成保護を爲す。往年藩政の時、田野河海は各禁制ありしが、一時之を解きしを以て、桑茶の産増加せりと雖、濫伐濫漁の爲に損傷する者少なからず、此に至りて稍其注意を復す。

九年二月、大久保内務の建議案に曰く、勸業博覽會の意義は、萬物を遺類なく一場間に蒐集し、百工相見て互に奮ひ、商賈交易の途を兼ね開かしむる

に在り。今、海内の形勢を洞察するに、固有の工藝日に衰敗の勢あり、且、時勢變して風俗改まり、工藝亦變更す。然るに、邊陲の小工、徒に古製を固守して時様を察せず、薩の陶工の如き是れ也。或は一時の小利を射んとし、て製品を粗にし、終に聲價を失するは、加賀の銅工の如き是れ也。或は時世に後れて技巧の進まざるもの、西陣織工の如き是れ也。概して之を言ふ、我工藝に此の三病を免かれざるもの、十の八九に居る。故に海外輸出を得べきものにして、現在萎靡して振はざる者枚擧に暇あらず。此に於て博覽の一會を企て、内國所有、天產人工の物産を蒐集し、其數量價格と、性質の良否、利用の可否とを、仔細に調査せしめん、云々。

大久保内務卿が府下駒場に農學校を起し、時、前島少輔に語りて曰ふ、本邦は農を以て國の本と爲すとは、古來の通言なり、實に瑞穂は建邦の基にして、國は農に因りて立てり。而して其政治を顧みるに、專、費用夫役を農民に徵收するを以て之を稱して國本と稱し、大賈と爲せし如し。即、百姓の負擔を重くし、之を以て納租の器械視せしに因る。而して上古は之を論せず、近世に及び種々の法令あり、皆農民に誅求せんが爲にこそ設けたれ、之を愛重養護せる者一も見るべからず

農業の學校

商業の學校

換言すれば、農の政事なく、農の教育無し、而も尙漫に國本と稱せるは、怪むに堪へざる也。幸に今日、本校の開設あり、農の教育初めて端緒に就けり、國本是より厚きを加ふるを得ん。前島因りて商業學校私立の請を爲す。大久保曰く、商業學校の私立設備は、工部大學に比するも經費其額寡小なり、農學校に照すも多しと爲さず、此額を以て商業教育を振起するを得ば、國家何ぞ保護に吝む所あらん、然れども官立と私立の利不利は、研究せざるべからずと、後、私立の籌辦を以て商業學校を創めらる。

徳川氏の末世は、既に泰西の學術を農業界に輸入する端を啓きしが、明治九年に至り、政府は札幌農學校を北海道に起し、九年に駒場農學校を東京の郊外に設け、是より簡易の農學校は相踵いて諸方に設立せられ、學術應用の普及を見るに至れり。米は明治の初めに年額約三千萬石、四十年の後には約五千萬石、麥は一千万餘石より二千餘萬石に増加す、其他の農産之にかなふ。

殖産政治の着手 蓋、大久保の富國策は、之より先、海外巡覽の際に之を得、八年

五月已に建議せるも、忽劇行はれず。其大意に曰ふ、方今國勢の趨向、徒に開化の虚名を擁して、竟に貧弱の實害を蒙らんとす、何をか開明と云ふ、凡宮室衣服、船艦兵器より、學藝技巧百般の器械、日用の雜品、大概舊觀を改め、電信、汽車、煤燈の類、更に構造を新にするもの、此なり。何をか凋耗と云ふ、彼舊觀を改め、構造

大久保の富國策

を新にするもの、各官省の用度より、人民需求する所、海輪船載に係らざるものなく、購入日に窮りなくして、輸出年々限りあり。况、毛布綿絲糖鐵民間の供用夥多にして、茶絲蠶卵の産出僅に増殖すと雖、一切輸入物品に敵する能はず。而して工業未擧らず、商法未盛ならず、各地方の衰狀、歲一歳より甚しく、生理寂索に歸するもの、此なり。維新以來、夙に意を此に留めしと雖、亦勢の已むを得ざるものあり、深く嘆息すべし。今や内外事平穩に歸せり、着手の先務緊要とする處、樹藝、牧畜、農工商を獎勵すること、海運の道を開くこと、此數者を舉行するにあり、云々。

明治初年の國情は、井上達澤の論にも見ゆる所あり、曰く、歐米諸國は、民皆實學を務めて智識に優なり、故に人々各自其力に食む能はざるを以て大耻と爲し、而して我士民は即之に反す。士は徒に父祖の祿に藉るを知りて、未文武の科を究むるを知らず、農は徒に郷土の常に仍るを知りて、未耕種の術を講するを知らず、工は徒に傭作の價を論するを知りて、未器械の巧を求むるを知らず、商は徒に鋪録の利を争ふを知りて、未貿易の法を明かにするを知らず。是れ皆其力に食むこと能はざるものにして、其際一二才識を以て稱せらるゝものありと雖、多くは請託機に投し、壟斷利を網するの輩に過ぎず。甚しきは詐欺百出、誣冒萬變、産を破

り、家を亡ぼすに至るもの比々として之あり。今斯の如きの輩を驅りて、一朝俄に開明の域に届らしめんと欲す、又猶卵を見て時夜を求むるが如きなり、云々。時に海洋の運漕業は、三菱會社岩崎彌太郎が、外人を驅除して、漸く沿岸航路を回復するあり、交通その便を増したり。官民是より起業富國に熱心し、鐵道を敷き、電線を架し、港灣河川の修築、耕牧地の開拓頻に行はる。間、失計して功無く、又遅延久しきに及ぶ者ありしも、猶試験の益を收むるを得たり。

政府は、明治三年、人民に洋船を獎勵し、四年廢藩と同時に、幕府及び諸藩の所有船十數隻を集め、廻船問屋、飛脚問屋等を一團となして之を貸與し、郵便汽船會社と曰はしむ。乃、横濱神戸間の船客は五兩、米百石の運賃は百二十兩と稱せり。此會社は政府の厚き保護あるに拘はらず、組織其宜きを得ずして、社内の紛擾相續ぎ、加ふるに外國船の競争ありて、事業振はず終に八年を以て瓦解したり。土佐の人岩崎彌太郎は、舊藩主山内侯の所有船數隻を假り、以て三菱會社を創め、夙く海運業を營みしを以て、政府は之に先の郵便汽船會社に貸下げたる者と征臺役に購入したる船舶、合三

【今代憲法制定編】
 一〇八
 十餘隻を貸與し、毎年二十五萬圓の航海助成金をを下付し、又別に海員養成のため、商船學校を建置せしむ、之を近時海運勃興の初期とす。之に由り帝國沿海航路より外國商船を驅逐し、支那定期航海を創む。十年西南の亂、政府は汽船十隻を外國より購入し、又之を三菱會社に附し、兵械糧食の運搬に當らしめしかば、ますます盛大となり、社外船は合二十七隻六千五百噸に過ぎざるに、三菱社船は三十二隻、二萬六千噸に上れり。既にして共同運輸會社は、兵商二途の目的に適合する船舶を造ると稱し、十六年政府の優渥なる保護の下に起立し、三菱會社と激烈なる競争を爲ししも、十八年交綏して三菱と合併し、郵船會社と改稱す。
 造船業は既に舊幕府において肥前長崎の飽浦アノクラに相模の横須賀に船渠を設け工場を建て、一時事業に着手せしも、間もなく天下騷亂せしかば、完備にいたらずして止みしが、維新後、政府において修築を加へ、さらに廣島縣吳港に船渠を設けらる、海軍造船所是なり。其飽浦造船所は、十七年に至り三菱造船會社に下附せらる。兵庫縣の川崎造船所は、明治の初年、金澤澤商社の製鐵場を收められし者にて、十七年三菱會社に貸與せられ、又川崎正造へ下附せられし者とす。東京

石川島造船所は、舊幕府の末、水戸藩が創建して旭日丸を製造せし地なり、維新の後、平野富二、海軍省の許可を得て、此に西洋式船舶を製造し一時に名あり。大阪川口の鐵工所は、海軍省の雇傭英國技師ハンダーが明治十四年獨力創立せしものとす。これらの工場は、船舶の製造をなす傍、蒸汽機械及び礦山、紡績等の機械橋梁の類をも製造せり。

鐵道の汽車開通は、其初め遅々たること甚し、明治五年、東京・横濱間及び大阪・神戸間合七十哩の鐵道を通し、九年大阪・京都間を竣工す、全く官營たり後數年にして鐵道會社初めて起り、十六年東京・高崎間、二十年に東京・仙臺間を、二十一年に高崎・直江津間を、二十二年に東京・京都間を、二十四年に仙臺・青森間を、二十六年に神戸・廣島間を、三十一年に門司・長崎間を、三十四年に廣島・馬關間を聯絡し、こゝに北青森より南長崎に達する帝國縦通の幹線成り、枝線及び接續は前後に相望めり。是れら皆公私の經營に成るものとす、凡四千哩。西南亂は、大に電信機の必要を喚起し、其架設を急ぎしより十八年には、其幹線を全國都邑に普通するに至り、遂に郵便事業と合同經營の方針を執り、逓信省を置かる。二十三年より著く局所を増設して、聯

絡を延長し、其水底線は臺灣一千二百哩(明治三十年の沈設)をさへ成功す。無線電信は試験數年、未公共一般の實用に供せられず、日露戰役に我軍用にのみ供せられたり。外國電信は、明治四年、大北部電信會社は來りて我長崎と上海及び浦鹽間に海底線を沈設しければ、六年、東京長崎間線の開通と共に、初めて外國電信を取扱ひしが、長崎以外の送電は、大北部會社に委託する者とす。電信機の發明に次げる電話機は、明治十一年初めて、之を東京に試み、諸官廳間に使用し、電信と等しく官の專業となす方針を執り、二十三年、東京横濱に之を設置す。當初は加入皆募集の獎勵をなし、程なりしに、民間に於て必要を逐ひて覺られ、三十年には已に東京大阪間約三百五十哩の長距離電話線を架したり。

政府は汽力電氣の新銳を悦び、旨として鐵道、電信を經理したるのみならず、工科の學術を勸奨し、採鑛、冶金、造船、紡績、製絲、製絨、印刷、抄紙、瓦斯灯、其他諸種の工業を起して、或は廠を置き作業し、或は機械を人民に貸付し、以て新模範を示し、汎く世を啓發誘導せんと務めたり。又、舊工匠の保護と變通は、自然の必要に

因りて行はれしも、此間時世の推遷に會ひ、毀滅衰頹せしものあり。

政府は其工部省に工學寮を置き、十年工部大學校と改め(土木學、造船學、電氣學、造家學、製造化學、鑛山學、冶金學)の科を分ち、後工科大學と改稱せらる。また十四年、職工學校を起し、陶磁、染織等に要する人才を養成し、廿七年、實業教育費國庫補助法を頒ちしより各地に於いて實業徒弟學校續々起れり。明治政府の起るや、封建制度の舊慣を破り、つとめて西洋の文物制度を輸入せしかば、忽風俗の變遷を來たし、家屋の建築より衣服調度の類に至るまで、變遷し、殊に往時領主の保護をうけし美術品及び國郡の名産と稱する工藝品が、一時に依頼を失ひたるのみならず、好尚變遷の爲、需要を失ひしものも亦少からず。武器類、茶器類の舊工匠は、諸顧客多く西洋風俗摸擬に趨りしより、其本職を失ひしかば、他の日常流行の品を造り販路を逐ひ、僅に飢渴を免れ、禮服の制改まりて、上下地、熨斗目地、紋付地の類、皆需要を失ひ、紋付地として用ゐられし羽二重のハンカチーフ地となり、能裝束類に用ゐられし紋織物の窓掛、テーブル掛となり、紋羽の綿フラ

ンネルに化したるが如き、一々枚舉するに違あらず。されども、十年西南の役後は天下いよ／＼靜謐に歸し、十八、九年ころにいたりては、西洋模倣の程度も定まり、これと同時に工業も亦漸く復古するものもいできぬ。こゝにおいて蒔繪、木金彫刻の類より、織物、陶磁器にいたるまで、精巧の品を愛翫する風俗あらはれしかば、維新の際、時勢の變遷に會ひて、沈淪せし名工も、時を得て其技術を顯し來りぬ。蓋政府は新古の物産に皆保護奨勵を加へしかど、我工業社會は、十八年、東京に開かれたる五品共進會の後、俄に勃興し來りて隆運を見るにいたれり。又一方には、さきに巨萬の資を投して設立せし模範工場の功著く顯れしかば、民間に於ても亦これに模倣して工場を組織するものいできたり、かの諸種の機械製造、化學工業、煉瓦製造、セメント製造等の如き者各所に起り、一生面を開くことゝなる。惟ふに、國の美華たる文學、美術のその跡を、明治の初期に潜めしも亦其故あらん。近年治平の德澤に因り、この文學、美術の新名目起り、今や東西兩洋の精粹を我邦に融化合成せしめんを務めんとするに至る。而も前に日本の舊文物

模範工場

工藝美術の
消長

一時消滅して、幕政と衰亡を共にするに殆かりしを忘るべからず、正に是れ波瀾の一起一仆と雖、別に詳説あらん、今此に之を悉さず。

開國五十年史云、是より先、我國に美術といふ名目なく、明治六年、我國人の澳國維也納萬國博覽會に參同し、始めて美術の譯語を用ひ、繪畫、彫塑の尊重すべきを知れり。二十一年、美術學校を建て、專斯道を教授することゝなり、宮内省に帝室技藝員を置かれ、又寶物取調局を該省中に設けて、古美術品の保護を議す。又、近時の本邦美術たる、其趨向する所固より一様ならずと雖、共に在來諸流派の陳套に厭き、近世文學の所産たる審美批評に衝動せられ、洋風繪畫の刺戟と貢獻とを受けて、以て進化を試みんとするにあらざるはなし。されば、在來諸流派の典型は、今や混淆して其間域を判明し難きものあり。彫刻には近年外人の我佩璲を好みて購ひ去るより、端なく象牙彫刻を復興せしめ、佩璲は變して席玩の牙彫となり、或は面打、或は宮彫、或は佛師、皆翕然として之に従事するに至れり。従ひて木彫の一道、古代佛工の墜緒を興し、舊式を株守せず、原型の推敲に塑土を用ひ

審美批評の
衝動

彫刻

ることとなる。金工は、維新以來、裝剣具其需要を失ひたれども、新に諸般の裝飾品に向ひて其技術を用ひ、舊來の作風を一新せしめ、彫鑄鍛の三技共に進みたり。都鄙重要な公共の建築物は、大抵既に洋風となれり、然れども、多くは尙實用の充足に局して、裝飾の豊なる眞の美術的建築は未興らず。貴族富豪の第宅、又洋風の建築を營む者、年を追ひて多きを加ふ、然れども、燕居の室は常服との關係よりして、尙和風ならざること能はず。神社佛寺の建築に至ては、依然舊式を踏襲して改めず。○西村氏自識録曰、今日の書生には巧言の徒多く、美術の如き、小説の如き者に、誇大の名稱を付し、國家の存立に關くべからざる者の如く言ひ、以て俗人を驚かす。實は、美術は國家の治亂には、毫も關係なき者にして、唯太平の文飾たるに過ぎず。小説の如きは、道德と伴はざれば、害ありて益なき者なり。

或は論して曰ふ、大久保内務の農工商に關する方策は、急進にして、而も政體には保守を尙びたり、されば、民間黨は、其助長干渉策を以て國民の眞利にあらず、宜く自然の發達に一任すべしと云ひ、漸進の論を主張するも、政體は速に之を

一變して、公議政府となすべしと、急進説を取れり、朝野の爭點實に此にあり、云々と、而も人民は必しも助長干渉を悦ばざるに非ず、官府に依頼して事を營むの風多し。但し、英國の經濟學説を承けし所の論起り、大久保の死後に及びて、盛りに非干渉を唱へ、自由貿易を以て本則とするの勢を招きたり。それには、又官民共に反省する所ありて、以て十四年前後の幾多の政變を生みたり。

産業革命とは、十八世紀の末年に當りて、英吉利に起り、次第に歐罪巴大陸に波及したりしものなるが、此事變は、西洋と日本に彼我幾分の相違あり。彼にありては、蒸氣力、電氣力の應用と機械の發明とが、國內所々に勃起し、其産業組織を變改したる者なれども、我に在りては、かゝる内勢の未、到來せざるに、一朝鎖國の開放と社會の變革により、人民は直ちに列國と競争驅逐せざるべからざる場合に陥りたり。乃、政府及民間の有志は、學理の研究と實地の應用とに並び努力し、四十年の短日月に於て、一躍してかゝる變革をなしたれば、現代日本の如きは、當に世界其例無かるべきものなり。〔煙山氏日本最近世史〕

財政の困難 維新以來十年、重大なる變革三つあり。其第一は、弱政を變じて王政と爲せしなり、其第二は、封建を變じて府縣と爲せしなり、其第三は、士族の常職を解き其家祿を處置せしなり。又重大なる事變三つにして、東北の戦亂は第一事變なり。臺灣の遠征、支那の葛藤は第二事變なり、西南の戦亂は第三事變なり。凡當初五年間は、毎歲實歲入の不足なりしを以て、紙幣を發行して之を補填し、入出の對計をなしたり。已にして廢藩の事あり、財貨の全權を完收したりと雖、多事にして多費、殊に彼の家祿の代償に公債を與へ、人民の地券を改めて正租を減し、五百餘萬圓 尋いて西郷戦争にあひ、大藏省一歲の歲入を費やす四千餘萬圓 等、國庫大に乏し。大藏卿大隈重信、大藏并に銀行紙幣を増發して一時を救ふ。而も兌換の實なければ、銀紙二幣の差を生し、十三年には銀一圓紙一圓八十錢 諸物皆價を高め、官民共に之に困む。

不換紙幣の
差流

明治九年、華士族の祿制を改め、金祿公債證書一億七千四百萬圓を發行したる後、華士族をし此公債證書を資本として銀行を設立せしめ、其紙幣發行高は三千四百萬圓、亦一種の不換紙幣なり。而も明治十年十二月、政府

工業保護金
の失敗

紙幣の現在高は九千三百萬圓ありて、是の歳の征討費として又二千七百萬圓を發行しければ、諸貨も終に其頂上に達し、一億二千萬圓てふ空前の巨額に及びたり。十一年、起業公債一千二百五十萬圓を募集したるも、紙幣銷却の効少し。各種の起業は、政府の銳意籌辦せし所なれど、効果を全くせず。當初、紙幣價格下落にあたり、當局者以謂らく、銀貨の騰貴缺乏は輸出入不平均より來り、産業の作らざるに由ると。因りて頻に産業の振起を謀り、非常の用途に供するが爲に、蓄積したる準備金を支出し、以て各種の工業を起せり。然れども其計畫は徒爲に屬し、官業は大抵損失に歸し、保護の民業も、元利共に延滞と爲り、清濟者なし。十二年六月の現計に依れば、準備金總計五千二百餘萬圓中、二千三百餘萬圓を失へりといふ。又、京濱市場の取引は銀貨に過ぎずして、金貨は年々に減少し去りぬ。八年に貿易銀を造りて外國銀貨を驅逐せんとせしより、愈金貨の影を絶ち、十一年遂に貿易銀を以て通用貨幣と定めて、銀貨本位たることを示したり。十三年に至り、政府は監獄費府縣廳舍費を地方稅支辨に移し、歲入よ

り一千萬圓を剩し、之を以て公債償却に充つるの畫策を立てたり。然れども、紙幣は下落して已まざれば、或は金銀米穀の定期賣買を停止し、投機商の掛引のために銀米の價に激變を生ずるを防ぎ、之と同時に國庫に存する數十萬圓の銀貨を横濱に賣り出し、以て銀價を下落せしめんと計りしかども、燒石に唾の諺の如く、容易に救ふべからずして、銀價一圓八十錢に上る。

米穀の定期取引は、幕府時代の昔より延米相場といひ、都會に行はれたる所ありと雖、其株式組織の取引所は、維新後始めて發生したるものなり。而して明治の初年、取引所公許の問題起るや、或は投機博奕の弊害を増加し、社會に茶毒を流すものなれば、之を嚴禁せざるべからずと論ずる者ありしも、剛議は取引公許の方針を取り、公債證書並に洋銀の取引をも公許したり。爾來、政府の取引所に臨むや時に寬嚴あり、後二十六年を以て、新に取引所法を公布し、土地商業の狀況及び賣買取引すべき物件の種類に由り、其組織の準例を示したり。

明治の初政には、歳計豫算の事無し、當時、年壯の書生、天下の政を執り、甚意を會計の事に用ゐず、政府は無限の權力あり、隨ひて收め隨ひて散すべしと思惟せ

しが如し。然れども久しからずして其容易ならざる所以を知り、二年、會計の事目に就き下問三項を草して、其末項は歳入出の事と題し、添ふるに歳入歳出比較表を以てし、因て其歳入の不足して歳出を支ふるに足らざるを示せり。後、大藏の職權を擴げて理財の統屬を得せしめ、全國歳入の多寡を總括して、歳出の増減を會計するに及び(四年に在り)、前年の會計に憑據して後年の出納を豫算し、實際收支の多寡損益を參較し、以て國用支度の便に供せり。而も是れ大藏支度の便利を謀るに止め、國用量爲の意に出てず、其規模狭し。降りて六年、時の大藏大輔井上、其職を辭するに臨み、議を朝廷に遣し、歳入常に歳出を支へず、年々負債の額を加ふるを痛言す。是に於て大隈大藏總裁、現在收支の科目を分別し、多寡出入、盈虛豊耗の數を統計表記し、以て六年の歳入出豫算表を作る。十年西南の亂、消耗莫大、國庫最戒愼を要す、故に其亂の平ぐるや、大隈は會計検査の事務を更張し、十一年検査條例を頒つ。後十三年、政府年を期して國會を開設するの意あり、銳意行政を齊整し、遂に會計法を布き、検査院を置き、その職權を定むるに至れり。然して司法の性格を帶ぶる會計検査院をして、

豫算を審査せしめしは、當時の情況に沿りて其宜しきを制せんとせる者にして、國會に代り、暫く干預する所ありし者と云ふ。

江戸幕府の舊時は、其勘定所には吟味の職ありしも、維新の後、會計の事甚檢束せず。五年、大藏少輔伊藤博文の米國に赴くや、北米聯邦政府大藏省の職制及び出納條規等を調査し、之を齎し歸る。是に於て始めて検査寮正算司を設け、金穀の納收支發に係る諸凡の請求を檢按し、傳票を作るの以前、先づ其出納の正當なるや否やを精査せしめ、大に會計上の面目を一變せりといふ。(會計検査院を置かるゝ後、統計院をも置かる、此兩院には多く新進の才人を擧用したりと稱せられたり)。

第六章 甲東死後の政府

大久保甲東の死 十一年五月、大久保刺客に會ふ、全國上下驚かざるなし、兇人は西郷黨の餘燼なり。大久保剛毅善く斷し、衆に依頼せらる、氣猛にして心和し、常に自、文吏の一に居ると稱す、薨して家に餘財なし、天子之を悼む。伊藤

國勢已に定まり、政務一貫して進む。

代りて内務卿たり、大久保すでに薨すと雖、國勢大に定まりければ、政務亦一貫して進む。乃、府縣會を創め、議員を公選して地方財政の權を分ち、先づ刑法を定め、泰西の成典學理に據りて、訴訟法、民法、商法等の取調、年を逐ひて成り、次第に法治國の意を洽くせん。時に肥人大木喬任司法卿たり、大隈は久しく財政に任し、參議の首席たり、伊藤と與に大久保薨後の國務に當る。

大久保贈右府家傳、十一年五月十四日、公將朝、會福島縣令山吉盛典、以事見、將退、公曰、且留、日者會地方官有所告、鄙意未盡、幸子至、請叩餘蘊。中興之業、成之將待三十年、分以爲三期、戊辰至今年、兵馬騷擾、內外多事、某雖管內務、不能成一事、深自慚悚、而第一期已過矣。今後十年爲第二期、變亂漸平、內治將興、此其最緊要之時、某與諸君所當努力竭誠也。至第三期、則承繼潤色、俟後賢能者。某之素志如此、凡地方官吏、知中間一期之最重最難、而以養國力安士民、自任、慎勿鹵莽蹉跎、以貽害毒。盛典感激而出、公遂朝、途歷清水谷、有兇人刺公車上。

自由黨史云、丁丑戰後の政府は、驕陽の勢を以て天下に蔽み、輕薄の士庶、争ひて其

萬歳を頌し、且、民権黨を擠陥するに朝敵、國賊等の名を以てし、世俗群衆之に和して、自由自主を口にする者を蛇蝎の如く憎忌するに至る。而も板垣は屈撓せず、愛國社を維持したりしに、是歲五月、石川縣士族島田一郎、長連豪等、大久保參議を刺し、其體にする所の新奸狀、鮮氣頗熾激を極めたり。島田、長等は、嘗愛國社の會合に參し、狀中記する所の五大罪、公議を杜絶し、民権を抑壓するを以て第一罪に數へしなり。其二、法令漫施、請托公行、恣に威福を張ると云ふ條の中に、參議黒田清隆、醉而暴怒に乘し、其妻を毆殺す、罪大刑に當る、而して大警視川路利真は何物ぞ、身非違を檢するの任に在りて、黙々不知を爲る者は何ぞと指摘し。其四、思節敵愾の徒を嫌疑し、以て内亂を醸成すと云ふ條に、江藤、前原の兵亂を首搦し、又昨年鹿兒島の事に至りては、則全く奸吏輩の陰謀密策に由る、勅命を矯飾し、王師を私用し、西郷を誣ゆるに反賊を以てするも、衆人欺くべからず、天下後世自公論の在るあり云々。

十一年八月、東京竹橋屯營の近衛兵、去年西南の役に從ひし者、恩賞に不満あり。偶、減俸の説ありしを以て、其徒二百餘人、夜に乘して砲を放ち、秣舎を焼き、士官を殺し、將に禁闕に至りて、訴ふる所あらんとし、果さず。山縣陸軍卿は、他營の兵亦之に黨する者あるを慮り、急に佐倉分營より兵を招ぎ、又警部巡查を招集し、銃器彈藥を交付して該營に抵り、二百五十人を擒縛し、其巨魁五十三人を銃殺の刑に處す。陸軍少佐岡本柳之助は、之に坐して職を罷む、軍隊の暴擧は、徵兵以後、之を初めとす。

十一年四月、第二回の地方官會議を開き、參議伊藤は木戸の繼紹者として其の議長となり、府縣會規則、地方稅規則及郡區町村編制法の三法案を議して之を可決し、大久保の薨後に發布せられたり。府縣會は公選議員を以て之を組織し、地方經濟に就きて、代議制度を實施したる者とす。其區町村會も之に同じ、共に地方自治の慣習を養成せしめんとす。既にして十三年に至り、府縣管内の大小區を廢止し、郡を以て村里を統べ、郡治を役所と云ふ。又大都會は區を以て市巷を統べしめ、東京の如きは十有五區を置く。此郡區沿革の間に村里は多く合併せられ、漸く其名數を減したりと雖、郡は其大なるものを分ちし所あれば却て増加し、六百三十一郡、北海道琉球を除く、舊數は七百九郡と爲る、市區は三十六、町は一萬一千八百六十、村は五萬八千三百三十餘。

前内務少輔前島密曰、丁丑の八月、大久保公余に問ひて曰く、予は之を説者に聞く（木戸公なりしなん）、國の大本を確立せんには、權を地方に分ち、郡縣皆自治するの制を建つるを先とすと、今之が實際の措施は如何にすべきと。余對て曰ふ、自治の事は、幕政諸藩の頃、地方多くは其大形を備へしを覺ゆ、彼の庄屋シャウヤ、名主ナヌシは、村民之

【今代憲法制定編】

一二四

を公選して官の認許を経、之に組頭、又は百姓代等、また選舉に因る者を參與せしめ、役場を組織して一村の公務公費を辨せり。或は五人組を設けて隣戸相保し、或は自身番ありて警察互に任し、非常の事は村相談を開き、長百姓の議決に聞く、猶民會と云ふごとし、亦立法行政の小組織ありと謂ふべし。近時、大小區の新制を布かれ、體裁變せりと雖、大都通市の外は、町村に舊慣猶存せり。故に之を其舊に復して、其の不文なるまゝ、行々成文の法條を加ふれば即可なり」と。翌年、伊藤卿の時に至り、府縣會、町村會を開設せらる。○夫れ千百の空言も一の事實に如かず、府縣會の一事により、今までは君公、殿様の後身にして犯すべからざる者と想はれし府知事、縣令も、町村の張三、李四と凡案を共にして談論するの已むを得ざるに至れり。従前、民間より遠く之を望みて、非常の人物と想ひし官員も、近づいて之を見れば、尋常一様にして、僅に職權を有するに過ぎざるを實見したりしかば、人心に大なる覺醒を加へ、後塵を拜して控へがちなりし郷紳も、漸く出て政治の運動に加入するに至りぬ。是れ單に政治問題にあらずして、實は大なる社會問題の發端なりき、謂はゆる自由主義の運動なるものも、此郷紳の加入を待ち、初めて士族の階級的、不平的嫉惡の性質より一變して、國民的の性質を帯ぶるに至れり。

諸法典の發布及草案 刑法は、維新の始め古律及び明清律に參考し、新律綱領を定められ、幾年ならずして又改定律令を發布し、苔杖、徒流等を廢し、刑名を

取捨して死を絞斬の二種とし、更に懲役終身刑を設け、其他は總べて懲役とす。十四年に至り、刑法、治罪法を改定せらる、これ佛蘭西法に摸したる者にして、本邦刑律の一大變革たり、治罪法は後、訴訟法の制定に因り、廢文と爲る。又、帝國憲法の制定に及び、中に裁判の大綱を條章せらる、而も爾來二十餘年、刑法の條文も實際に適せざる點あるを以て、今や又改正を経たり。改正法には、國際關係の發達に起因せる數多の規定(例へば外國に於ける犯罪、及び外國の貴顯使臣等に對する犯罪の規定の如き)を設けたること、刑の範圍を擴張し、以て千差萬別なる罪狀に適應せしむること、刑の執行猶豫の制を設け、以て近時諸國の通患たる累犯を防遏するの一策とせることの如きを、特點と爲す。

法制の整備は、主として教育、殊に法學の效果に歸すべきものとす。維新後十數年間は、佛、英、米の法律を研修し、刑法四篇四百三十條、治罪法六篇四百八十條は、ナポレオン・コードに據り、ボアソナードの草案なりければ、佛朗西學最も勢力を有せり。然るに爾後の二十年來は、獨逸學興り、今や東西兩京の大學を首とし、私立の法律大學も競ひて斯業を諸生に授く。さ

【第六章 甲東死後の政府】

一二五

れば、日本は最早過去に於ける如く、輕忽に或一國の法制を摸寫することなく、學理上及び實際上より觀察して、諸國の立法例を比較研究し、我國の實況に照して、適當なる條章を定むることとなりぬ。即、外國法繼受の域を脱して、獨立の時代に進みたるものと謂ふべきなり。

帝國憲法 第五章 司法

第五十七條 司法權は、天皇の名に於て、法律に依り、裁判所之を行ふ。裁判所の構成は、法律を以て之を定む。

第五十八條 裁判官は、法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず。裁判官は、刑法の宣告、又は懲戒の處分に由るの外、其職を免せらるゝことなし。其懲戒の條規は、法律を以て之を定む。

第五十九條 裁判の對審判決は、之を公開す。但し安寧秩序、又は風俗を害することの虞あるときは、法律に依り、又は裁判所の決議を以て、對審の公開を停むることを得。

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは、別に法律を以て之を定む。

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り、權利を傷害せられたりとする訴訟にして、別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは、司法裁判所に於て受理するの限にあらず。

民法は、大寶の古令、貞永の式目にも、其條文雜見するも、古來成典なし。大抵、近

世封建政治には、階級組織と家族制度との確立せるが爲、複雑なる法律關係を生ずること少く、國民相互の云爲は、主として道德及び各地方の慣習に支配せられたり。故に維新開國の時世に移るも、暫く其舊に依れり。而も明治三年、太政官に制度取調局を置き、佛國法典を翻譯せしめしより、此書、立法官及び司法官の爲に重要な參考の資料と爲り、一般の法律思想開發に効果あり。八年、民法編纂委員を任命せられ、爾後、外國條約改正の問題に關聯して、數次の改稿を爲ししも、久しきに涉りて定まらず。されば、後二十三年を以て、初めて其財産人事に關する條章を公布したり。然るに、此條章は一方に我國の風俗慣習に適合せざる點多きのみならず、一方は獨逸其他、近時の成典に對照して、組織不完の點亦少なからず。之に因り、議會の決議に基き、修正を行はんが爲、其實行を延期す。而して修正案は近世獨逸の様式様を採りて、總則物權債權親族、相續の五編に別ち、三十一年より之を施行することゝ爲れり。

新民法親族編は、現今歐洲に於ける個人制度と、我國舊來の家族制度とを調和し、血族六親等、傍系三親等、配偶者及姻族を親族と曰ひ、養子を血族に

【今代憲法制定編】
 準し、家の人格を廢し、唯戸主權の行はるる範圍と爲し、未成年者の保護機關として、後見人、後見監督人及び親族會の制度を認めたり。次に相続編に於ては、家督相續、遺産相續の二を認め、家督相續は被相續人の權利義務一切を承繼するものとし、遺産相續は家族の財産に屬せる一切の權利義務を繼承するものとす。

舊來の家族制度に於いて、家は法律上にも社會上にも重要な意義あり、蓋平として一の人格を備ふる者とせられ、財産を家産といひ、名聲を家名といひ、家長たる戸主は、族員を統率して祖先を祭り、以て永遠に家を保持せんとせり。されば族員には凡て獨立自由の權利なく、其家長との干渉係累は、何の場合にも互に免るゝなし、宛然たる小君主國也。而も之に加味するに儒教の孝悌を以てしければ、戸主の責任最重く、威權又高く、謂はゆる忠孝の教を此間に寓したり。今や西洋の自由思想、自治道德の論說の我に傳播し、且貴賤の別を停めて平等の義を實にし、夫の封建の君臣庶民、及び之と並べる從屬關係、大抵改廢したるを以て、人間群集の單位なる家族に於いても、變化を免れず。民法に於いては特に家を認めず、人あれば必家あり、即其戸主を定めしむといふに過ぎず。又家産を認めず、箇人甲乙の有を別つのみ、從ひて家名といふも箇人の事に外ならず。即古人が國家と稱して、一國の君主と一家の戸主を同様に思惟したる制度は、破れたるやの疑

あり。夫の家藝傳授の上の師弟の誼、家業服務の上の主従の習も之に準すべし。蓋法制の効力の波及する所と道德の風教の感化する所とは、古今已に參差を免れず、是れ歴世の事迹に考ふべし。則、推移は物の數のみ、時の宜きに依從せば、習必しも拘執せずして可なり。

歐米人之日本觀云、歐米に於ける社會の單位は夫婦なるに反し、日本に於ける社會の單位は親子なり、されば日本の社會を維持する倫理觀念は、皆祖先及び父母に對する孝道に源を發す。此家族制度は、歴史上の產物にして、社會に深き根柢を有し、進歩的指導者と雖亦其支配を免るゝこと能はず。然れども、泰西に於ける思想の中樞は個性發揮にして、立法の精神も亦各個人の天才、並に技能の發揮を務めざる莫し。則、日本の指導者は、一方に於ては人民をして國家的責任を教へたると同時に、他方に於ては獨立の氣象を殺ぎ、動もすれば依頼心を増長せしむるに似たり。かくの如く、日本には家族が社會の單位にして、其社會組織は國家の下に統べらるゝを以て、思想感情の統一亦極めて容易にして、其同一一致の行動を執りて、偉大なる効奏することを得。之に因りて、個人の權利と責任との觀念